

分類番号 :	A-A3-A37	開示	部開	不開
作成年月日 :	2011.2.25	担当者	○	
取扱年月日 :				
保存期間 :	3年	区分 :	1 2 3 4 ⑤ 6	
廃棄期日 :	2014.12.31	理由 :	協議に関する情報	
本紙を含め:	枚・冊			

法令協議等について（23. 2. 25）

1 件 名	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）について（協議）
主 管 官 庁	内閣官房
今後の予定	閣 議 3月上旬（予定）
2 骨 子	本件は、国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣による同意及び措置要求制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講ずるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正するものである。
3 問 題 点 等	改正法の多くの点について、具体的な基準、事例及び運用方法並びに改正法によって生じる不都合性に対する対応策の有無等について質問し、内閣官房から回答を得た。 ※質問提出元：文書課法令審査、情報公開室、企画評価課 ※再質問提出元：文書課法令審査、情報公開室、企画評価課
4 今後の対応	質問及び再質問のやり取りを踏まえて、手数料の無料化、内閣総理大臣の同意及びインカメラ審理等について意見を出し、内閣官房から別途協議の場を設ける旨の回答を得た。 ※意見提出元：文書課情報公開室 ※再意見提出元：文書課情報公開室 ※再々意見提出元：文書課情報公開室

法令協議第43号／担当 太郎田

各局等回答狀況

大臣官房秘書課	意見なし	大臣官房訟務管理官付	意見なし
文書課総括班	意見なし	防衛政策局防衛政策課	意見なし
文書課情報公開・個人情報保護室	第4次意見なし	運用企画局事態対処課	意見なし
文書課環境対策室	意見なし	人事教育局人事計画・補任課	意見なし
文書課防衛省図書館	意見なし	経理装備局会計課	意見なし
大臣官房企画評価課	意見なし	地方協力局地方協力企画課	意見なし
大臣官房広報課	意見なし		

23.2.15

大臣官房文書課 法令審査 御中

大臣官房秘書課

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）」について（回答）

（ 標記について、秘書課として意見ない旨回答する。

（ 秘書課担当 渡辺（20218）

事務連絡
23.2.17

大臣官房文書課法令審査 御中

大臣官房文書課総括班

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改
正する法律（案）について（回答）

（ 標記について、文書課総括班として意見等なき旨回答します。

（ 大臣官房文書課総括班担当 永田（20231）

関連文書：法協第43号（23.2.14）

分類番号 :	A-A3-A37	開示	部開	不開
作成年月日 :	2011. 2. 25		○	
取得年月日 :				
保存期間 :	3年	区分:	1 2 3 4 ⑤ 6	
廃棄期日 :	2014.12.31	理由:	協議に関する情報	
本紙を含め:	1枚・冊			

事務連絡
23. 2. 25

大臣官房文書課（法令審査）御中

大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）について（回答）

標記について、大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室として法改正準備室の回答に対し、意見なき旨回答する。

事務連絡

23.2.16

大臣官房文書課（法令審査）御中

大臣官房文書課環境対策室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する
法律（案）について（回答）

（ 標記について、大臣官房文書課環境対策室として意見ない旨回答いたします。

（

事務連絡
23. 2. 17

大臣官房文書課（法令審査） 御中

大臣官房文書課防衛省図書館

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律
(案)」について (回答)

標記について、意見等ない旨回答する。

分類番号 : A-A8-A80		開示	部開	不開
作成年月日 : 2011.2.21		<input checked="" type="radio"/>		
取得年月日 :				
保存期間 : 1年未満		区分 : 1 2 3 4 ⑤ 6		
廃棄期日 : 2012.2.21		理由 : 協議に関する情報		
本紙を含め	1枚			

事務連絡
23. 2. 21

大臣官房文書課（法令審査）御中

大臣官房企画評価課

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律
(案)について

標記について、企画評価課として意見なき旨回答する。

(担当 : 大臣官房企画評価課 井戸本 (20258)

分類番号 :	A-A9-A90	開示	部開	不開
作成年月日 :	2011.2.17	担当者	○	
取得年月日 :				
保存期間 :	3年	区分:	1 2 3 4 5 6	
廃棄期日 :	2014.12.31	理由:		
本紙を含め:	枚・冊			

事務連絡
23.2.17

大臣官房文書課(法令審査) 御中

大臣官房広報課

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律
(案)について(回答)

標記について、大臣官房広報課として意見なき旨回答する。

関連文書：法協第43号(23.2.14)

分類番号	A-Ae-Ac0	開示	部開	不開
作成年月日	2011. 2. 14	担当者	○	
取得年月日				
保存期間	1年	区分	1 2 3 4 ⑤ 6	
廃棄期日	2012.12.31	理由	協議に関する情報	
本紙を含め	枚・冊			

事務連絡

23. 2. 14

大臣官房文書課（法令審査）御中

大臣官房訟務管理官付

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律
 (案)について(回答)

標記について、大臣官房訟務管理官付として意見なき旨回答する。

関連文書：法令協議第43号

分類番号 :	B-B0-B00	開示	部開	不開
作成年月日 :	2011.2.22	担当者	○	
取得年月日 :				
保存期間 :	1年	区分 :	1 2 3 4 ⑤ 6	
廃棄期日 :		理由:	協議に関する情報	
本紙を含め :	1枚・冊			

事務連絡
23.2.22

大臣官房文書課（法令審査）御中

防衛政策局防衛政策課

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律
(案)について(協議)(回答)

標記について、防衛政策局として意見なき旨回答する。

事務連絡
23.2.18

大臣官房文書課(法令審査) 殿

運用企画局事態対処課

【法協第43号・内閣官房】行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律(案)について(回答)

標題に関して、当局より意見はございません。

運用企画局事態対処課 宇藤恭士 (20512)

事務連絡
23.2.18

大臣官房文書課（法令審査）担当 殿

人事教育局人事計画・補任課担当

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）
について（回答）

標記について、人事教育局として該当ない旨回答します。

担当：和田（20653）

分類番号	E-E0-E01	開示	部開	不開
担当者		○		
作成年月日	2011.2.18			
取得年月日				
保存期間	3年	区分：1 2 3 4 ⑤ 6		
廃棄期日	2014.12.31	理由：協議に関する情報		
本紙を含め	1枚			

事務連絡
23.2.18

大臣官房文書課（法令審査） 御中

経理装備局会計課

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部
を改正する法律（案）について（回答）

標記について、経理装備局として意見なき旨回答する。

関連文書：法令協議第43号

分類番号: F-F0-F00		開示	部開	不開
作成年月日: 2011.2.18	担当者		○	
取得年月日:				
保存期間: 3年	区分: 1	2	3	4
保存期間満了時期: 2014.12.31	⑤	6		
本紙を含め: 1枚一冊	理由: 協議に関する情報			

事務連絡
23.2.18

大臣官房文書課（法令審査）御中

地方協力局地方協力企画課

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律
(案)について(回答)

標記について、地方協力局として質問及び意見なき旨回答する。

関連文書: 法協第43号(23.2.15)

2/16 19:00

分類番号 :	A-A3-A37	開示部	開	不開
作成年月日 :	2011. 2. 14	担当者	○	
取得年月日 :				
保存期間 :	3年	区分:	1 2 3 4 ⑤ 6	
廃棄期日 :	2014. 12. 31	理由:	協議に関する情報	
本紙を含め:	枚・冊			

法協第43号
23.2.14

大臣官房秘書課総括課班
大臣官房文書課情報公開個人情報保護室
大臣官房文書課環境対策室
大臣官房文書課防衛省図書館
大臣官房企画評価課
大臣官房広報課
大臣官房訟務管理官課
各局庶務担当課
御中

大臣官房文書課（法令審査）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）について（協議）

標記について協議があったので、各局の意見をとりまとめの上、下記の日時までに回答されたくお願ひいたします。（意見のない場合もその旨回答願います。）

質問・・・2月15日（火）17:00
意見・・・2月18日（金）17:00

主管省庁	内閣官房
URL	[REDACTED]
ユーザー名	[REDACTED]
パスワード	[REDACTED]

ご確認をお願いします。

文書課担当 太郎田 (20287)

↑ 開 → 総
↑ 休 ↓
松 → 松 → 堀 → 館 ↑
木 ↓
太
質問アタ

事務連絡
平成23年2月14日

各府省等法令担当者 各位

内閣官房情報公開法改正準備室

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）」
について（協議）

標記法律案について、別添のとおり協議しますので、御質問、御意見がございましたら、
下記の期限までにメールにて提出願います。御質問等を提出される場合は事前に電話にてそ
の旨御連絡ください。

期限までに提出のない場合は、御質問等がないものとさせていただきますので、あらかじ
め御了承ください。

なお、今後の法制局審査等において変更があり得ることを御承知おきください。

※ 霞が関WANを閲覧した各府省等の法令協議窓口担当者の方は、お手数ですが、下記メ
ールアドレスまでこの事務連絡を確認した旨速やかにご連絡願います。

記

質問提出期限：2月16日（水）17:00

○ 意見提出期限：2月21日（月）17:00

<今後の予定>

閣 議 3月上旬（予定）

（連絡先）

内閣官房 情報公開法改正準備室

野澤、脇

T E L : 03-6910-0201

F A X : 03-3504-1833

E-mail : g.johokokaiho.kaisei@cas.go.jp

事務連絡
平成23年2月25日

防衛省 御中

内閣官房情報公開法改正準備室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
について (回答)

標記について2月23日付及び24日付で提出のあった再々々意見に対し、
別添のとおり回答いたします。

[本件連絡先]

内閣官房情報公開法改正準備室

担当：野澤、脇

電話：03-6910-0201

FAX：03-3504-1833

E-mail：g.johokokaiho.kaisei@cas.go.jp

(23日付け貴省ご意見)

再質問の貴室からの回答は前回の回答時と同様であり、この回答では法律改正後の運用における懸念は払拭されない。

よって、従来からも申し上げているとおり、法改正にあたっては、各省庁の現状・意見を踏まえ、改正に伴う影響等をも慎重に検討し、具体的な運用要領をまず明らかにすべきであり、法律改正後における運用上の懸念を払拭した上で、法改正を行うべきである。

また、今後こうした意見・回答のやり取りを続けても、収束しないと思われる所以、別途の調整の場を設けるべきである。

(24日付け貴省追加ご意見)

1 総論

今回の情報公開法の改正については、国民の知る権利の充実や行政の透明化に資するため、政治主導で行われるものと理解しており、その趣旨についてはもちろん賛同するものの、個別具体的な改正の内容についてみると、その趣旨を徹底しなければならないという要請と、行政機関として確保しなければならない情報保全や効率性などの要請とが上手く調整されていない事項が含まれているのではないかと考えている。

防衛省としては、現実に日々実施している情報公開作業が、法律改正後においても、引き続き防衛行政に支障なく円滑かつ確実に行われることに最も着眼して、今回の改正案を精査しているところであるが、改正後における情報公開法の運用について、特に、第16条、第21条及び第24条関連で、防衛行政に支障が生ずるのではないかと懸念しており、これまでの貴室とのやりとりを通じても、それが払拭されていないことから、現時点において、今回の改正案について賛同することは困難である。

2 各論

(1) 第16条第1項関係

開示請求手数料の原則無料化については、これまでの受益者負担の原則に反しており、安い情報開示請求を促すことにつながりかねず、また、濫用請求の増加を招くことになりかねない。更に商業的請求か否かの識別も困難であると思われる。現在の情報公開作業については、省内でも一定の作業量を伴うものとして、労力を注いで、真摯に対応しているところであるが、改正後において、濫用請求等により、また、他の改正案（期間の短縮、特

例延長の制限、見なし規定の導入など) の運用とがあいまって、一定の期間での作業量が格段に増加する可能性があることが見込まれることから、防衛行政に支障が生ずる可能性を否定できず、現時点では賛同することは困難である。

(2) 第21条関係

防衛省の情報公開については、まず当省において慎重に検討・精査した開示・不開示等の判断の後、有識者で構成される情報公開審査会による第三者からの厳格な判断を受け、これまで当省は当該審査会の判断どおりに真摯に最終判断を行っているところである。今回の改正案においては、その最終判断の前に、全部開示以外については、内閣総理大臣（内閣府）の同意を求めるとしているが、これは、①事実上、情報公開の判断・責任が行政機関の長にあることと相容れないものとなる可能性があること、②内閣総理大臣に個別具体的な情報公開に関する責任を負わしかねないことにつながること、③今回の改正の趣旨を徹底するあまり、内閣府を含め行政機関の情報公開に費やす労力を格段に増加させかねないこと、④秘匿度が高い情報に接する者を必要最小限にすることが望ましいことから、現時点では賛同することは困難である。

(3) 第24条第1項関係

情報公開訴訟において、全国の裁判所の裁判官等が、これまでとは異なり、秘匿度が高い対象文書（特別防衛秘密、防衛秘密等）をそのまま見る（インカメラ審理する）ことができるようになることは、①行政機関側がインカメラ審理を拒否できないこと、②当該文書について専門的・技術的な知見を有する行政機関が十分説明する機会が設けられない可能性があること、③事実上、秘匿度の高い文書を目にする裁判官や裁判所書記官等について、また裁判所の当該文書の管理についての情報保全に関する措置が防衛省と比べて十分ではなく、法律改正後においてそれら情報保全に万全が期される見込みもないことから、現時点では賛同することは困難である。

(4) その他

第6条関係、第10条関係及び第11条関係に関連して、法律改正後の具体的な運用要領が明確でない現時点においては、実際の情報公開作業に支障をきたす懸念があることから、具体的な運用要領について速やかに示していただき、当省の懸念を払拭していただいた上で、法律の改正をすべきであると考える。

(回答)

御提示された論点については、別途場を設け、協議したい。

（内閣官房情報公開法改正準備室担当官 殿）

再々意見（追加）を提出したいと思います。（修正案版です。）
「別途の調査等の場」における論点を
まとめたもので、最終意見となります。
現時、課長級が協議しております。
今後は政務に上げることとする。
(たゞ、外務、防衛も同様の対応を
いたします。)

事務連絡
23.2.24

内閣官房情報公開法改正準備室 担当官 殿

防衛省大臣官房文書課

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案） について（再々意見）（追加）

標記について、下記のとおり意見を提出します。

記

1 総論

今回の情報公開法の改正については、国民の知る権利の充実や行政の透明化に資するために、政治主導で行われるものと理解しており、その趣旨についてはもちろん賛同するものの、個別具体的な改正の内容についてみると、その趣旨を徹底しなければならないという要請と、行政機関として確保しなければならない情報保全や効率性などの要請とが上手く調整されていない事項が含まれているのではないかと考えている。

防衛省としては、現実に日々実施している情報公開作業が、法律改正後においても、引き続き防衛行政に支障なく円滑かつ確実に行われることに最も着眼して、今回の改正案を精査しているところであるが、改正後における情報公開法の運用について、特に、第16条、第21条及び第24条関連で、防衛行政に支障が生ずるのではないかと懸念しており、これまでの貴室とのやりとりを通じても、それが払拭されていないことから、現時点において、今回の改正案について賛同することは困難である。

2 各論

（1）第16条第1項関係

開示請求手数料の原則無料化については、これまでの受益者負担の原則に反しており、安易な情報開示請求を促すことにつながりかねず、また、濫用請求の増加を招くことになりかねない。更に商業的請求か否かの識別も困難であると思われる。現在の情報公開作業については、省内でも一定の作業量を伴うものとして、労力を注いで、真摯に対応しているところであるが、改正後において、濫用請求等により、また、他の改正案（期間の短縮、特例延長の制限、見なし規定の導入など）の運用とがあいまって、一定の期間での作業量が格段に増加する可能性があることが見込まれることから、防衛行政に支障が生ずる可能性を否定できず、現時点では賛同することは困難である。

(2) 第21条関係

防衛省の情報公開については、まず当省において慎重に検討・精査した開示・不開示等の判断の後、有識者で構成される情報公開審査会による第三者からの厳格な判断を受け、これまで当省は当該審査会の判断どおりに真摯に最終判断を行っているところである。今回の改正案においては、その最終判断の前に、全部開示以外については、内閣総理大臣（内閣府）の同意を求めるとしているが、これは、①事実上、情報公開の判断・責任が行政機関の長にあることと相容れないものとなる可能性があること、②内閣総理大臣に個別具体的な情報公開に関する責任を負わしむかねないことにつながること、③今回の改正の趣旨を徹底するあまり、内閣府を含め行政機関の情報公開に費やす労力を格段に増加させかねないこと、④秘匿度が高い情報に接する者を必要最小限にすることが望ましいことから、現時点では賛同することは困難である。

(3) 第24条第1項関係

情報公開訴訟において、全国の裁判所の裁判官等が、これまでとは異なり、秘匿度が高い対象文書（特別防衛秘密、防衛秘密等）をそのまま見る（インカーメラ審理する）ことができるようになることは、①行政機関側がインカーメラ審理を拒否できないこと、②当該文書について専門的・技術的な知見を有する行政機関が十分説明する機会が設けられない可能性があること、③事実上、秘匿度の高い文書を目にする裁判官や裁判所書記官等について、また裁判所の当該文書の管理についての情報保全に関する措置が防衛省と比べて十分ではなく、法律改正後においてそれら情報保全に万全が期される見込みもないことから、現時点では賛同することは困難である。

(4) その他

第6条関係、第10条関係及び第11条関係に関連して、法律改正後の具体的な運用要領が明確でない現時点においては、実際の情報公開作業に支障をきたす懸念があることから、具体的な運用要領について速やかに示していただき、当省の懸念を払拭していただいた上で、法律の改正をすべきであると考える。

内閣官房情報公開法改正準備室

課長の参考意見

参考意見は以下のとおり

ご回観する際の参考

(既出消す)

内閣官房情報公開法改正準備室
事務連絡
23.2.23

内閣官房情報公開法改正準備室 担当官 殿

防衛省大臣官房文書課

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律(案)
について(再々意見)

標記について、下記のとおり再々意見を提出します。

記

再質問の貴室からの回答は前回の回答時と同様であり、この回答では法律改正後の運用における懸念は払拭されない。

よって、従来からも申し上げているとおり、法改正にあたっては、各省庁の現状・意見を踏まえ、改正に伴う影響等をも慎重に検討し、具体的な運用要領をまず明らかにすべきであり、法律改正後における運用上の懸念を払拭した上で、法改正を行うべきである。

また、今後こうした意見・回答のやり取りを続けても、収束しないと思われる所以、別途の調整の場を設けるべきである。

情報公開室から再々意見が
あればまたお尋ね下さい(たゞ
て思ひます)。

(課長先生の御用意)

内閣官房情報公開法改正準備室
担当官 殿

(X年2月12日午後) 事務連絡
23.2.23

内閣官房情報公開法改正準備室 担当官 殿

防衛省大臣官房文書課

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律(案)
について(再々意見)

標記について、下記のとおり再々意見を提出します。

記

再質問の貴室からの回答は前回の回答時と同様であり、この回答では法律改正後の運用における懸念は払拭されない。

よって、従来からも申し上げているとおり、法改正にあたっては、各省庁の現状・意見を踏まえ、改正に伴う影響等をも慎重に検討した上で、具体的な運用要領を明らかにし、法改正を行うべきである。

なお、昨日、本件について、政務三役に説明したところ、以下の点について、懸念を示されたところである。

1 第16条第1項関係

開示請求手数料の原則無料化とした場合、安易な情報開示請求を促すことになるのではないか。

したがって、事務量の増加に対する措置を講ずることなく、安易に受益者負担の原則を破棄し、原則無料化とすべきではない。

また、特に濫用的な開示請求を防止するため、濫用的な開示請求を防止する旨を法案に盛り込むべきであり、権利濫用の具体的な運用に係るガイドラインの作成に当たっては、各省庁の現状を踏まえた上で、実効性のあるものにすべきである。

2 第21条関係

各行政機関が精査した上で、有識者で構成される情報公開審査会の厳格なチェックを得ているものを、更に内閣総理大臣(内閣府)が全てチェックすることは、事務量の増大と得られる効果とがマッチせず、問題があるのではないか。

また、改正に伴い、本来、行政機関の長が負うべき個々の情報開示の責任が、結果として内閣総理大臣が負うことにつながることは問題があるのではないか。

したがって、本来であれば、本規定を削除すべき。

やむを得ず本規定を設ける場合には、行政事務の効率化の観点からも内閣総理大臣の同意が得なければならない場合を限定し、政令において具体的なケースを定めることとし、例えば、答申に従わない場合や人の生命、身体又は財産の保護のため真に内閣総理大臣の同意を得ることが必要な場合などに限定すべきである。

3 第24条第1項関係

情報公開訴訟において、全国の裁判所の裁判官等が、これまでとは異なり、秘匿度が高い対象文書をそのまま見ることができるようにすることは、秘密保全との関係で問題ではないか。

したがって、このような対象文書については、裁判所においても厳格な物的、人的管理の下で、十分な配慮が払われ、取り扱われる必要がある。

また、秘匿度が高い情報は原告が同席する場では十分な説明ができず、インカーメラ審理の際に、当該対象文書について専門的・技術的な知見を有する行政機関が十分な説明する機会を設けるべきである。

事務連絡
平成23年2月23日

防衛省 御中

内閣官房情報公開法改正準備室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
について（回答）

標記について2月22日付で提出のあった再意見に対し、別添のとおり回答いたします。

本回答について、更に御意見がある場合には、2月23日（水）12：00までに、電子メールにて御提出願います。

なお、期限までに御連絡がない場合には、再々意見はないものとして処理させていただきますので、あらかじめ御了承下さい。

[本件連絡先]

内閣官房情報公開法改正準備室

担当：野澤、脇

電話：03-6910-0201

FAX：03-3504-1833

E-mail：g.johokokaiho.kaisei@cas.go.jp

1 当省意見2から8までの貴室からの回答及び理由には、以下のとおり、今後運用にあたって検討したい旨の趣旨の記述が随所に見られるが、当省の意見は、法律改正後の運用において懸念する事項を意見として申し上げているので、具体的な運用要領について明らかにしていただくことなしに、それぞれの規定について意見なしとすることはできない。したがって、貴室による回答は不十分であり、再度同じ意見を提出する。

○ 当省意見2に対する貴室からの回答の理由中

「実務上の取り扱いについては、このような本規定の改正の趣旨を踏まえ、運用されるべきものである」

○ 当省意見3に対する貴室からの回答中

「運用について検討していく」

○ 当省意見4に対する貴室からの回答中

「具体的な解釈については、できる限り速やかに検討を開始する」

○ 当省意見5に対する貴室からの回答中

「運用方法の検討に当たっては、・・・・できる限りの配慮をしていく」

○ 当省意見6及び7に対する貴室からの回答及び理由中

「具体的な運用に係るガイドラインを・・・適切に作成して、・・・万全を期してまいりたい」

○ 当省意見8に対する貴室からの回答及び理由中

「情報管理については、・・・具体的な措置が必要な場合には、当該措置を講ずることとする」

「可能な限り簡素かつ効率的な運用に努めてまいりたい」

(1 関係についての回答)

法律改正後の具体的な運用については、各省からの御意見、国会審議における議論等も踏まえ、法案成立後、政令案等（ガイドライン、マニュアルを含む）の作成段階において検討されるべきものであり、現時点においてお示しすることは困難であるが、今後、十分な時間的余裕をもって、貴省とも協議することとしたいたい。

2 当省意見9の貴室からの回答及び理由には、以下のとおり、法案の規定を変更する必要はない旨の趣旨を述べているが、法案の規定を変更しないとしても、具体的にいかなる方法で当省の懸念が解消されるのかについての言及が必ずしも見られないで、同規定に意見なしとするることはできない。した

がって、貴室による回答は不十分であり、再度同じ意見を提出する。

- 当省意見9（1）に対する貴室からの回答の理由中
「更に何らかの配慮をする必要はないと考える」
- 当省意見9（2）に対する貴室からの回答の理由中
「御意見のような新たな規定を設ける必要はない」

(回答)

(1) 貴省意見9（1）前段「インカーメラ審理において、特別管理秘密を含め当該対象文書の取扱いについては、不開示情報が原告等に知られないように十分な配慮を払う必要がある」に対する再回答

弁論期日外証拠調べの要件は、様々な要素を考慮した上、「特に必要があると認めるとき」とされているところ、改正法案は、特に機密性が高いと考えられる情報に係る不開示要件の該当性について行政機関の長の第一次的判断を尊重しており（新5条3号、4号参照）、御指摘のような特別管理秘密を含む文書はこれに含まれると考えられることから、これを不開示とした判断に十分な理由があることを被告が他の証拠によって立証することは容易であると考えられる。そうすると、御指摘のような文書についてはそもそも弁論期日外証拠調べが行われないことが多い。

仮に、弁論期日外証拠調べを実施する場合でも、弁論期日外証拠調べの対象となる行政文書については、新24条2項後段が「何人も、その提出され、又は提示された行政文書についての開示を求めることができない」と規定しているところであり、この規定により、対象となった行政文書が原告等に開示されないことはもとより、その写しを訴訟記録に添付することなども同項後段の趣旨に反すると考えている。そうすると、改正法上、訴訟記録を通じて御指摘のような文書を原告等が知り得る機会は排除されている。

これに加え、文書を見分した裁判官には秘密保持義務が課され（官吏服務紀律）、これを担保するものとして裁判官弾劾法による罷免や、分限裁判による懲戒手段も置かれている。

このように、現在の法案の規定によつても、行政文書の内容が原告等に知られないような配慮は十分になされていることから、「インカーメラ審理において～不開示情報が原告等に知られ」るのでないか、との貴省のご懸念は、十分に解消され得るものと考える。

(2) 貴省意見9(1)後段「裁判所の判断によらずとも、当該対象文書について専門的・技術的な知見を有する行政機関が十分な説明する機会を設けるべき」に対する再回答

ご意見の「専門的・技術的な知見を有する行政機関の十分な説明」が、当該文書が不開示情報に該当する旨の説明（本案に関する主張）を含むご趣旨であるならば、そのような主張は訴訟の争点に関わるものとして、答弁書や準備書面等を通じて十分に主張する機会が与えられることになる（仮に、このような本案に関する主張を原告の立ち会わない弁論期日外証拠調べにおいて行う機会を設けるべきであるとの御意見であれば、このような機会を設けることは、原告にとっては被告の主張を知らされず、したがってどのような点について裁判所が判断するのかを知らされないまま審理が進行することになり、原告にとっての手続保障に欠けることになる上、原告が適確な主張を行えないこととなる結果、充実した審理を行うことも不可能になると考えられることから、応じられない。）。

また、ご意見の「専門的・技術的な知見を有する行政機関の十分な説明」が、行政文書についての証拠調べを円滑に行うための説明（例えば、外国語で記載された文書の意味内容を説明するとか、文書上使用されている略語の意味内容を説明するなど。）であれば、このような説明は、裁判所が被告を弁論期日外証拠調べに立ち会わせた場合に行うことができる（新24条3項）。原告の立会いを否定することとの均衡上、被告の立会いも権利としては認められていないが、被告は、立会いを希望するなど、弁論期日外証拠調べの実施方法について裁判所に意見を述べることができ、被告が意見を述べた場合には裁判所においてこれを踏まえた適切な判断がされると考えている。

したがって、改正法案によっても、対象文書について専門的・技術的な知見を有する行政機関が十分な説明する機会は確保されているものであるから、この点に関する貴省のご懸念は、十分に解消され得るものと考える。

(3) 貴省意見9(2)「基本的には、裁判所において取扱資格制度を創設した上で資格を付与るべきと考える。そうでなければ、行政機関が提出又は提示しなかった場合に、それがやむを得ない理由に基づくものであると裁判所が判断した場合には、提出又は提示を求めないなどの配慮がなされるよう明記すべき」に対する再回答

(回答)

前回の回答のとおり、仮に、取扱資格が付与されない裁判官が証拠を閲読す

ることができないとすると、当該裁判官は審理から除外されることとなって、行政機関の判断により、特定の裁判官を審理から除外することが可能になることから、憲法の規定する裁判官の職権行使の独立に反するおそれがある。

他方で、新24条1項は、弁論期日外証拠調べの要件として、様々な事情を考慮して「特に必要があると認めるとき」としており、考慮される事情には、証拠の性質やこれを提出することによる行政機関の不利益も含まれると考えられる。裁判所が、これらを考慮した上、提出しないことにやむを得ない理由があると判断する場合には、裁判所はそもそも弁論期日外証拠調べを採用しないものと考えられる。すなわち、被告が行政文書を提出又は提示できないこともやむを得ないと裁判所が判断した場合に、裁判所がその提出又は提示を求めないことは現在の改正法案によっても既に明らかにされている。

3 なお、本日午後から、本件について、政務3役に対する説明を行うことを予定しております、その結果を踏まえ、改めて意見を提出することがあり得ることを申し添える。

事務連絡
23.2.22

内閣官房情報公開法改正準備室 担当官 殿

防衛省大臣官房文書課

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律(案)
について(再意見)

標記について、下記のとおり再意見を提出します。

記

- 1 当省意見2から8までの貴室からの回答及び理由には、以下のとおり、今後運用にあたって検討したい旨の趣旨の記述が随所に見られるが、当省の意見は、法律改正後の運用において懸念する事項を意見として申し上げているので、具体的な運用要領について明らかにしていただくことなしに、それぞれの規定について意見なしとはできない。したがって、貴室による回答は不十分であり、再度同じ意見を提出する。
- 当省意見2に対する貴室からの回答の理由中
「実務上の取り扱いについては、このような本規定の改正の趣旨を踏まえ、運用されるべきものである」
- 当省意見3に対する貴室からの回答中
「運用について検討していく」
- 当省意見4に対する貴室からの回答中
「具体的な解釈については、できる限り速やかに検討を開始する」
- 当省意見5に対する貴室からの回答中
「運用方法の検討に当たっては、·····できる限りの配慮をしていく」
- 当省意見6及び7に対する貴室からの回答及び理由中
「具体的な運用に係るガイドラインを···適切に作成して、···万全を期してまいりたい」
- 当省意見8に対する貴室からの回答及び理由中
「情報管理については、···具体的な措置が必要な場合には、当該措置を講ずることとする」
「可能な限り簡素かつ効率的な運用に努めてまいりたい」

2 当省意見9の貴室からの回答及び理由には、以下のとおり、法案の規定を変更する必要はない旨の趣旨を述べているが、法案の規定を変更しないとしても、具体的にいかなる方法で当省の懸念が解消されるのかについての言及が必ずしも見られないので、同規定に意見なしすることはできない。したがって、貴室による回答は不十分であり、再度同じ意見を提出する。

- 当省意見9（1）に対する貴室からの回答の理由中
「更に何らかの配慮をする必要はないと考える」
- 当省意見9（2）に対する貴室からの回答の理由中
「御意見のような新たな規定を設ける必要はない」

3 なお、本日午後から、本件について、政務3役に対する説明を行うことを予定しており、その結果を踏まえ、改めて意見を提出することがあり得ることを申し添える。

事務連絡
平成23年2月22日

防衛省 御中

内閣官房情報公開法改正準備室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
について（回答）

標記について2月21日付で提出のあった御意見に対し、別添のとおり回答いたします。

本回答について、更に御意見がある場合には、2月22日（火）11：30までに、電子メールにて御提出願います。

なお、期限までに御連絡がない場合には、再意見はないものとして処理させていただきますので、あらかじめ御了承下さい。

[本件連絡先]

内閣官房情報公開法改正準備室

担当：野澤、脇

電話：03-6910-0201

FAX：03-3504-1833

E-mail：g.johokokaiho.kaisei@cas.go.jp

1 全般

今回の法改正は、開示情報の拡大や手数料の見直し等に伴う行政事務の負担増加に対して何ら法的措置を講ずることなく、また、証拠調べにおける情報保全などが不十分であるにも係わらず、主に開示請求者の利便性の向上を目的とした法改正を行うことは問題であり、各省庁の現状・意見を踏まえた上で、改正を行うべきである。

(回答)

今回の法改正においては、予納制度の導入などが盛り込まれており、「行政事務の負担増加に対して何ら法的措置を講ずることなく」との指摘は失当である。また、「証拠調べにおける情報保全などが不十分」であるとの指摘も失当であり、貴省意見のように「問題である」とは考えていない。

2 第5条第3項、第4項関係

法改正において、「相当な理由」を「十分な理由」に改めることとしているが、更に厳格な理由が必要とされるという理由だけで、現行法との具体的な違いが明らかでない状況で、改正することは適当でなく、改正の必要性が理解できない。

なお、更に厳格な理由が必要とされるのであれば、現行法の解釈の範囲で対応すべきであると考える。

(回答)

応じられない。

(理由)

今般の改正においては、国の安全や公共の安全等に関する情報についての開示・不開示の判断には、行政機関による高度の政策的又は専門的・技術的判断を要することを考慮して、「おそれ」について行政機関の長の第一次的判断を尊重する規定を維持する一方で、3号及び4号が、行政機関の長の裁量判断を尊重するのにふさわしいものに限定して適用されるようにするとともに、司法審査において、行政機関がその判断について十分な立証を行うことを確保できるよう、現行の「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報」に改め（5条3号・4号）、その要件を厳格化し「国民の知る権利」の保障にふさわしい内容に充実させることとしている。

実務上の取扱いについては、このような本規定の改正の趣旨を踏まえ、運用

されるべきものである。なお、そもそも不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならないものであることから、一概に具体例を示すことは困難であることは御理解いただきたい。

なお、本件は、現行法の運用状況も踏まえ、国民から選出された代表者たる大臣から発案されたものであり（行政透明化検討チーム第1回会合）、当該案が有識者の検討も経て改正案となったものであることに留意されたい。

3 第10条第1項関係

当省の業務遂行に当たっては、地方公共団体等が取り扱う情報とは異なる情報を取り扱っており、単純に期限を短縮することは困難である。

また、当省で取り扱う国の安全が害されるおそれ等がある情報については、特に慎重に判断する必要があり、期限の短縮は安易な不開示決定及び期限延長の増加を招くことになる。

したがって、期限を短縮するのであれば、それを可能とするような措置（例えば、開示受付数の制限や濫用的請求の排除等）を併せて講ずるべきであると考える。

（回答）

法案成立後、濫用的請求への対処に関するなどを含め、運用について検討していくことしたい。

4 第11条第1項関係

「改正請求に係る行政文書が著しく大量」の規定について、運用上の特例規定の適用要件を限定することもあり得るとしているが、その他事務の繁忙等の事由により延長しなければならない状況は無くならず、引き続きこのような状況が生起することは十分に想定される。

したがって、特例規定の適用要件については、今後検討するのではなく、現状の運用を踏まえ、速やかに検討を開始し、その結果によって、これらの事由を適用要件として法に加えるか、現行法の運用を維持するかを判断すべきと考える。

（回答）

ご指摘の規定については、「著しく大量」の字義から逸脱する解釈をする予定はなく、法改正は必要ないものと考えるが、具体的な解釈については、できる限り速やかに検討を開始することしたい。

5 第11条第3項関係

手続の迅速化の趣旨は理解するも、行政文書が著しく大量である場合、1年の上限を超える期間を必要とする特例延長を行うことは十分に想定される。この場合、上限を定めること自体、理不尽であり、仮にみなし規定により訴訟を起こされたとしても、開示決定等がなされない限り何ら合理性も認められない規定と考える。

よって、「(同号の期間が1年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間)」を削除するなど、運用の実態に即した改正をすべきと考える。

いずれにしても、本規定の運用に当たっては、各省庁の現状を踏まえた上で、情報公開に係る業務が適正かつ円滑に遂行できるよう配慮した合理的な制度とすべきであると考える。

(回答)

本改正案の修文は、応じられない。なお、法案成立後、運用方法の検討に当たっては、各省庁の現状を踏まえた上で、情報公開に係る業務が適正かつ円滑に遂行できるよう、できる限りの配慮をしていくことしたい。

(理由)

「(同号の期間が1年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間)」と規定することにより、当該期間(期限)を超過した場合に、開示請求者は、訴訟又は不服申立てにより、行政機関の開示決定等を待つことなく、不開示決定の内容自体を争うことができるようになることから、手続きの迅速化が図られるという点だけでなく、国民の選択の幅も広がるという点で、本法の目的に達成に資すると考えられ、合理的であるため。

また、当該一定の期間を経過したからといって全て直ちに不服申立てや訴訟に移行するわけではなく、その時点での行政機関における事務処理状況等を踏まえ、開示請求者の判断により行政機関の開示決定等を待つことも可能であるから、当該一定の期間が上限であるとは必ずしも言えないところ。

6 第16条第1項関係

開示請求手数料の原則無料化とした場合には開示請求件数が増加し、その処理に要する事務量も当然増加すると考える。

したがって、事務量の増加に対する措置を講ずることなく、安易に受益者負担の原則を破棄し、原則無料化とすべきではないと考える。

また、濫用的な開示請求への対処に関し、確認的規定のような法的効果がない規定を置くことはできないと回答しているが、それでもなお、特に濫用的な開示請求を防止するため、濫用的な開示請求を防止する旨を法案に盛り込むべきであり、権利濫用の具体的な運用に係るガイドラインの作成に当たっては、各省庁の現状を踏まえた上で、実効性のあるものにすべきであると考える。

さらに、法の適正な運用を図るため、商業的開示請求を行う者が個人的な開示請求を装うことがないよう、開示請求の受付時の形式的な確認に留まらず、これを防止するための実効性のある有効な施策を盛り込むべきであると考える。

(回答)

応じられない。

(理由)

手数料は、特定の者のために特別のサービスを提供する場合に、その費用を租税などの一般財源に求めることなく、そのサービスを受ける者からその費用を補填してもらうために徴収するのが原則である（受益者負担の原則）が、今般の改正においては、開示請求権制度が「国民の知る権利」を具体化するものであり、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資するものであることから、「行政透明化検討チームとりまとめ」を踏まえ、開示請求に係る経済的負担を軽減し、開示請求権の行使をより容易にする必要性が高い、商業的請求に該当しない開示請求については、受益者負担の原則の例外として、開示請求手数料を廃止することとしたものである。

濫用的な開示請求への対処については、現行においても、権利濫用に関する一般法理の適用により対応しており、改正後においても、同様に、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障、国民一般の被る不利益等を勘案して、権利濫用に関する一般法理の適用による不開示決定の可否について個別に判断することとしたところであり、その具体的な運用に係るガイドラインを各省庁の御意見も踏まえつつ適切に作成して、各省庁において円滑な対応が図られるよう万全を期してまいりたい。

なお、先に回答したとおり、濫用的な開示請求への対処に関し、内閣法制局からは、現行において権利濫用に関する一般法理の適用により対応している中で、御指摘のような確認的規定とも言える法的効果がない規定を置くことはできない旨を強く指摘されているところである。

また、第16条第1項各号に掲げる者に該当するか否かについては、開示請求者による開示請求書の様式の選択、その記載事項等によって確認するものであり、行政機関が開示請求者の身分、開示請求の理由・目的等を個別に確認す

ることは基本的に想定していないが、第16条第1項各号に掲げる者に該当する者がこれに該当しない場合の開示請求書による開示請求をしたことが明らかであると認められる場合には、開示請求者に対し、形式上の不備として、第4条第2項に基づく補正を求め、開示請求者がこれに応じない場合には、不開示決定をすることとなる。

7 第16条第8項関係

送付に要する費用の納付について、本来、開示実施手数料をしっかり徴収することが基本であり、送付に要する費用が必要であるなら、開示実施手数料の徴収分から捻出することが適切であり、原則無料化とすべきではないと考える。

また、新たにオンライン請求による開示請求による濫用的な開示請求が生起することも想定されることから、これを防止するための実効性のある有効な施策を盛り込むべきであると考える。

(回答)

前段については、御意見の趣旨が定かでないが、開示決定等通知書に係る書面の送付に要する費用（郵送料）については、現行開示請求手数料の積算として含まれているものであり、今般の改正において、開示請求者が当該書面の送付を求める場合には、開示請求時に、（第16条第1項各号に掲げる者である場合には開示請求手数料とあわせて、）その送付に要する費用を行政機関に納付することとするものである。

オンライン請求における濫用的な開示請求への対処については、書面による開示請求の場合と同様、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障、国民一般の被る不利益等を勘案して、権利濫用に関する一般法理の適用による不開示決定の可否について個別に判断することとし、その具体的な運用に係るガイドラインを作成して、各行政機関において円滑な対応が図られるよう万全を期してまいりたい。また、第16条第5項に基づく予納手続により、開示請求を受けた行政機関が各種事務コストを投入して開示決定をしたにもかかわらず、開示請求者が開示の実施を申し出ない（開示の実施を受ける意思がない）といった濫用的とも言える開示請求を抑止することができるを考える。

8 第21条関係

行政機関が専門的・技術的な判断を行った上で、かつ、第三者的立場である審査会の公正かつ中立的な調査審議を行った案件については、当該案件について責任を有する行政機関の長が責任を持って最終的な裁決・決定を行うことが

必要であると考える。

したがって、やむを得ず本規定を設ける場合には、行政事務の効率化の観点からも内閣総理大臣の同意が得なければならない場合を限定し、政令において具体的なケースを定めることとし、例えば、答申に従わない場合や人の生命、身体又は財産の保護のため真に内閣総理大臣の同意を得ることが必要な場合などに限定すべきであると考える。

また、内閣府が当該特定文書の提出を求める際には、内閣府設置法ではなく、情報公開法上に根拠規定を設けるべきと考える。

さらに、情報保全の観点から適切な情報管理を行うため、政府統一基準の特別管理秘密に係る基準に基づく具体的な措置を講ずるべきと考える。

(回答)

同意対象の限定及び文書提出の根拠規定の新設については、応じられない。

情報管理については、政府統一基準の特別管理秘密に係る基準に基づき具体的な措置が必要な場合には、当該措置を講ずることとする。

(理由)

21条による内閣総理大臣の同意及び措置要求制度については、審査会の答申の内容及び行政機関情報公開法7条の規定の趣旨に照らして、同意及び措置要求について判断することになるが、同法7条が公益上の理由について要件裁量を認める趣旨の規定であることから、当該規定の趣旨に合致する場合を予め規定し、同意対象を限定することは困難であることから、21条2項において、考慮要件を明確にすることで、内閣総理大臣の判断基準の明確化と審査の効率化を図っている。

したがって、事前に政令で同意対象を限定することは困難であるが、可能な限り簡素かつ効率的な運用に努めて参りたい。

また、内閣総理大臣の同意及び措置要求にあたっては、情報公開法上に特段の根拠規定を設けなくとも、内閣府設置法に基づく資料提出要求で足りると考えられ、必要以上に内閣府において資料提出を求めることを抑制する意味でも、文書提出の根拠規定は不要と考える。

9 第24条第1項関係

(1) インカメラ審理において、特別管理秘密を含め当該対象文書の取扱いについては、不開示情報が原告等に知られないように十分な配慮を払う必要があると考える。

また、裁判所の判断によらずとも、当該対象文書について専門的・技術的な知見を有する行政機関が十分な説明する機会を設けるべきと考える。

・意見前段について

(回答)

応じられない。

(理由)

弁論期日外証拠調べの対象となる行政文書については、新24条2項後段が「何人も、その提出され、又は提示された行政文書についての開示を求めることができない」と規定しているところであり、この規定により、対象となった行政文書が原告等に開示されることはもとより、その写しを訴訟記録に添付するなども同項後段の趣旨に反すると考えている。このように、現在の法案の規定によっても、行政文書の内容が原告等に知られないような配慮は十分になされており、これに加えて、更に何らかの配慮をする必要はないと考えるため。

・意見後段について

(回答)

応じられない。

(理由)

弁論期日外証拠調べは、原告の立会なく証拠調べを行う手続であり、これとの均衡上、権利としては、被告にも立ち会う機会を与えていない。しかし、同時に、必要に応じて被告を立ち会わせることができることとしており、証拠調べの円滑な実施が実現できることを図っている。被告は、証拠調べの実施に当たり、立会いを希望するなど、その実施方法について裁判所に意見を述べることができることも考慮すると、現在の改正案に加えて、弁論期日外証拠調べに当たって被告が当然に説明する機会を与える必要はないと考えるため。

(2) 情報保護協定を締結している外国政府（現在時点で米国及びNATOが該当）の秘密が含まれる行政文書のインカムラ審理においては、当該協定に基づき、目的外の目的のための利用について相手国の事前承認及び取扱資格の未取得者の情報へのアクセス禁止（法令に従う取扱資格の付与）が必要となる。

したがって、基本的には、裁判所において取扱資格制度を創設した上で資格を付与すべきと考える。

そうでなければ、行政機関が提出又は提示しなかった場合に、それがやむを得ない理由に基づくものであると裁判所が判断した場合には、提出又は提示を求めないなどの配慮がなされるよう明記すべきと考える。

(回答)

応じられない。

(理由)

仮に、取扱資格が付与されない裁判官が証拠を閲読することができないとすると、当該裁判官は審理から除外されることとなって、行政機関の判断により、特定の裁判官を審理から除外することが可能になることから、裁判官の職権行使の独立に反するおそれがあると考えるため。

また、新24条1項は、弁論期日外証拠調べの要件として、様々な事情を考慮して「特に必要があると認めるとき」としており、考慮される事情には、証拠の性質やこれを提出することによる行政機関の不利益も含まれると考えられる。裁判所が、これらを考慮した上、提出しないことにやむを得ない理由があると判断する場合には、裁判所はそもそも弁論期日外証拠調べを採用しないものと考えられ、これに加え、御意見のような規定を設ける必要はないと考えるため。

事務連絡
23.2.21

内閣官房情報公開法改正準備室 担当官 殿

防衛省大臣官房文書課（法令審査）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）
について（意見）

標記について、下記のとおり意見を提出します。

記

1 全般

今回の法改正は、開示情報の拡大や手数料の見直し等に伴う行政事務の負担増加に対して何ら法的措置を講ずることなく、また、証拠調べにおける情報保全などが不十分であるにも係わらず、主に開示請求者の利便性の向上を目的とした法改正を行うことは問題であり、各省庁の現状・意見を踏まえた上で、改正を行うべきである。

2 第5条第3項、第4項関係

法改正において、「相当な理由」を「十分な理由」に改めることとしているが、更に厳格な理由が必要とされるという理由だけで、現行法との具体的な違いが明らかでない状況で、改正することは適当でなく、改正の必要性が理解できない。

なお、更に厳格な理由が必要とされるのであれば、現行法の解釈の範囲で対応すべきであると考える。

3 第10条第1項関係

当省の業務遂行に当たっては、地方公共団体等が取り扱う情報とは異なる情報を取り扱っており、単純に期限を短縮することは困難である。

また、当省で取り扱う国の安全が害されるおそれ等がある情報については、特に慎重に判断する必要があり、期限の短縮は安易な不開示決定及び期限延長の増加を招くことになる。

したがって、期限を短縮するのであれば、それを可能とするような措置（例えば、開示受付数の制限や濫用的請求の排除等）を併せて講ずるべきであると考える。

4 第11条第1項関係

「改正請求に係る行政文書が著しく大量」の規定について、運用上での特例規定の

適用要件を限定することもあり得るとしているが、その他事務の繁忙等の事由により延長しなければならない状況は無くならず、引き続きこのような状況が生起することは十分に想定される。

したがって、特例規定の適用要件については、今後検討するのではなく、現状の運用を踏まえ、速やかに検討を開始し、その結果によって、これらの事由を適用要件として法に加えるか、現行法の運用を維持するかを判断すべきと考える。

5 第11条第3項関係

手続の迅速化の趣旨は理解するも、行政文書が著しく大量である場合、1年の上限を超える期間を必要とする特例延長を行うことは十分に想定される。この場合、上限を定めること自体、理不尽であり、仮にみなし規定により訴訟を起こされたとしても、開示決定等がなされない限り何ら合理性も認められない規定と考える。

よって、「(同号の期間が1年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間)」を削除するなど、運用の実態に即した改正をすべきと考える。

いずれにしても、本規定の運用に当たっては、各省庁の現状を踏まえた上で、情報公開に係る業務が適正かつ円滑に遂行できるよう配慮した合理的な制度とすべきであると考える。

6 第16条第1項関係

開示請求手数料の原則無料化とした場合には開示請求件数が増加し、その処理に要する事務量も当然増加すると考える。

したがって、事務量の増加に対する措置を講ずることなく、安易に受益者負担の原則を破棄し、原則無料化とすべきではないと考える。

また、濫用的な開示請求への対処に関し、確認的規定のような法的効果がない規定を置くことはできないと回答しているが、それでもなお、特に濫用的な開示請求を防止するため、濫用的な開示請求を防止する旨を法案に盛り込むべきであり、権利濫用の具体的な運用に係るガイドラインの作成に当たっては、各省庁の現状を踏まえた上で、実効性のあるものにすべきであると考える。

さらに、法の適正な運用を図るため、商業的開示請求を行う者が個人的な開示請求を装うことがないよう、開示請求の受付時の形式的な確認に留まらず、これを防止するための実効性のある有効な施策を盛り込むべきであると考える。

7 第16条第8項関係

送付に要する費用の納付について、本来、開示実施手数料をしっかり徴収することが基本であり、送付に要する費用が必要であるなら、開示実施手数料の徴収分から捻出することが適切であり、原則無料化とすべきではないと考える。

また、新たにオンライン請求による開示請求による濫用的な開示請求が生起することも想定されることから、これを防止するための実効性のある有効な施策を盛り込むべきであると考える。

8 第21条関係

行政機関が専門的・技術的な判断を行った上で、かつ、第三者的立場である審査会の公正かつ中立的な調査審議を行った案件については、当該案件について責任を有する行政機関の長が責任を持って最終的な裁決・決定を行うことが必要であると考える。

したがって、やむを得ず本規定を設ける場合には、行政事務の効率化の観点からも内閣総理大臣の同意が得なければならない場合を限定し、政令において具体的なケースを定めることとし、例えば、答申に従わない場合や人の生命、身体又は財産の保護のため真に内閣総理大臣の同意を得ることが必要な場合などに限定すべきであると考える。

また、内閣府が当該特定文書の提出を求める際には、内閣府設置法ではなく、情報公開法上に根拠規定を設けるべきと考える。

さらに、情報保全の観点から適切な情報管理を行うため、政府統一基準の特別管理秘密に係る基準に基づく具体的な措置を講ずるべきと考える。

9 第24条第1項関係

(1) インカメラ審理において、特別管理秘密を含め当該対象文書の取扱いについては、不開示情報が原告等に知られないように十分な配慮を払う必要があると考える。

また、裁判所の判断によらずとも、当該対象文書について専門的・技術的な知見を有する行政機関が十分な説明する機会を設けるべきと考える。

(2) 情報保護協定を締結している外国政府（現在時点で米国及びN A T O が該当）の秘密が含まれる行政文書のインカメラ審理においては、当該協定に基づき、目的外の目的のための利用について相手国の事前承認及び取扱資格の未取得者の情報へのアクセス禁止（法令に従う取扱資格の付与）が必要となる。

したがって、基本的には、裁判所において取扱資格制度を創設した上で資格を付与するべきと考える。

そうでなければ、行政機関が提出又は提示しなかった場合に、それがやむを得ない理由に基づくものであると裁判所が判断した場合には、提出又は提示を求めるなどの配慮がなされるよう明記すべきと考える。

事務連絡
平成23年2月21日

防衛省 御中

内閣官房情報公開法改正準備室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
について（回答）

標記について2月18日付提出のあった再質問に対し、別添のとおり回答いたします。

本回答について、更に御質問がある場合には、2月21日（月）15：00までに、電子メールにて御提出願います。

なお、期限までに御連絡がない場合には、御質問はないものとして処理させていただきますので、あらかじめ御了承下さい。

＜参考＞

意見提出期限：2月21日（月）17：00

閣議：3月上旬（予定）

[本件連絡先]

内閣官房情報公開法改正準備室

担当：野澤、脇

電話：03-6910-0201

FAX：03-3504-1833

E-mail：g.johokokaiho.kaisei@cas.go.jp

2. 第5条第1号二関係について

法改正準備室は、「当該個人の権利利益を不当に害する恐れがある場合」として、当該個人の氏名を公表することにより、当該個人やその家族に危険が及ぶ恐れがある場合などは該当し得る、としているが、この「危険」とは具体的にどのようなものを指すのか。身体的な危険に限るものなのか、それとも例えば社会的地位の低下や精神的苦痛等も、この場合の「危険」に含まれるのか、回答されたい。

(回答)

「当該個人の権利利益を不当に害する恐れがある場合」には、当該個人やその家族に身体的な危険が及ぶおそれがある場合のほか、例えば当該個人に不当な圧力や中傷が加えられるおそれがある場合も該当し得る。

3. 第9条第3項関係について

回答において、「根拠となる条項や理由が同じものについては、それぞれの該当箇所を示した上で、まとめて記載することも考えられる。」としているが、同種の不開示情報が点在して記録されている該当部分について、まとめて「〇〇に関する事項」と記載することも想定されると解してよいか、御教示願いたい。

(回答)

仮に、5条各号に該当すると判断するための利益を害するおそれや支障を及ぼすおそれなどの根拠をできる限り具体的に記載した場合であっても、記載内容が同一のものである場合は、「〇〇に関する事項」等としてまとめて記載することもあり得る。

4. 第11条第1項関係について

回答において、「「開示請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかについては、法解釈上の問題であることから、・・・今後検討してまいりたい。」としているが、今後の検討によっては、適用要件を限定することもありえるのか、御教示願いたい。

仮に、適用要件を限定することもありえるのであれば、現時点で法改正も含め検討すべきではないか、御教示願いたい。

(回答)

今後の検討によっては解釈としての適用要件がより限定されることもあり

得るが、いずれにせよ「著しく大量」の字義から逸脱する解釈をする予定はない。

6. 第11条第3項関係について

回答において、「上限を1年とした上で、具体的には政令で定めることとしている。」としているが、行政文書が著しく大量である場合、1年の上限を超える期間を必要とする特例延長を行うことは十分に想定される。この場合、上限を定めること自体、理不尽であり、仮にみなし規定により訴訟を起こされたとしても、開示決定等がなされない限り何ら合理性も認められない規定と考える。

よって、「（同号の期間が1年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間）」を削除するなど、運用の実態に即した改正すべきと考えるが、見解如何。

(回答)

意見であると考えられるため、別途回答する。

8. 第16条第1項関係について

回答において、「第10条第1項又は第2項の規定に基づき開示決定等をする場合には、開示決定等期限の特例を適用する場合に比して投入する行政コストは小さいこと等を理由に予納制度を設けない。」としているが、大量請求や濫用的な開示請求を防止する観点からの何らかの措置が必要と考えているが、見解如何。

なお、濫用的な開示請求を防止するため、濫用的な開示請求を防止する旨を法案に盛り込むべきと考えるが、見解如何。

(回答)

先の回答のとおり、開示決定等通知に係る書面については、その送付を求める場合が多いと考えられ、当該送付に要する費用の納付は、濫用的な開示請求を抑止する効果があるものと考える。また、濫用的な開示請求への対処についての具体的な運用に係るガイドラインを作成することとしている。

なお、濫用的な開示請求への対処に関し、内閣法制局からは、確認的規定のような法的効果がない規定を置くことはできない旨を強く指摘されているところである。

9. 第16条第1項関係について

回答において、行政機関が確認する事項を列挙しているが、それでもなお、商業的開示請求を行う者が個人的な開示請求を装う場合は、これをどのように防止（排除）するのか、具体的な施策を御教示願いたい。

（回答）

第16条第1項各号に掲げる者に該当するか否かについては、開示請求者による開示請求書の様式の選択、その記載事項等によって確認するものであり、行政機関が開示請求者の身分、開示請求の理由・目的等を個別に確認することは基本的に想定していないが、仮に、上記の個別の確認をせずとも、第16条第1項各号に掲げる者に該当する者がこれに該当しない場合の開示請求書による開示請求をしたことが明らかであると認められる場合には、形式上の不備として不開示決定をすることとなると考える。

12. 第16条第8項関係について

回答において、「送付に要する費用を納付し、開示請求者が開示決定等通知に係る書面の送付を求める場合について、開示決定等通知に係る書面を行政機関の窓口まで取りに行く場合、オンライン請求であるため開示決定等通知に係る書面の送付が不要となる場合を除く」としているが、新たにオンライン請求やその他のFAXによる開示請求により、濫用的な開示請求を含め相当数になると見えるが、これらを防止するための具体的な規定を盛り込むべきと考えるが見解如何。

なお、開示請求者がFAXによる決定書等の送付を希望する場合の書面の送付に要する費用は、どのように取り扱うのか、御教示願いたい。

（回答）

開示請求をいかなる方法で行うかは開示請求者の判断によるところである。なお、FAXによる開示請求及び公文書である開示決定等通知書のFAXによる送付は認められていない。

13. 第21条関係について

（1）回答において、「審査会においては・・・当該情報に関する知見が不可欠であり、諮問庁たる行政機関の長は、こうした知見を背景に十分な主張を行う必要がある」とあるが、たとえば行政不服審査法第24条第2項のような制度により、行政機関の長の指定する職員が参加人として参加し意見を述べ、「十分な主張」を行うことができるのではないか。

参加人等として諮問庁以外の立場で意見を述べるのでは不十分で、諮問

序として意見を述べなければならないのであれば、その根拠とともに理由を御教示願いたい。

(回答)

「十分な主張」をするためには、開示決定等をした行政機関の長の側の参加が不可欠であると考えられるところ、貴省提示のように参加人として参加することとすると、参加に必要な手続が重畳的に付加されることになり、非効率となると考えるため、諮問庁として不服申立てに対する審査会の審査に臨む必要があると考える。

(2) 仮に裁決・決定に当たり、当該情報に関する知見が必要であると考えるのであれば、そもそも当該知見を一時的には有しない内閣総理大臣が最終的な同意権を有すること自体、矛盾ではないか、ご教示願いたい。

(回答)

内閣総理大臣は、情報公開制度の担当大臣として、「国民の知る権利」に基づく開示の必要性と、開示することによる影響の比較衡量を行うことになることから、貴省の懸念はあたらないと考える。

1.4. 第21条関係について

回答において、「「国民の知る権利」及びその具体化された権利である開示請求権と、一定の情報が開示されることにより発生するリスク（個人情報の開示による権利利益の侵害、外交情報の開示による外交交渉への影響、公共の安全への影響、業務の適正遂行への影響等）の比較考量を行うことになる。」としているが、これらについて、真に適切な判断ができるのは内閣府ではなく、最終的な責任を有する行政機関の長であり、その不開示・又は開示のリスクは、正に行政機関の長が負うべきと考えるが、見解如何。

また、これにより、行政機関の長の裁量権を狭めるものと考えるが、見解如何。

更に、13の回答に関連し、迅速な紛争決着、行政事務の効率化及び審査会の答申を更に尊重する観点からは、審査会からの答申を直接、内閣総理大臣へ送付し、内閣総理大臣は必要な判断をした後、諮問庁である行政機関の長へ送付し、裁決又は決定を行うこととする規定を盛り込むべきと考えるが、見解如何。

(回答)

当該比較衡量を行うにあたっては、「国民の知る権利」を保障するための開示請求権制度を所管する内閣総理大臣と、当該情報の開示に伴うリスクを理解する行政機関の長の間での協議によることとしたのが 21 条の制度の趣旨である。21 条の導入により、行政機関の長の裁決・決定にあたっての手続的要件は加重されるが、不服申立てに対し、裁決・決定を行う際の要件は 5 条各号及び 7 条に基づくものであり、当該規定に基づく裁量の範囲には影響はない。審査会からの答申を直接、内閣総理大臣へ送付することについては、具体的な運用に関することと考えられ、法の施行までに検討されるべきものと考えるが、可能な限り効率的な運用となるよう努めて参りたい。

15. 第 21 条第 2 項関係について

回答において、「内閣総理大臣が当該特定文書の提出を求めることがありうる」としているが、提出するのであれば、情報公開法上に根拠が必要と考えるが、いずれの条文を根拠とするのか、御教示願いたい。

また、当該特定文書が特別管理秘密であった場合の運用については、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（H19.8.9 カウンターインテリジェンス推進会議決定）」に基づき、物的管理や人的管理を強化し、秘密取扱者適格性確認制度等を導入するなどの適切な情報管理が行われるべきと考えるが、見解如何。

(回答)

内閣府設置法 4 条 3 項 41 号の 2 の事務の一環として、内閣府設置法 7 条 7 項の規定に基づき提出を求めることがありうる。

特別管理秘密に該当する文書に関する取扱いについては、具体的な運用は法の施行までに検討されることになるが、当該情報の性質に応じ、適切な情報管理が行われることになる。

16. 第 24 条第 1 項関係について

当省の想定している「適格性確認制度」とは、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（H19.8.9 カウンターインテリジェンス推進会議決定）」に基づく、政府統一基準による特別管理秘密に係る基準によるものであるが、裁判所に関しては、これらの統一基準についてどのように考えているのか、御教示願いたい。

また、回答において、「証拠調べの実施方法について被告が意見を述べることも可能」としているが、結論として、裁判官以外の裁判所職員が取り扱うことではないと解してよいか、御教示願いたい。

(回答)

質問前段：当該基準によれば適格性を欠くこととなる裁判官を証拠調べから排除するとすれば、行政府が設けた基準によって、裁判官が当該事件を審理することの可否を判断し、これを満たさない裁判官を審理から排除することになるため、裁判官の職権行使の独立性の観点から問題があると考える。

質問後段：裁判所書記官の目に触れさせない方法で証拠調べを実施するかどうかなどの判断は裁判長の訴訟指揮権に属すると考えられるが、被告が証拠調べの実施方法について意見を述べた場合には、これを踏まえた適切な訴訟指揮がされると考えている。

1.7. 第24条第1項関係について

回答により、インカメラ審理において当該行政文書について専門的・技術的な知見を有する行政機関が十分な説明する機会を設けられると解してよいか、御教示願いたい。

(回答)

裁判所の判断により、被告が証拠調べに立ち会い、指示説明など証拠調べを円滑に行うために必要な行為を行う機会が設けられている。

1.9. 第24条第1項関係について

(1) について

回答において、「弁論期日外証拠調べが実施されることはまれであると考えられる。」としているが、当省の問題意識は、正に例外的な希なケースにおいて、どうなるのかという点である。

このような希なケースにおいて、不提出の理由・経緯も考慮した上で、裁判所は、どのように適切な判断をするのか、御教示願いたい。

(回答)

当事者の攻撃防御方法の提出態様・態度などは、弁論の全趣旨としてしん酌され得る（民事訴訟法247条）。どのようにしん酌するかは受訴裁判所が個別の事案に応じて判断するものであるため、当室では御答えできるものではないが、例えば、弁論期日外証拠調べが採用されたが被告が行政文書を提出しなかつた場合であっても、それがやむを得ない事情に基づくものであると裁判所が判断した場合には、これを踏まえた適切な判断がされるものと考えられる。

(2)について

法改正準備室は、「他国の承認が得られない場合において、対象文書を提出するかどうかは、裁判上不利となる可能性と他国との信頼関係を維持する利益とを比較考量して、行政機関において判断されるべき問題」としているが、この場合、他国の承認が得られない理由として、取扱資格の未取得者の情報へのアクセス禁止（法令に従う取扱資格の付与）にどう対応するかが問題と考える。

それでもなお、「行政機関において判断されるべき問題」と解する考え方如何。

(回答)

現行の民事訴訟法223条6項に基づいて提示が求められた場合と同様である。

なお、行政機関が提出又は提示しなかった場合に、それがやむを得ない理由に基づくものであると裁判所が判断した場合には、これを踏まえた適切な判断がされるものと考えられる。

事務連絡
23.2.18

内閣官房情報公開法改正準備室 担当官 殿

防衛省大臣官房文書課（法令審査）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）
について（再質問）

標記について、下記のとおり再質問を提出しますので、お取り計らいの程よろしくお願いします。

なお、再質問に対する回答があるまでは意見を留保し、再質問に対する回答によっては再々質問させていただく場合があることをあらかじめ申し添えます。

記

2. 第5条第1号ニ関係について

法改正準備室は、「当該個人の権利利益を不当に害する恐れがある場合」として、当該個人の氏名を公表することにより、当該個人やその家族に危険が及ぶ恐れがある場合などは該当し得る、としているが、この「危険」とは具体的にどのようなものを指すのか。身体的な危険に限るものなのか、それとも例えば社会的地位の低下や精神的苦痛等も、この場合の「危険」に含まれるのか、回答されたい。

3. 第9条第3項関係について

回答において、「根拠となる条項や理由が同じものについては、それぞれの該当箇所を示した上で、まとめて記載することも考えられる。」としているが、同種の不開示情報が点在して記録されている該当部分について、まとめて「〇〇に関する事項」と記載することも想定されると解してよいか、御教示願いたい。

4. 第11条第1項関係について

回答において、「開示請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかについては、法解釈上の問題であることから、・・・今後検討してまいりたい。」としているが、今後の検討によつては、適用要件を限定することもありえるのか、御教示願いたい。

仮に、適用要件を限定することもありえるのであれば、現時点で法改正も含め検討すべきではないか、御教示願いたい。

6. 第11条第3項関係について

回答において、「上限を1年とした上で、具体的には政令で定めることとしている。」

としているが、行政文書が著しく大量である場合、1年の上限を超える期間を必要とする特例延長を行うことは十分に想定される。この場合、上限を定めること自体、理不尽であり、仮にみなし規定により訴訟を起こされたとしても、開示決定等がなされない限り何ら合理性も認められない規定と考える。

よって、「(同号の期間が1年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間)」を削除するなど、運用の実態に即した改正すべきと考えるが、見解如何。

8. 第16条第1項関係について

回答において、「第10条第1項又は第2項の規定に基づき開示決定等をする場合には、開示決定等期限の特例を適用する場合に比して投入する行政コストは小さいこと等を理由に予納制度を設けない。」としているが、大量請求や濫用的な開示請求を防止する観点からの何らかの措置が必要と考えているが、見解如何。

なお、濫用的な開示請求を防止するため、濫用的な開示請求を防止する旨を法案に盛り込むべきと考えるが、見解如何。

9. 第16条第1項関係について

回答において、行政機関が確認する事項を列挙しているが、それでもなお、商業的開示請求を行う者が個人的な開示請求を装う場合は、これをどのように防止（排除）するのか、具体的な施策を御教示願いたい。

12. 第16条第8項関係について

回答において、「送付に要する費用を納付し、開示請求者が開示決定等通知に係る書面の送付を求める場合について、開示決定等通知に係る書面を行政機関の窓口まで取りに行く場合、オンライン請求であるため開示決定等通知に係る書面の送付が不要となる場合を除く」としているが、新たにオンライン請求やその他のFAXによる開示請求により、濫用的な開示請求を含め相当数になると考えるが、これらを防止するための具体的な規定を盛り込むべきと考えるが見解如何。

なお、開示請求者がFAXによる決定書等の送付を希望する場合の書面の送付に要する費用は、どのように取り扱うのか、御教示願いたい。

13. 第21条関係について

- (1) 回答において、「審査会においては・・・当該情報に関する知見が不可欠であり、諮詢庁たる行政機関の長は、こうした知見を背景に十分な主張を行う必要がある」とあるが、たとえば行政不服審査法第24条第2項のような制度により、行政機関の長の指定する職員が参加人として参加し意見を述べ、「十分な主張」を行うことができるのではないか。

参加人等として諮詢庁以外の立場で意見を述べるのでは不十分で、諮詢庁として意見を述べなければならないのであれば、その根拠とともに理由を御教示願いたい。

- (2) 仮に裁決・決定に当たり、当該情報に関する知見が必要であると考えるのであれ

ば、そもそも当該知見を一時的には有しない内閣総理大臣が最終的な同意権を有すること自体、矛盾ではないか、ご教示願いたい。

14. 第21条関係について

回答において、「国民の知る権利」及びその具体化された権利である開示請求権と、一定の情報が開示されることにより発生するリスク（個人情報の開示による権利利益の侵害、外交情報の開示による外交交渉への影響、公共の安全への影響、業務の適正遂行への影響等）の比較考量を行うことになる。」としているが、これらについて、真に適切な判断ができるのは内閣府ではなく、最終的な責任を有する行政機関の長であり、その不開示・又は開示のリスクは、正に行政機関の長が負うべきと考えるが、見解如何。

また、これにより、行政機関の長の裁量権を狭めるものと考えるが、見解如何。

更に、13の回答に関連し、迅速な紛争決着、行政事務の効率化及び審査会の答申を更に尊重する観点からは、審査会からの答申を直接、内閣総理大臣へ送付し、内閣総理大臣は必要な判断をした後、諮問庁である行政機関の長へ送付し、裁決又は決定を行うこととする規定を盛り込むべきと考えるが、見解如何。

15. 第21条第2項関係について

回答において、「内閣総理大臣が当該特定文書の提出を求めるることはありうる」としているが、提出するのであれば、情報公開法上に根拠が必要と考えるが、いずれの条文を根拠とするのか、御教示願いたい。

また、当該特定文書が特別管理秘密であった場合の運用については、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（H19.8.9カウンターインテリジェンス推進会議決定）」に基づき、物的管理や人的管理を強化し、秘密取扱者適格性確認制度等を導入するなどの適切な情報管理が行われるべきと考えるが、見解如何。

16. 第24条第1項関係について

当省の想定している「適格性確認制度」とは、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（H19.8.9カウンターインテリジェンス推進会議決定）」に基づく、政府統一基準による特別管理秘密に係る基準によるものであるが、裁判所に関しては、これらの統一基準についてどのように考えているのか、御教示願いたい。

また、回答において、「証拠調べの実施方法について被告が意見を述べることも可能」としているが、結論として、裁判官以外の裁判所職員が取り扱うことないと解してよいか、御教示願いたい。

17. 第24条第1項関係について

回答により、インカムラ審理において当該行政文書について専門的・技術的な知見を有する行政機関が十分な説明する機会を設けられると解してよいか、御教示願いたい。

19. 第24条第1項関係について

(1) について

回答において、「弁論期日外証拠調べが実施されることはまれであると考えられる。」としているが、当省の問題意識は、正に例外的な希なケースにおいて、どうなるのかという点である。

このような希なケースにおいて、不提出の理由・経緯も考慮した上で、裁判所は、どのように適切な判断をするのか、御教示願いたい。

(2) について

法改正準備室は、「他国の承認が得られない場合において、対象文書を提出するかどうかは、裁判上不利となる可能性と他国との信頼関係を維持する利益とを比較考量して、行政機関において判断されるべき問題」としているが、この場合、他国の承認が得られない理由として、取扱資格の未取得者の情報へのアクセス禁止（法令に従う取扱資格の付与）にどう対応するかが問題と考える。

それでもなお、「行政機関において判断されるべき問題」と解する考え方如何。

事務連絡
平成23年2月17日

防衛省 御中

内閣官房情報公開法改正準備室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
について（回答）

○ 標記について2月16日付で提出のあった御質問に対し、別添のとおり回答いたします。

本回答について、更に御質問がある場合には、2月18日（金）12：00までに、電子メールにて御提出願います。

なお、期限までに御連絡がない場合には、再質問はないものとして処理させていただきますので、あらかじめ御了承下さい。

<参考>

意見提出期限：2月21日（月）17：00

閣議：3月上旬（予定）

○ [本件連絡先]

内閣官房情報公開法改正準備室

担当：野澤、脇

電話：03-6910-0201

FAX：03-3504-1833

E-mail：g.johokokaiho.kaisei@cas.go.jp

1. 第5条第1号ニ関係

法改正準備室は、「行政機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合」とは、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令250号）別表備考二の「専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合」を示すもの、としているが、これは具体的にどのようなものを指すのか。具体的な例を挙げて回答されたい。

(回答)

例えば、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）における懇談会等行政運営上の会合や、これらに類するものが考えられる。

2. 第5条第1号ニ関係

法改正準備室は、「当該個人の権利利益を不当に害する恐れがある場合」とは、当該個人の私生活に影響を及ぼす場合を想定している、としているが、これは具体的にどのような場合を指すのか。具体的な例を挙げて回答されたい。

(回答)

例えば、当該個人の氏名を公にすることにより、当該個人やその家族に危険が及ぶおそれがある場合などは該当し得ると考える。いずれにしても、該当するかどうかは、開示請求があった都度、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益を比較考量した上で、個別に判断することになる。

3. 第9条第3項関係

第5条各号の不開示決定については、不開示情報が記録されている部分ごとに根拠及び理由をできる限り具体的に記載することとされているが、同種の不開示情報が点在して記録されている部分を個々の具体的に記載することが合理的でないときは、「○○に関する事項」（例えば、自衛隊の編成に関する事項、自衛隊の運用に関する事項）と同じ不開示情報が記載されている部分をまとめて記載することは認められるのか、御教示願いたい。

(回答)

根拠となる条項や理由が同じものについては、それぞれの該当箇所を示した上で、まとめて記載することも考えられる。

4. 第11条第1項関係

法改正に当たっては、現在の運用を踏まえ、あらかじめ運用方針を示した上で、法案を検討することが必要であり、現状の運用において特例規定の適用要件として認められている他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙等の事由を今後は認めないとするのであれば、法にこれらの適用要件を追加するべきと考える。

「改正請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかは、「1件の開示請求書に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによる」ものとして、運用上、特例規定の適用要件を限定することに関する前回の質問に対し、法改正準備室は「行政透明化検討チームとりまとめや各省庁の意見を踏まえ、今後検討する。」としているが、なお、コメント欄上での運用を改め、検討チームの取りまとめによる要件に限定するのか、御教示願いたい。

(回答)

「開示請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかについては、法解釈上の問題であることから、その運用方針については、「行政透明化検討チームとりまとめ」や各省庁の御意見を踏まえ、今後検討してまいりたい。

5. 第11条第2項関係

第9条第2項の読み替規定において、全部を不開示とする場合には見込額を溶け込ませる必要がないと考えるが、本規定はどのような場合を想定しているのか、御教示願いたい。

(回答)

「相当の部分」についてのみ9条2項に規定する不開示決定を行う場合も想定される。

6. 第11条第3項関係

行政文書が著しく大量である場合、政令で定める1年以内の期間を超える特例延長を行うことは十分に想定されることから、「（同号の期間が1年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間）」とあるを「（同号の期間が政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間）」とするなど、数千枚を超える行政文書に係る作業や他国への照会に期間を要する場合などの運用の実態に即した改正が必要と考えるが、見解如何。

(回答)

開示決定等期限の特例を適用した場合における残りの行政文書の開示決定等については、引き続き「相当の期間内にすれば足りる」こととしているが、この「相当の期間」が必要以上に長期間とならないようするため、この場合にみなし不開示が可能となる一定の期間を設定しているものである。

この一定の期間については、手続の迅速化を図るという本法改正の趣旨とともに、各行政機関における本法の運用状況等を踏まえて設定する必要があることから、上限を1年とした上で、具体的には政令で定めることとしている。

7. 第16条第1項関係

第16条第1項各号に掲げる者に該当するか否かについて、開示請求者から、自己は同項各号に掲げる者に該当しないとの異議申立てがあった場合は、審査会へ諮問することになるのか、根拠とともに御教示願いたい。

(回答)

第16条第1項各号に掲げる者に該当するか否かについて、実務においては、これらの者が行う開示請求は、それ以外の場合（開示請求手数料を徴収しない場合）とは異なる様式の開示請求書（第16条第1項各号のいずれに該当するかのチェック欄、開示請求手数料に係る収入印紙を貼付する欄を設けるなど）によることとすることにより、第16条第1項各号に掲げる者による開示請求であることと行政機関が確認できるようにすることを想定している。具体的には、行政機関から法令の規定を教示することにより、開示請求者が当該規定を十分理解した上で、該当する開示請求書を適切に選択して、開示請求を行うことを想定している。

このため、第16条第1項各号に掲げる者に該当するか否か自体は、「処分」（行政不服審査法第2条第1項）には該当せず、これについて不服申立てをすることはできないものと考える。仮に、これについて不服申立てがあった場合には、不適法な不服申立てとして却下することとなり、情報公開・個人情報保護審査会への諮問は要しない（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条第1項第1号）ものと考える。

8. 第16条第1項関係

開示請求の中には、同一案件を繰り返し開示を求めるものや大量の件数の開示を求めるもの（同一文書を繰り返し開示請求し、開示の実施を申し出ないケースも多い。）があり、開示請求手数料の原則無料化とした場合には開示請求件数が増加し、その処理に要する事務量も当然増加すると考えられる。

このため、濫用的な開示請求の増加を防止する観点からも第10条の規定に基づき開示決定等する場合にも、例えば第11条第1項に規定する予納制度のような規定を設けるべきと考えるが、見解如何。

また、濫用的な開示請求を防止するため、濫用的な開示請求を防止する旨を法案に盛り込む必要があると考えるが、見解如何。

(回答)

第16条第5項の規定に基づく予納制度は、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるとして第11条第1項の開示決定等期限の特例を適用する場合には、開示請求者が開示の実施を申し出なかった際に「無駄」となる行政コストも多大となり、問題性がより大きくなることから、「相当の部分」に係る開示決定等通知があった日から30日以内に、開示請求者は「残りの行政文書」についての開示実施手数料の見込額を予納しなければならないこととするものであり、これによって、開示の実施を受ける意思がない濫用的とも言える開示請求を抑止することができると考える。

第10条第1項又は第2項の規定に基づき開示決定等をする場合には、開示決定等期限の特例を適用する場合に比して投入する行政コストは小さいこと、また、開示請求があつた日から行政機関の休日を除き14日以内又はこれを最長30日延長した期間内に開示決定等をしなければならず、上記のような予納の手続を設けることは困難であることから、第11条第1項の開示決定等期限の特例を適用する場合の手続として予納制度を設けているものである。

予納制度のほか、濫用的な開示請求への対処については、これまでと同様に、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障、国民一般の被る不利益等を勘案して、権利濫用に関する一般法理の適用による不開示決定の可否について個別に判断することとし、その具体的な運用に係るガイドラインを作成して、各行政機関において円滑な対応が図られるよう万全を期してまいりたい。

9. 第16条第1項関係

商業的開示請求を行う者が個人的な開示請求を装うことが考えられるが、これをどのように防止（排除）するのか、本制度を周知する以外の施策を具体的に御教示願いたい。

(回答)

商業的請求に該当する場合としては、

- ① 会社法上の会社及び外国会社その他これらに類するものとして政令で定め

- る法人（会社等）又はその代理人
- ② 営利を目的とする事業として若しくは当該事業のために開示請求をする当該事業を営む個人（個人事業者）又はその代理人
- ③ 会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等又は当該個人事業者の従業員が開示請求をする場合を規定している。

実務においては、①から③までの者が行う開示請求は、これら以外の場合（開示請求手数料を徴収しない場合）とは異なる様式の開示請求書（①から③までのいずれに該当するかのチェック欄、開示請求手数料に係る収入印紙を貼付する欄を設けるなど）によることとすることにより、①から③までの者による開示請求であることと行政機関が確認できるようにすることを想定している。具体的には、行政機関から法令の規定を教示することにより、開示請求者が当該規定を十分理解した上で、該当する開示請求書を適切に選択して、開示請求を行うことを想定している。

その施行に当たっては、適正な開示請求がなされるよう、改正点について十分な周知を行ってまいりたい。

10. 第16条第2項関係

現状では、政令の規定により開示実施手数料から開示請求手数料に相当する額を減じる制度となっているが、政令の規定により商業的開示請求に係る開示実施手数料も開示請求手数料に相当する額を減じるのか、御教示願いたい。

(回答)

開示請求手数料の徴収対象を商業的請求の場合に限ることとともに併し、御指摘の制度（控除制度）は廃止する方向で検討している。

11. 第16条第5項～第7項関係

各項において、「政令で定める」旨の規定を設けているが、それについて具体的にご教示願いたい。第7項の還付に関する規定について、金銭に関する厳格な手続が想定されることから、特に第7項に係る政令について、具体的かつ詳細に御教示願いたい。

(回答)

第16条第5項の「政令で定めるところにより」については見込額の予納手続を、「政令で定める額」については閲覧の方法による場合の開示実施手数料

の額とすることを、それぞれ政令で定めることを想定している。

同条第6項の「政令で定めるところにより」については、不足額の納付方法を政令で定めることを想定している。

同条第7項の「政令で定めるところにより」については、超える額の還付についての予納した者からの請求方法（還付請求書による想定）を政令で定めることを想定している。

以上につき、更に詳細については、今後検討してまいりたい。

12. 第16条第8項関係

本規定を設ける趣旨及び政令の詳細をご教示願いたい。

また、特に「開示請求をする者は、第9条第1項若しくは第2項の規定による通知に係る書面を求めることができる。」旨の規定を設けているが、具体的にどのような場合を想定しているのか、御教示願いたい。

(回答)

開示決定等通知に係る書面又は行政文書の写しの送付に要する費用については、現行の手数料体系において、開示請求者又は開示を受ける者に納付を求めることが適当であることから、実費としての当該送付に要する費用を開示請求手数料又は開示実施手数料とは別に納付することとするものである。なお、第16条第5項の規定に基づく予納制度とともに、この開示請求時における開示決定等通知に係る書面の送付に要する費用の納付も、濫用的な開示請求を抑止する効果があるものと考える。

第16条第8項の「政令で定めるところにより」については、送付に要する費用の納付方法を政令で定めることを想定しているが、詳細については、今後検討してまいりたい。

また、「開示請求をする者は、送付に要する費用を納付して、第9条第1項若しくは第2項の規定による通知に係る書面の送付を求めることができる」の規定については、開示請求者が開示決定等通知に係る書面の送付を求める場合

(開示決定等通知に係る書面を行政機関の窓口まで取りに行く場合、オンライン請求であるため開示決定等通知に係る書面の送付が不要となる場合以外の場合)には、開示請求時に、(第16条第1項各号に掲げる者である場合には開示請求手数料とあわせて、)その送付に要する費用を行政機関に納付することとするものである。

13. 第21条関係

法改正準備室は、内閣総理大臣への「同意の求めは、審査会の諮問に沿つ

た判断をする場合でも必要である」としているが、そうであれば、不服申立ての審査庁は行政機関の長等ではなく全て内閣総理大臣とする方が迅速な紛争決着につながり、申立人の利益の観点からも、行政事務の効率化の観点からも有益ではないか。

不服申立ての審査庁を、引き続き行政機関の長等とするのはどのような考え方によるのか、御教示願いたい。

(回答)

行政機関情報公開法においては、不服申立てについて、諮問庁が情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、同審査会が専門的・中立的な見地から検討を加えた上で答申し、これを行政機関の長が裁決・決定に反映させる仕組みとなっている。審査会においては、諮問庁は、原処分の妥当性について、当該情報が不開示情報に該当すること等の主張をすることになるが、その際には、当該情報に関する知見が不可欠であり、諮問庁たる行政機関の長は、こうした知見を背景に十分な主張を行う必要がある。

こうした基本的な仕組みは、内閣総理大臣の同意制度の導入によっても変更されることはないことから、不服申立ての審査庁は、引き続き行政機関の長とすることが適切であると考える。

14. 第21条関係

「平成21年度における情報公開法の施行の状況について」（総務省情報公開推進室）の不服申立てに対する裁決・決定等の状況によれば、行政機関が審査会に諮問し、裁決・決定等を行ったもの735件のうち、審査会の答申と異なる裁決・決定等を行ったものは6件（0.8%）であり、他の729件（99.2%）は審査会の答申に沿った裁決・決定等を行っており、この729件（99.2%）について、更に内閣総理大臣が審査会の答申の内容及び第7条の規定の趣旨を考慮して、同意するかどうかを判断する必要性が乏しいと考える。

行政機関が専門的・技術的な判断を行った上で、かつ、第三者的立場である審査会の公正かつ中立的な調査審議を行った案件に対して、内閣総理大臣は、開示・不開示の利益衡量や公益上の必要性についてどのような基準によってどのように判断するのか、その際に行政機関の専門的・技術的な判断をどのように考慮するのか、併せて御教示願いたい。

(回答)

個別の案件により具体的な判断基準は異なってくることが想定されるが、

「国民の知る権利」及びその具体化された権利である開示請求権と、一定の情報が開示されることにより発生するリスク（個人情報の開示による権利利益の侵害、外交情報の開示による外交交渉への影響、公共の安全への影響、業務の適正遂行への影響等）の比較考量を行うことになる。

15. 第21条第2項関係

特定文書が特別管理秘密である場合、内閣総理大臣が当該特定文書の提出を求める想定しているのか。想定している場合、内閣総理大臣は関係職員に対し秘密を取り扱う適格性の審査し、適格性を有しない職員は当該特定文書の取扱いから排除されるのか、御教示願いたい。

(回答)

内閣総理大臣が当該特定文書の提出を求めるることはありうる。仮に、当該特定文書が特別管理秘密であった場合の運用については、実際の運用にあたって検討されることになるが、当該情報の性質に応じ、適切な情報管理が行われることになると考へる。

16. 第24条第1項関係

法改正準備室は、「裁判官について秘密を取り扱う適格性を審査し、適格性を有しない裁判官を審理から排除することは、その具体的な内容にもよるが、裁判官の職権行使の独立性を害するおそれがあり、困難である。」としているが、「その具体的な内容にもよる」とは、どのような内容を想定しているのか、ご教示願いたい。

また、裁判官以外の裁判所職員の適格性の審査についてどのように考へているのか、御教示願いたい。

(回答)

貴省の想定される「適格性確認制度」の内容が不明であることから、裁判官の職権行使の独立性を害するかどうかの最終的な判断は制度の具体的な内容による旨付言したものであるが、例えば、特定の思想信条を理由に裁判官を特定の事件の審理から排除することは困難であると考えられる。

証拠調べの具体的な方法の決定は裁判長の訴訟指揮権に属すると考えられるが、裁判官以外の裁判所職員（裁判所書記官等）については、被告の意見がある場合には、対象となる行政文書を閲読させないなど証拠調べの実施方法について被告が意見を述べることも可能である。

17. 第24条第1項関係

裁判所は、当事者を立ち会わせないでインカメラ審理をすることができる旨の規定が設けられているが、インカメラ審理において当該行政文書について専門的・技術的な知見を有する行政機関が十分な説明する機会を設けるべきと考えるが、見解如何。

(回答)

弁論期日外証拠調べに原告を立ち会わせることはできないことから、当事者の対等に配慮して、権利としては、被告の立会いを認めていない（新24条1項）。もっとも、新24条第3項は、相当と認めるときは被告を立ち会わせることができるとしており、裁判上一切の行為をすることができる行政機関の長（行政事件訴訟法第11条第6項）は、この規定に基づいて弁論期日外証拠調べに立ち会う場合がある。また、弁論期日外証拠調べの実施方法に関する意見として、立会いを希望する旨の意見を述べ、裁判所に職権の発動を促すことも可能である。

18. 第24条第1項関係

存否応答拒否に係る行政文書について、法改正準備室は、「弁論期日外証拠調べの制度趣旨が適合せず、「特に必要があると認めるとき」という要件を満たすかどうか疑わしく、又、証拠調べの目的物を特定できず、証拠として採用する旨の決定をすることは考えにくい。」としているが、裁判所は、行政機関に対して存否応答拒否に係る行政文書の存否等の情報を求めることないと解してよいか、改めて御教示願いたい。

(回答)

仮に弁論期日外証拠調べの申出があったときは、裁判所はこれに対する意見を被告に求めることになると考えられるが、これに加えて存否を明らかにするよう被告に命ずる法律上の根拠はない。したがって、被告としては、裁判所による求意見に対し、存否を含めて回答できない旨回答すれば足ると考えられる。

19. 第24条第1項関係

情報保護協定を締結している外国政府（現在時点で米国及びNATOが該当）の秘密が含まれる行政文書のインカメラ審理においては、当該協定に基づき、目的外の目的のための利用について相手国の事前承認及び取扱資格の

未取得者の情報へのアクセス禁止（法令に従う取扱資格の付与）が必要となることから、以下の点について、御教示願いたい。

(1) 法改正準備室は、「他国の承認が得られず、新24条2項前段の規定に反して行政文書を提出しなかったときに、「弁論の全趣旨」として不利に考慮される可能性がある。」としているが、提出しないことが裁判で不利に考慮され、その結果、裁判所が開示を命じた場合、他国との信頼関係に重大な問題を生起させるおそれがある。

したがって、当該対象文書の提出については、特別の配慮が払われるべきと考えるが、見解如何。

(2) 法改正準備室は、「他国の承認が得られない場合において、対象文書を提出するかどうかは、裁判上不利となる可能性と他国との信頼関係を維持する利益とを比較考量して、行政機関において判断されるべき問題」としているが、この場合、他国の承認が得られない最大の理由は、裁判官に対し秘密を取り扱う適格性の審査が行われないなどの裁判所側の制度上の不備と考えるが、なお、「行政機関において判断されるべき問題」と解する考え方如何。

(回答)

(1) について

弁論期日外証拠調べには、「特に必要があると認めるとき」という厳格な必要性の要件が課されており、他の証拠によって不開示情報該当性が判断できる場合には、弁論期日外証拠調べは実施されない。取り扱うことができる関係者を限定するなどの厳格な管理の対象となっている情報については、国の安全や公共の安全に関わるものであることが想定され、立証の対象は文書の記載内容そのものではなく、行政機関の長の判断における「十分な理由」の有無とされることから（5条3号、4号）、他の証拠によって不開示情報に該当することを立証することが容易であると考えられ、多くの場合は弁論期日外証拠調べの必要性が否定され、これが実施されることはまれであると考えられる。このような例外的な場合であると考えられるが、仮に弁論期日外証拠調べが採用されたが被告が行政文書を提出しなかった場合に、これをどのように評価するかは、不提出の理由・経緯も考慮した上で、裁判所が適切に判断するものと考えられる。

(2) について

裁判官に対し秘密を取り扱う適格性の審査が行われないことが、裁判所側の制度上の不備であるとは考えていない。

20. 第25条関係

第1項において、それぞれ「政令で定める」旨の規定を設けているが、それについて具体的かつ詳細に御教示願いたい。

(回答)

具体的には、政令案作成時に調整することになるが、既に導入されている独立行政法人等による情報提供制度（独立行政法人等情報公開法23条）では、「国民が利用しやすい方法」として、「事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行う」

（独立行政法人等情報公開法施行令12条1項）こととされており、当該規定を参考にするとともに、各行政機関に係る行政情報の電子的手段による提供について定めた現行の「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（平成16年11月12日CIO連絡会議決定）を参考にした規定ぶりとすることが想定される。各号の具体例は以下のとおりである。

- ・第1号 所管行政の概要、主要施策の基本方針等
- ・第2号 所管法令の概要、国会提出法案等
- ・第3号 国会提出後又は成立後の予算及び決算に関する情報等
- ・第4号 当該行政機関において行っている業務や制度についての評価の実施結果等
- ・第5号 上記CIO連絡会議決定のI 1(1)③の情報等

事務連絡
23.2.16

内閣官房情報公開法改正準備室 担当官 殿

防衛省大臣官房文書課（法令審査）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）
について（質問）

標記について、下記のとおり質問を提出しますので、お取り計らいの程よろしくお願ひします。

なお、質問に対する回答があるまでは意見を留保し、質問に対する回答によっては再質問させていただく場合があることをあらかじめ申し添えます。

記

○ 第5条第1号ニ関係

法改正準備室は、「行政機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合」とは、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令250号）別表備考二の「専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合」を示すもの、としているが、これは具体的にどのようなものを指すのか。具体的な例を挙げて回答されたい。

○ 第5条第1号ニ関係

法改正準備室は、「当該個人の権利利益を不当に害する恐れがある場合」とは、当該個人の私生活に影響を及ぼす場合を想定している、としているが、これは具体的にどのような場合を指すのか。具体的な例を挙げて回答されたい。

○ 第9条第3項関係

第5条各号の不開示決定については、不開示情報が記録されている部分ごとに根拠及び理由をできる限り具体的に記載することとされているが、同種の不開示情報が点在して記録されている部分を個々の具体的に記載することが合理的でないときは、「○○に関する事項」（例えば、自衛隊の編成に関する事項、自衛隊の運用に関する事項）と同じ不開示情報が記載されている部分をまとめて記載することは認められるのか、御教示願いたい。

○ 第11条第1項関係

法改正に当たっては、現在の運用を踏まえ、あらかじめ運用方針を示した上で、法

案を検討することが必要であり、現状の運用において特例規定の適用要件として認められている他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙等の事由を今後は認めないとするのであれば、法にこれらの適用要件を追加するべきと考える。

「改正請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかは、「1件の開示請求書に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによる」ものとして、運用上、特例規定の適用要件を限定することに関する前回の質問に対し、法改正準備室は「行政透明化検討チームとりまとめや各省庁の意見を踏まえ、今後検討する。」としているが、なお、コンメンタール上での運用を改め、検討チームの取りまとめによる要件に限定するのか、御教示願いたい。

○ 第11条第2項関係

第9条第2項の読み替規定において、全部を不開示とする場合には見込額を溶け込ませる必要がないと考えるが、本規定はどのような場合を想定しているのか、御教示願いたい。

○ 第11条第3項関係

行政文書が著しく大量である場合、政令で定める1年以内の期間を超える特例延長を行うことは十分に想定されることから、「(同号の期間が1年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間)」とあるを「(同号の期間が政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間)」とするなど、数千枚を超える行政文書に係る作業や他国への照会に期間を要する場合などの運用の実態に即した改正が必要と考えるが、見解如何。

○ 第16条第1項関係

第16条第1項各号に掲げる者に該当するか否かについて、開示請求者から、自己は同項各号に掲げる者に該当しないとの異議申立てがあった場合は、審査会へ諮問することになるのか、根拠とともに御教示願いたい。

○ 第16条第1項関係

開示請求の中には、同一案件を繰り返し開示を求めるものや大量の件数の開示を求めるもの（同一文書を繰り返し開示請求し、開示の実施を申し出ないケースも多い。）があり、開示請求手数料の原則無料化とした場合には開示請求件数が増加し、その処理に要する事務量も当然増加すると考えられる。

このため、濫用的な開示請求の増加を防止する観点からも第10条の規定に基づき開示決定等する場合にも、例えば第11条第1項に規定する予納制度のような規定を設けるべきと考えるが、見解如何。

また、濫用的な開示請求を防止するため、濫用的な開示請求を防止する旨を法案に盛り込む必要があると考えるが、見解如何。

○ 第16条第1項関係

商業的開示請求を行う者が個人的な開示請求を装うことが考えられるが、これをどのように防止（排除）するのか、本制度を周知する以外の施策を具体的に御教示願いたい。

○ 第16条第2項関係

現状では、政令の規定により開示実施手数料から開示請求手数料に相当する額を減じる制度となっているが、政令の規定により商業的開示請求に係る開示実施手数料も開示請求手数料に相当する額を減じるのか、御教示願いたい。

○ 第16条第5項～第7項関係

各項において、「政令で定める」旨の規定を設けているが、それぞれについて具体的にご教示願いたい。第7項の還付に関する規定について、金銭に関する厳格な手続が想定されることから、特に第7項に係る政令について、具体的かつ詳細に御教示願いたい。

○ 第16条第8項関係

本規定を設ける趣旨及び政令の詳細をご教示願いたい。

また、特に「開示請求をする者は、第9条第1項若しくは第2項の規定による通知に係る書面を求めることができる。」旨の規定を設けているが、具体的にどのような場合を想定しているのか、御教示願いたい。

○ 第21条関係

法改正準備室は、内閣総理大臣への「同意の求めは、審査会の諮問に沿った判断をする場合でも必要である」としているが、そうであれば、不服申立ての審査庁は行政機関の長等ではなく全て内閣総理大臣とする方が迅速な紛争決着につながり、申立人の利益の観点からも、行政事務の効率化の観点からも有益ではないか。

不服申立ての審査庁を、引き続き行政機関の長等とするのはどのような考え方によるのか、御教示願いたい。

○ 第21条関係

「平成21年度における情報公開法の施行の状況について」（総務省情報公開推進室）の不服申立てに対する裁決・決定等の状況によれば、行政機関が審査会に諮問し、裁決・決定等を行ったもの735件のうち、審査会の答申と異なる裁決・決定等を行ったものは6件（0.8%）であり、その他の729件（99.2%）は審査会の答申に沿った裁決・決定等を行っており、この729件（99.2%）について、更に内閣総理大臣が審査会の答申の内容及び第7条の規定の趣旨を考慮して、同意するかどうかを判断する必要性が乏しいと考える。

行政機関が専門的・技術的な判断を行った上で、かつ、第三者的立場である審査会の公正かつ中立的な調査審議を行った案件に対して、内閣総理大臣は、開示・不開示の利益衡量や公益上の必要性についてどのような基準によってどのように判断するの

か、その際に行政機関の専門的・技術的な判断をどのように考慮するのか、併せて御教示願いたい。

○ 第21条第2項関係

特定文書が特別管理秘密である場合、内閣総理大臣が当該特定文書の提出を求める想定しているのか。想定している場合、内閣総理大臣は関係職員に対し秘密を取り扱う適格性の審査し、適格性を有しない職員は当該特定文書の取扱いから排除されるのか、御教示願いたい。

○ 第24条第1項関係

法改正準備室は、「裁判官について秘密を取り扱う適格性を審査し、適格性を有しない裁判官を審理から排除することは、その具体的な内容にもよるが、裁判官の職権行使の独立性を害するおそれがあり、困難である。」としているが、「その具体的な内容にもよる」とは、どのような内容を想定しているのか、ご教示願いたい。

また、裁判官以外の裁判所職員の適格性の審査についてどのように考えているのか、御教示願いたい。

○ 第24条第1項関係

裁判所は、当事者を立ち会わせないでインカメラ審理をすることができる旨の規定が設けられているが、インカメラ審理において当該行政文書について専門的・技術的な知見を有する行政機関が十分な説明する機会を設けるべきと考えるが、見解如何。

○ 第24条第1項関係

存否応答拒否に係る行政文書について、法改正準備室は、「弁論期日外証拠調べの制度趣旨が適合せず、「特に必要があると認めるとき」という要件を満たすかどうか疑わしく、又、証拠調べの目的物を特定できず、証拠として採用する旨の決定をすることは考えにくい。」としているが、裁判所は、行政機関に対して存否応答拒否に係る行政文書の存否等の情報を求めることはない解してよいか、改めて御教示願いたい。

○ 第24条第1項関係

情報保護協定を締結している外国政府（現在時点で米国及びNATOが該当）の秘密が含まれる行政文書のインカメラ審理においては、当該協定に基づき、目的外の目的のための利用について相手国の事前承認及び取扱資格の未取得者の情報へのアクセス禁止（法令に従う取扱資格の付与）が必要となることから、以下の点について、御教示願いたい。

(1) 法改正準備室は、「他国の承認が得られず、新24条2項前段の規定に反して行政文書を提出しなかったときに、「弁論の全趣旨」として不利に考慮される可能性がある。」としているが、提出しないことが裁判で不利に考慮され、その結果、裁判所が開示を命じた場合、他国との信頼関係に重大な問題を生起させるおそれがある。

したがって、当該対象文書の提出については、特別の配慮が払われるべきと考え

るが、見解如何。

(2) 法改正準備室は、「他国の承認が得られない場合において、対象文書を提出するかどうかは、裁判上不利となる可能性と他国との信頼関係を維持する利益とを比較考量して、行政機関において判断されるべき問題」としているが、この場合、他国の承認が得られない最大の理由は、裁判官に対し秘密を取り扱う適格性の審査が行われないなどの裁判所側の制度上の不備と考えるが、なお、「行政機関において判断されるべき問題」と解する考え方如何。

○ 第25条関係

第1項において、それぞれ「政令で定める」旨の規定を設けているが、それについて具体的かつ詳細に御教示願いたい。

情報公開法改正の概要

情報公開制度が「国民の知る権利」を保障する観点から定められたものであることを明示(1条)するとともに、同制度を「国民の知る権利」の保障にふさわしい充実した内容に改正

【開示情報の拡大】(5条・6条)

- 不開示情報規定及び部分開示規定を見直し、開示情報を拡大。
(例)不開示情報から、「公にしないとの条件で任意に提供された」法人情報、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある」審議情報を削除、国・公共の安全情報の厳格化等。

【情報提供制度の充実】(25条)

【手数料の見直し】(16条)

- 開示請求手数料を原則として廃止。

【開示決定等の期限の短縮】(10条)

- 開示請求から開示決定等までの期限を「30日」から「行政機関の休日を除き14日」に短縮。

【不開示決定のみなし規定】(10条・11条)

- 期限内に開示決定等がされない場合には、請求者が不開示決定がされたものとみなすことができることとすることにより、直ちに不服申立てや情報公開訴訟を行うことを可能にする。

【不開示決定における理由付記】(9条)

- 不開示決定の通知に、その根拠条項及び理由をできる限り具体的に記載。

【内閣総理大臣のリーダーシップの発揮と事後救済制度の強化】

【不服申立て】

- 質問が遅れた場合の報告・公表(18条・27条)
審査会へ諮問するまでの期間が90日を超えた場合には、超過理由等を内閣総理大臣に報告・公表。

【内閣総理大臣の権限強化】

- 内閣総理大臣による同意及び措置要求制度の導入(21条)
審査会の答申を受けて行政機関の長が不服申立てに対する裁決又は決定をするときは、内閣総理大臣の同意を得ることとし、同意しないときは、内閣総理大臣が①答申の内容に沿った裁決又は決定、②公益上の理由による裁量的開示等の措置を求めることがができる制度を導入。

【情報公開訴訟の移管】(総務省→内閣府)(内閣府設置法4条・68条、総務省設置法25条)

【訴訟】

【情報公開訴訟の抜本的強化】(22条・23条・24条)

- 原告の普通裁判所所在地の地方裁判所に提起することを可能にする。
・裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書に記録されている情報の内容、不開示決定の根拠条項、その該当理由等を分類又は整理した資料(いわゆる「オーン・インデックス」)の作成及び提出を求める手続を導入。
・裁判所が、原告側の同意を得て、非公開の期日において、当事者を立ち会わせずに対象文書について証拠調べを行う、いわゆるインターネット審理手続を導入。

* 施行期日: 法の公布から2年以内で政令で定める日

「オープンガバメントの実現」
「国民の知る権利」の保障

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正

一 目的

法の目的に、国民の知る権利の保障、国民による行政の監視及び国民の行政への参加に資するものと等を追加するものとすること。

(第一条關係)

二 開示情報の拡大

1 個人に関する情報について、次に掲げる情報を原則として開示するものとすること。

(一) 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名に係る部分

(二) 当該個人が行政機関に置かれた審議会その他の合議制の機関等において意見の表明又は説明を行つた場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分

2 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報について、行政機関の

要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、当該条件を付することが合理的であると認められるものを不開示情報とする規定を削除するものとすること。

3 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めるにつき十分な理由がある情報を不開示情報とするものとすること。

4 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるにつき十分な理由がある情報を不開示情報とするものとすること。

5 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報について、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものを不開示情報とする規定を削除するものとすること。

6 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されているときは、開示請求者に対して、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき原則として開示しなければならない

ものとするといふ。

(第五条及び第六条関係)

三 開示決定等の理由等の付記

開示決定等の通知には、当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した理由をできる限り具体的に記載しなければならないものとするといふ。

(第九条関係)

四 開示決定等の期限

1 開示決定等は、開示請求があつた日から十四日（行政機関の休日に関する法律第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内にしなければならないものとするといふ。開示請求者は、開示決定等の期限内に開示決定等がされない場合には、行政機関の長が不開示決定をしたものとみなすことができるものとするといふ。

2 開示決定等の期限の特例が適用された場合に、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした後、残りの行政文書については五の2の規定による予納があつた後相当の期間内に開示決定等をすれば足りるものとするといふ。開示請求者は、行政機関の長が通知した期間（その期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあつては、当該政令で定める期間）内に開示決定等がされない場合には、行政機関の長が残りの行政文書について不開示決定をしたものとみなすといふが、であるものとするといふ。

(第十条及び第十二条関係)

五 手数料

1 会社法第一条第一号に規定する会社等が開示請求をするときは、所要の開示請求手数料を納めなければならないものとするといふ。

2 開示決定等の期限の特例が適用された場合に、開示請求者は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等の通知があつた日から三十日以内に、残りの行政文書についての開示実施手数料の見込額を予納しなければならないものとするといふ。

3 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、開示決定等の通知に係る書面又は行政文書の写しの送付を求めることができるものとするといふ。

(第十六条関係)

六 内閣総理大臣による同意及び措置要求

1 情報公開・個人情報保護審査会に諮問をした行政機関の長は、当該諮問に係る不服申立てに対する



裁決又は決定をしようとするときは、原則として、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないものとすること。

- 2 1の場合において、内閣総理大臣は、同意をすることが適切でないと認めるときは、当該行政機関の長に対し、情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容に沿った裁決又は決定、公益上の理由による裁量的開示その他必要な措置を講ずることを求めることができるものとすること。

(第二十一条関係)

七 訴訟

- 1 情報公開訴訟は、行政事件訴訟法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも、提起することができるものとすること。

- 2 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、当該情報公開訴訟に係る開示決定等をして行政機関の長に対し、当該情報公開訴訟に係る行政文書に記録されている情報の内容、二の規定により記載しなければならないとされる事項その他必要なと認められる事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める処分

をすることができるものとすること。

- 3 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、2に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、原告の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る行政文書を目的とする文書の証拠調べ又は検証をすることができるものとすること。

(第二十二条から第二十四条まで関係)

八 情報提供

- 1 行政機関の長は、当該行政機関の組織及び業務に関する基礎的な情報等を記録した文書、図画又は電磁的記録を適時に、国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとすること。

- 2 行政機関の長は、同一の行政文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該行政文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該行政文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該行政文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法

により提供するもしくは求めるものとするところ。

(第二十五条関係)

九 内閣総理大臣の勅告

内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、情報の公開について改善すべき旨の勅告をし、当該勅告の結果とられた措置について報告を求めることができるものとするところ。

(第二十八条関係)

十 情報公開訴訟に関する規定の準用

七の2及び3の規定は、情報公開条例の規定による開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟の手続について準用するものとするところ。

(第三十条関係)

十一 その他

その他所要の規定の整備を行うものとするところ。

第二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正

一 目的

法の目的に、国民の知る権利の保障を追加するものとするところ。

(第一条関係)

二 開示情報の拡大

1 個人に関する情報について、次に掲げる情報を原則として開示するものとするところ。

(一) 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名に係る部分

(二) 当該個人が独立行政法人等において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会等において意見の表明又は説明を行つた場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分

2 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報について、独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、当該条件を付するところが合理的であると認められるものを不開示情報とする規定を削除するものとするところ。

3 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報について、公にするところにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ

れがあるものを不開示情報とする規定を削除すること。

- 4 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき原則として開示しなければならないものとすること。
(第五条及び第六条関係)

三 開示決定等の理由等の付記

開示決定等の通知には、当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した理由をできる限り具体的に記載しなければならないものとすること。
(第九条関係)

四 開示決定等の期限

- 1 開示決定等は、開示請求があつた日から十四日（各独立行政法人等につき規程又は就業規則において定められた休日の日数は、算入しない。）以内にしなければならないものとすること。開示請求者は、開示決定等の期限内に開示決定等がされない場合には、独立行政法人等が不開示決定をしたものとみなすことができるものとすること。
2 開示決定等の期限の特例が適用された場合に、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうち

の相当の部分につき開示決定等をした後、残りの法人文書については五の2の規定による予納があつた後相当の期間内に開示決定等をすれば足りるものとするとともに、開示請求者は、独立行政法人等が通知した期間（その期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあつては、当該政令で定める期間）内に開示決定等がされない場合には、独立行政法人等が残りの法人文書について不開示決定をしたものとみなすことができるものとすること。
(第十条及び第十二条関係)

五 手数料

- 1 会社法第二条第一号に規定する会社等が開示請求をするときは、所要の開示請求手数料を納めなければならないものとすること。
2 開示決定等の期限の特例が適用された場合に、開示請求者は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等の通知があつた日から三十日以内に、残りの法人文書についての開示実施手数料の見込額を予納しなければならないものとすること。
3 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、開示決定等の通知に係る書面又は法人文書の写しの送付を

求めることができるものとする。)

(第十七条関係)

六 訴訟

- 1 情報公開訴訟は、行政事件訴訟法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも、提起することができるものとする。
- 2 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、当該情報公開訴訟に係る開示決定等をした独立行政法人等に対し、当該情報公開訴訟に係る法人文書に記載されている情報の内容、二の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める处分をすることができるものとする。
- 3 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、2に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、原告の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る法人文書を目的とする文書の証拠調べ又は検証をすることができるものとする。

-11-

(第二十二条から第二十三条まで関係)

七 情報提供

独立行政法人等は、同一の法人文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該法人文書の全部を開示する旨の決定をした場合であって、当該法人文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該法人文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するよう努めるものとする。

(第二十四条関係)

八 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 内閣府設置法の一部改正

- 一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に係る事務を総務省から内閣府に移管するに伴い、内閣府の所掌事務に、行政機関及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務を追加するものとする。

(第四条関係)

-12-

一 内閣総理大臣は、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、内閣府の所掌事務の一部を分掌させる
ことができるものとすること。
(第六十八条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第四 総務省設置法の一部改正

行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に
係る事務を総務省から内閣府に移管することに伴い、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所の事務につ
いて所要の規定の整備を行うものとすること。
(第二十五条関係)

第五 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの
とすること。
(附則第一条関係)

二 この法律の施行に關し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行
うものとすること。
(附則第二条から附則第十七条まで関係)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第一条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

「第四

目次中「不服申立て等」を「不服申立て」に、「第四章 條則(第二十二条第一項)」を 第五

第六

章 訴訟(第二十二条第一項)

章 情報提供(第二十五条) に改める。

章 條則(第二十六条第一項)

第一条中「権利」の下に「及び行政機関の諸活動に関する情報の提供」を、「もつて」の下に「国民の
知る権利を保障し」を加え、「的確な理解と判断の下にある」を「による行政の監視及び国民の行政
への参加並びに」に改め、「公正で」の下に「透明性の高い」を加える。

第五条第一号ハ中「職及び」の下に「氏名並びに」を、「部分」の下に「(当該氏名を公にする)ことにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすやそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれ
がある場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を加え、同号に次のように
うに加える。

ニ 当該個人が行政機関に置かれた審議会その他の合議制の機関又は行政機関において開催された専
門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行つた場
合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個
人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分(当該氏名を公にする)ことにより、当該個人
の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)

第五条第一号中「次に掲げる」を「公にする」とにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するやそれがある」に改め、同号イ及びロを削り、同条第三号及び第四号中「相
当の」を「十分な」に改め、同条第五号中「不适当に国民の間に混乱を生じさせるやそれ」を削る。

第六条第一項中「場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる

」を削り、「対し、当該」を「対し、不開示情報が記録されている」に、「部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められる」を「不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難である」に改める。

第九条に次の二項を加える。

3 前二項の規定による通知（開示請求に係る行政文書の全部を開示するときを除く。）には、当該決定の根拠となるとの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由（第五条各号に該当するリトを当該決定の根拠とする場合においては不開示情報が記録されている部分）とに当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した理由、開示請求に係る行政文書を保有していないリトを当該決定の根拠とする場合においては当該行政文書の作成又は取得及び廃棄の有無その他行政文書の保有の有無に関する理由）をできる限り具体的に記載しなければならない。

第十条第一項中「前条各項」を「前条第一項及び第二項」に、「三十日」を「十四日（行政機関の休日に關する法律（昭和六十二年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）」に改め、同条に次の二項を加える。

3 開示請求者は、第一項に規定する期間内に開示決定等がされない場合であつて前項の規定による通知がないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定等がされない場合には、次条第一項後段の規定による通知を受けた場合を除き、行政機関の長が開示請求に係る行政文書について前条第一項の決定をしたものとみなすことができる。

第十一条中「開示請求があつた日から六十日以内」を「前条第一項に規定する期間に三十日を加えた期間内」に、「すべて」を「全て」に、「前条」を「同項及び同条第一項」に改め、「については」の下に「第十六条第五項の規定による予納があつた後」を加え、「同条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第一号中「本条」を「この項」に改め、同条第一号中「開示決定等をする期限」を「第十六条第五項の規定による予納があつた日から開示決定等をする日までに要する」と認められる期間に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合における第九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その旨及び」とあるのは「その旨及び第十六条第五項に規定する見込額その他」と、同条第二項中「その旨」とあるのは「

その旨及び第十六条第五項に規定する見込額」とする。

3 開示請求者は、第一項第二号の期間（同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあつては、当該政令で定める期間）内に開示決定等がされない場合には、行政機関の長が同項に規定する残りの行政文書（第十六条において単に「残りの行政文書」という。）について第九条第一項の決定をしたものとみなすことができる。

第十二条の二第一項中「みなしして、独立行政法人等情報公開法」の下に「（第十七条第一項を除く。）」を加え、「第四条第一項」とあるのは「第四条第二項」とあるのは、「」に改め、「独立行政法人等情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とを削る。

第十三条第二項中「第十八条」を「第十八条第一項」に改める。

第十四条第一項中「受ける」の下に「」ができることとなつた」を加え、同条第三項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第十六条第一項中「開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者」を「次に掲げる者が開示請求をするとき」に改め、「それぞれ」を削り、「又は開示の実施に係る手数料」を「（第八項において「開示請求手数料」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社、同条第一号に規定する外国会社その他これらに類するものとして政令で定める法人（第三号において「会社等」という。）又はその代理人

一 営利を目的とする事業として若しくは当該事業のために開示請求をする当該事業を営む個人（次号において「個人事業者」という。）又はその代理人

三 会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等又は当該個人事業者の従業員

第十六条第三項中「第一項の手数料」を「開示実施手数料」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の手数料」を「開示実施手数料」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示の実施に係る手数料（以下「」の条において「開示実施手数料」という。）を納めなければならない。
第十六条に次の四項を加える。

5 第十一条第一項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、開示請求者は、政令で定めるところにより、第九条第一項又は第二項の規定による当該開示決定等の通知があつた日から三十日以内に、残りの行政文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内に政令で定める額（次項及び第七項において「見込額」という。）を予納しなければならない。

6 前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの行政文書について納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、政令で定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

7 第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について、政令で定めるところにより、還付する。ただし、残りの行政文書についての開示決定に基づき行政文書の開示を

受けれるところができるところとなつた者が第十四条第三項に規定する期間内に同条第一項の規定による申出をしない場合において、行政機関の長が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないときは、この限りでない。

8 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、第九条第一項若しくは第二項の規定による通知に係る書面又は行政文書の写しの送付を求めることができる。

「第二章 不服申立て等」を「第二章 不服申立て」に改める。

第十八条第一号中「及び第二十条」を「第二十条及び第二十二条」に、「又は変更し」を「又は変更し」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により諮詢をした行政機関の長は、当該諮詢に係る不服申立てがあつた日から当該諮詢をした日までの期間（行政不服審査法第二十一条（同法第四十八条において準用する場合を含む。）の規定により補正を命じた場合にあつては、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮詢までの期間」という。）が九十日を超えた場合には、第二十七条第一項の報告において、諮詢まで

の期間及び諮詢までの期間が九十日を超えた理由を記載しなければならない。

第十九条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第二十一条を次のように改める。

(内閣総理大臣による同意及び措置要求)

第二十一条 第十八条第一項の規定により諮詢をした行政機関（会計検査院を除く。以下この条及び第二十八条において同じ。）の長は、当該諮詢に係る不服申立てに対する裁決又は決定をしようとするときは、当該不服申立てに係る開示決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することができるときはを除き、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

2 前項の場合において、内閣総理大臣は、当該諮詢に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容及び第七条の規定の趣旨に照らして同意をすることが適切でないと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該答申の内容に沿った裁決又は決定、同条の規定による開示その他必要な措置を講ずることを求めることができる。

3 行政機関の長は、前項の要求があつたときは、その要求に沿つて適切な措置をとるものとする。

第二十六条を第三十一条とする。

第二十五条中「のつとり」の下に「情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。次条において同じ。）の制定その他の」を加え、同条を第二十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(情報公開訴訟に関する規定の適用)

第三十条 第二十三条及び第二十四条の規定は、情報公開条例の規定による開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟の手続について適用する。

第二十三条及び第二十四条を削る。

第二十二条第一項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条を第二十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(施行状況の報告等)

第二十七条 行政機関の長は、この法律の施行の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければ

ならない。

- 2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要（第十八条第一項に規定する九十日を超えた場合における報告については、該問ごとに、同項の規定により記載しなければならないとされる事項）を公表しなければならない。

（内閣総理大臣の勧告）

第二十八条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、情報の公開について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

第四章を第六章とし、第三章の次に次の二章を加える。

第四章 訴訟

（管轄及び移送の特例）

- 第二十九条 開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する抗告訴訟をいう。第三十条において

同じ。）（以下「情報公開訴訟」という。）は、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定地方裁判所」という。）にも、提起することができる。

- 2 前項の規定により特定地方裁判所に情報公開訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に情報公開訴訟が提起された場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

（取扱いの特例）

- 第三十条 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟關係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、当該情報公開訴訟に係る開示決定等をした行政機関の長に対し、当該情報公開訴訟に係る行政文書

に記録されている情報の内容、第九条第二項の規定により記載しなければならないとする事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める処分をすることができる。

(口頭弁論の期日外における行政文書の証拠調べ)

第十四条 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、原告の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る行政文書を目的とする文書（民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第一百三十二条に規定する物件を含む。）の証拠調べ又は検証（以下この条において「弁論期日外証拠調べ」という。）をすることができる。

2 裁判所が弁論期日外証拠調べをする旨の決定をしたときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならない。この場合においては、何人も、その提出され、又は提示された行政文書の開示を求めることができない。

3 第一項の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、弁論期日外証拠調べの円滑な実施に必要な行為をさせるため、被告を弁論期日外証拠調べに立ち会わせることができる。

4 裁判所は、弁論期日外証拠調べが終わった後、必要があると認めるときは、被告に当該行政文書を再度提示させることができる。

第五章 情報提供

第二十五条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関の保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を適時に、国民に分かりやすい形で、かつ国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

- 一 当該行政機関の組織及び業務に関する基礎的な情報
- 二 当該行政機関の所掌に係る制度に関する基礎的な情報
- 三 当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の予算及び決算に関する情報
- 四 当該行政機関の組織及び業務並びに当該行政機関の所掌に係る制度についての評価並びに当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の決算の検査に関する情報

五 当該行政機関の所管に係る次に掲げる法人に関する基礎的な情報

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の特別の法律により設立された法人のうち、政令で定めるもの

ロ 当該行政機関の長が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる法人を指定した場合におけるその指定を受けた法人のうち、政令で定めるもの

ハ イ又はロに掲げる法人に類するものとして政令で定める法人

2 行政機関の長は、同一の行政文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該行政文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該行政文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるとおは、当該行政文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するよう努めるものとする。

3 前二項の規定によるものほか、政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第二条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

「第三章 異議申立て（第十八条—第二十一条）
目次中 第四章 情報提供（第二十一一条）
第五章 條則（第二十三条—第二十五条）」

「第三章 異議申立て（第十八条—第二十一条）
第四章 訴訟（第二十一一条—第二十三
第五章 情報提供（第二十四条）
第六章 條則（第二十五条—第二十七

十条）

条）

に改める。

条）」

第一条中「もつて」の下に「国民の知る権利を保障して」を加える。

第五条第一号ハ中「職及び」の下に「氏名並びに」を、「部分」の下に「（当該氏名を公にする）」に

より、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を加え、同号に次のように加える。

二 当該個人が独立行政法人等において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行つた場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）

第五条第一号中「次に掲げる」を「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二号中「不適に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」を削る。

第六条第一項中「場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」を削り、「対し、当該」を「対し、不開示情報が記録されている」に、「部分を除いた部分に有意の情

報が記録されていないと認められる」を「不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難である」に改める。

第九条に次の二項を加える。

3 前二項の規定による通知（開示請求に係る法人文書の全部を開示するときを除く。）には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由（第五条各号に該当することを当該決定の根拠とする場合にあつては不開示情報が記録されている部分）とに当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した理由、開示請求に係る法人文書を保有していないことを当該決定の根拠とする場合にあつては当該法人文書の作成又は取得及び廃棄の有無その他の法人文書の保有の有無に関する理由）をできる限り具体的に記載しなければならない。

第十条第一項中「前条各項」を「前条第一項及び第二項」に、「三十日」を「十四日（各独立行政法人等につき独立行政法人通則法第五十八条第一項又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八十九条の規定に基づき規程又は就業規則において定められた休日の日数は、算入しない。）」に改め、同条に次の二項を加える。

3 開示請求者は、第一項に規定する期間内に開示決定等がされない場合であつて前項の規定による通知がないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定等がされない場合には、次条第一項後段の規定による通知を受けた場合を除き、独立行政法人等が開示請求に係る法人文書について前条第一項の決定をしたものとみなすことができる。

第十一条中「開示請求があつた日から六十日以内」を「前条第一項に規定する期間に三十日を加えた期間内」に、「すべて」を「全て」に、「前条」を「同項及び同条第二項」に改め、「については」の下に「第十七条第五項の規定による予納があつた後」を加え、「同条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第一号中「本条」を「この項」に改め、同条第二号中「開示決定等をする期限」を「第十七条第五項の規定による予納があつた日から開示決定等をする日までに要すると認められる期間」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により独立行政法人等が開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合における第九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その旨及び」とあるのは「その旨及び第十七条第五項に規定する見込額その他」と、同条第二項中「その旨」とあるのは

「その旨及び第十七条第五項に規定する見込額」とする。

3 開示請求者は、第一項第一号の期間（同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあつては、当該政令で定める期間）内に開示決定等がされない場合には、独立行政法人等が同項に規定する残りの法人文書（第十七条において単に「残りの法人文書」という。）について第九条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

第十三条第一項中「みなしして、行政機関情報公開法」の下に「（第十六条第一項を除く。）」を加え、「第四条第二項」とあるのは「第四条第一項」とあるのは「」に改め、「行政機関情報公開法第十六条第一項中「開示請求をする者又は行政文書」とあるのは「行政文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とを削る。

第十五条第二項中「受けける」の下に「リヒトがであるリヒトとなつた」を加え、同条第四項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者」を「次に掲げる者が開示請求をするとき」に改め、「それぞれ」を削り、「又は開示の実施に係る手数料」を「（第九項において「開

示請求手数料」という。)」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第一号に規定する会社、同条第一号に規定する外国会社その他これらに類するものとして政令で定める法人(第三号において「会社等」という。)又はその代理人
- 二 営利を目的とする事業として若しくは当該事業のために開示請求をする当該事業を営む個人(次号において「個人事業者」という。)又はその代理人
- 三 会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等又は当該個人事業者の従業員

第十七条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項中「第十六条第三項」を「第十六条第四項」に、「第一項の手数料」を「開示実施手数料」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の五項を加える。

5 第十一条第一項の規定により独立行政法人等が開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、開示請求者は、独立行政法人等の定めるところにより、第九条第一項又は第

二項の規定による当該開示決定等の通知があつた日から三十日以内に、残りの法人文書についての開示実施手数料の見込額を予納しなければならない。

6 前項の見込額は、残りの法人文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第五項に規定する見込額を参考して、独立行政法人等が定める。

7 第五項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの法人文書について納付すべき開示実施手数料の額(次項において「要納付額」という。)に足りないときは、独立行政法人等の定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

8 第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について、独立行政法人等の定めるところにより、還付する。ただし、残りの法人文書についての開示決定に基づき法人文書の開示を受けることができる」ととなつた者が第十五条第四項に規定する期間内に同条第三項の規定による申出をしない場合において、独立行政法人等が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないときは、この限りでない。

9 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、それぞ

れ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、第九条第一項若しくは第二項の規定による通知に係る書面又は法人文書の写しの送付を求めることができる。

第十七条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「第十六条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、開示の実施に係る手数料（以下この条において「開示実施手数料」という。）を納めなければならない。

「第三章 異議申立て等」を「第二章 異議申立て」に改める。

第十八条第一項第一号中「又は」を「、又は」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の規定により諮問をした独立行政法人等は、当該諮問に係る異議申立てがあつた日から当該諮問をした日までの期間（行政不服審査法第四十八条において準用する同法第二十一条の規定により補正を命じた場合にあつては、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。）が九十日を超えた場合には、第二十六条第一項の報告において、諮問までの期間及び諮問までの期間が九十日を超えた理由を記載しなければならない。

第二十一条を削る。

第二十五条を第二十七条とする。

第二十四条を削る。

第二十二条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（施行状況の報告等）

第二十六条 独立行政法人等は、この法律の施行の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要（第十八条第三項に規定する九十日を超えた場合における報告については、諮問に付した、同項の規定により記載しなければならないことされる事項）を公表しなければならない。

第五章を第六章とする。

第二十二条第一項中「作成し、適時に」を「適時に、国民に分かりやすい形で」に改め、同条第二項中

「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 独立行政法人等は、同一の法人文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該法人文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該法人文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該法人文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するよう努めるものとする。

第四章中第二十二条を第二十四条とし、同章を第五章とする。

第三章の次に次の二章を加える。

第四章 訴訟

(管轄及び移送の特例)

第二十一条 開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）（以下「情報公開訴訟」という。）は、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定地方裁判所」という。）にも、提起することができる。

2 前項の規定により特定地方裁判所に情報公開訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に情報公開訴訟が提起された場合においては、同条第五項の規定にかかると、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る情報公開訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

(証明処分の特例)

第二十二条 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、被告に対し、当該情報公開訴訟に係る法人文書に記録されている情報の内容、第九条第三項の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める処分をすることができる。

(口頭弁論の期日外における法人文書の証拠調べ)

第二十三条 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、原告の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る法人文書を目的とする文書（民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第一百三十二条に規定する物件を含む。）の証拠調べ又は検証（以下この条において「弁論期日外証拠調べ」という。）をすることができる。

- 2 裁判所が弁論期日外証拠調べをする旨の決定をしたときは、被告は、当該法人文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならない。この場合においては、何人も、その提出され、又は提示された法人文書の開示を求めることができない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、弁論期日外証拠調べへの円滑な実施に必要な行為をさせるため、被告を弁論期日外証拠調べに立ち会わせることができる。
- 4 裁判所は、弁論期日外証拠調べが終わった後、必要があると認めるときは、被告に当該法人文書を再度提示させることができる。

（内閣府設置法の一部改正）

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十七条」を「第六十八条」に改める。

第四条第三項第二十八号中「はく奪」を「剥奪」に改め、同項第四十一号の次に次の二号を加える。

四十一の二 行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第一條第一項に規定するものをいう。）及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第二百四十号）第一條第一項に規定するものをいう。）の保有する情報の公開に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

本則に次の二条を加える。

（事務の分掌）

第六十八条 内閣総理大臣は、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第四十一号の一に掲げる事務に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。

- 一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第一十六条第一項の案内所
- 二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二十五条第一項の案内所
(総務省設置法の一部改正)

第四条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「扱う事務」の下に「並びに内閣府設置法第六十八条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務」を加え、同条第一項中第一号及び第一号を削り、第二号を第一号とし、第四号を第一号とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、第一項に規定する管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務については、内閣総理大臣の指揮監督を受けるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の行政機関の保有する情報の公開に関する法律(第三項及び第四項において「新行政機関情報公開法」という。)第二章の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた開示請求(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第四条第一項に規定する開示請求をいう。以下この項及び次項において同じ。)について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後にされた開示請求に係る行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第二条第二項に規定する行政文書をいう。)に、法人等(同法第五条第一号に規定する法人等をいう。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、行政機関(同法第二条第一項に規定する行政機関をいう。)の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが記録されている場合における第一条の規定による改正前の行政機関の保有する情報の公開に関する法律(第四項において「旧行政機関情報公開法」という。)第五条第一号(施行日以後にされた利用請求(公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号。以下この項及び次条第一項において

「公文書管理法」という。) 第十六条第一項に規定する利用請求をいう。次条第二項及び附則第九条第一項において同じ。) に係る特定歴史公文書等(公文書管理法第一条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。次条第二項において同じ。)について公文書管理法第十六条第一項第一号口において引用する場合を含む。) の規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 新行政機関情報公開法第十八条第一項及び第二十一条の規定は、それぞれ、施行日以後にされた諮詢(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十八条第一項の規定による諮詢をいう。以下この項において同じ。)及び当該諮詢に係る不服申立てに対する裁決又は決定について適用し、施行日前にされた諮詢及び当該諮詢に係る不服申立てに対する裁決又は決定については、なお従前の例による。
- 4 新行政機関情報公開法第四章及び第三十条の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧行政機関情報公開法第二十一条の規定により生じた効力を妨げない。
(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(第三項及び第四項において「新独立行政法人等情報公開法」という。)第一章の規定は、施行日以後にされた開示請求(

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第四条第一項に規定する開示請求をいう。以下この項及び次項において同じ。)について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後にされた開示請求に係る法人文書(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二条第一項に規定する法人文書をいう。)に、法人等(同法第五条第一号に規定する法人等をいう。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、独立行政法人等(同法第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。)の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが記録されている場合における第一条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(第四項において「旧独立行政法人等情報公開法」という。)第五条第一号(施行日以後にされた利用請求に係る特定歴史公文書等について公文書管理法第十六条第一項第一号口において引用する場合を含む。)の規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 新独立行政法人等情報公開法第十八条第二項の規定は、施行日以後にされた諮詢(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十八条第一項の規定による諮詢をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前にされた諮詢については、なお従前の例による。

4 新独立行政法人等情報公開法第四章の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧独立行政法人等情報公開法第二十一条の規定により生じた効力を妨げない。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第四条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号ハ中「職及び」の下に「氏名並びに」を、「部分」の下に「（当該氏名を開示する）」とにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を加え、同号に次のように加える。

ニ 当該個人が行政機関に置かれた審議会その他の會議制の機関又は行政機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行つた場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該氏名を開示する）により、当該個人

の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）

第十四条第二号中「次に掲げる」を「開示する」とにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」に改め、同号イ及びロを削り、同条第四号及び第五号中「相当の」を「十分な」に改め、同条第六号中「、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」を削る。

第十五条第一項中「場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる」を削り、「当該」を「不開示情報に該当する」に改め、同項に次のたゞし書きを加える。

ただし、当該不開示情報に該当する部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による改正後の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条及び第十五条の規定は、施行日以後にされた開示請求（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十二条第一項に規定する開示請求をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後にされた開示請求に係る保有個人情報（行政機関の保有する個人

情報の保護に関する法律第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。)に、法人等(同法第十四条第二号に規定する法人等をいう。)に関する情報又は開示請求者(同法第十三条第三項に規定する開示請求者をいう。)以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、行政機関(同法第一条第一項に規定する行政機関をいう。)の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが含まれている場合における前条の規定による改正前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条第三号の規定の適用については、なお従前の例による。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第六条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一号ハ中「職及び」の下に「氏名並びに」を、「部分」の下に「(当該氏名を開示することにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすやそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合においては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)」を加え、同号に次のように加える。

ニ 当該個人が独立行政法人等において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行つた場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分(当該氏名を開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合においては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)

第十四条第三号中「次に掲げる」を「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」に改め、同号イ及びロを削り、同条第四号中「、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」を削る。

第十五条第一項中「場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる」を削り、「当該」を「不開示情報に該当する」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、当該不開示情報に該当する部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正後の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条及び第

十五条の規定は、施行日以後にされた開示請求（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十二条第一項に規定する開示請求をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後にされた開示請求に係る保有個人情報（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第一条第三項に規定する保有個人情報をいう。）に、法人等（同法第十四条第三号に規定する法人等をいう。）に関する情報又は開示請求者（同法第十三条第二項に規定する開示請求者をいう。）以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、独立行政法人等（同法第一条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが含まれている場合における前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条第三号の規定の適用については、なお従前の例による。

（公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第八条 公文書等の管理に関する法律の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号ハ及びニ中「相当の」を「十分な」に改め、同条第三項中「係る情報」の下に「

（以下この項において「利用制限情報」という。）」を加え、「を容易に区分して除くことができる」を「以外の部分がある」に改め、「除いた部分を」を削り、「部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められる」を「利用制限情報が記録されている部分を区分して除くことが困難である」に改める。

第二十二条に次の二項を加える。

2 独立行政法人等情報公開法第二十二条及び第二十三条の規定は、利用請求に対する処分又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）について準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第二十二条中「情報公開訴訟において」とあるのは「利用請求訴訟（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第十六条第一項に規定する利用請求に対する処分又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）をいう。以下同じ。）において」と、「情報公開訴訟に係る法人文書に記録されている情報の内容、第九条第二項の規定により記載しなければならないとされる事項」とあるのは「利用請求訴訟に係る特定歴史

公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）に記録されて
いる情報の内容」と、独立行政法人等情報公開法第二十三条第一項中「情報公開訴訟」とあるのは「利
用請求訴訟」と、「前条」とあるのは「公文書管理法第二十二条第一項の規定により読み替えて準用さ
れた前条」と、同項並びに同条第一項及び第四項中「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、
同条第三項中「第一項」とあるのは「公文書管理法第二十二条第一項の規定により読み替えて準用さ
れた第一項」と読み替えるものとする。

（公文書等の管理に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九条 前条の規定による改正後の公文書等の管理に関する法律（次項において「新公文書管理法」という
。）第十六条の規定は、施行日以後にされた利用請求について適用し、施行日前にされた利用請求につい
ては、なお従前の例による。

2 新公文書管理法第二十二条第一項の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

（会計検査院法の一部改正）

第十条 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「第十八条」を「第十八条第一項」に改める。

第十九条の五中「三十万円」を「五十万円」に改める。

（政治資金規正法の一部改正）

第十一条 政治資金規正法（昭和二十二年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の十六第十項中「規定する不開示情報」の下に「（以下「）の項及び第十三項において「不開示
情報」という。」を加え、同条第十一項中「三十日」を「十四日（行政機関の休日に関する法律（昭和
六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）」に改め、同条第二十
一項及び第二十二項を削り、同条第二十項を同条第三十二項とし、同条第十九項中「開示請求をする者又
は少額領収書等の写しの開示を受ける者は、それぞれ」を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律
第十六条第一項各号に掲げる者が開示請求をするときは」に、「又は開示の実施に係る手数料」を「（第
三十一項において「開示請求手数料」という。）」に改め、同項を同条第二十六項とし、同項の次に次の
五項を加える。

27 少額領収書等の写しの開示を受ける者は、政令で定めるところにより、開示実施手数料（開示の実施

に係る手数料であつて、その額につき、総務大臣に対する開示請求にあつては実費の範囲内において政令で、都道府県の選挙管理委員会に対する開示請求にあつては実費の範囲内において当該都道府県の条例で、それぞれ定めるものをいう。以下この条において同じ。) を納めなければならない。

- 28 第十六項の規定により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき開示決定をした場合には、開示請求者は、政令で定めるところにより、第一項の規定による当該開示決定の通知があつた日から三十日以内に、見込額(残りの少額領収書等の写しの全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内)で、総務大臣に対する開示請求にあつては政令で、都道府県の選挙管理委員会に対する開示請求にあつては当該都道府県の条例で、それぞれ定める額をいう。次項及び第二十項において同じ。)を予納しなければならない。
- 29 前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの少額領収書等の写しについて納付すべき開示実施手数料の額(次項において「要納付額」という。)に足りないときは、政令で定めるところにより、その不足額を納めなければならない。
- 30 第二十八項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について、政令

で定めるところにより、遅付する。ただし、残りの少額領収書等の写しについての開示決定に基づき少額領収書等の写しの開示を受けることができるところになつた者が第二十一項に規定する期間内に第二十九項の規定による申出をしない場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないときは、この限りでない。

- 31 開示請求をする者又は少額領収書等の写しの開示を受ける者は、第二十一項若しくは第二十一項の規定による通知に係る書面又は少額領収書等の写しに係る写しの送付を承めるところができる。この場合において、総務大臣に対して開示請求をする者又は少額領収書等の写しの開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納めなければならない。

第十九条の十六中第十八項を第二十五項とし、第十七項を第二十四項とし、第十六項を第二十三項とし、第十五項を第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

- 20 開示決定に基づき少額領収書等の写しの開示を受けることができるところになつた者は、政令で定める

ところにより、当該開示決定をした総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、その求める開示の実施の方法その他の総務省令で定める事項を申し出なければならない。

- 21 前項の規定による申出は、第十一項の規定による通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないときは正当な理由があるときは、この限りでない。
- 22 開示決定に基づき少額領収書等の写しの開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第十九条の十六第十四項中「第六項の規定により少額領収書等の写しの提出があつた日から六十日以内にそのすべて」を「第十一項に規定する期間に三十日を加えた期間内にその全て」に、「第十一項の決定」を「開示決定」に、「前項」を「同項及び第十四項」に、「当該決定をし」を「開示決定をし」に、「相当の期間内に当該決定」を「第二十八項の規定による予納があつた後相当の期間内に開示決定」に改め、同項第一号中「本項」を「この項」に改め、同項第一号中「開示決定をする期限」を「第二十八項の規

定による予納があつた日から開示決定をする日までに要すると認められる期間」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の二項を加える。

- 17 前項の規定により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき開示決定をした場合における第十一項の規定の適用については、同項中「その旨及び」とあるのは、「その旨及び第二十八項に規定する見込額その他」とする。
- 18 開示請求者は、第十六項第一号の期間（同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合においては、当該政令で定める期間）内に開示決定がされない場合には、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が同項に規定する残りの少額領収書等の写し（以下「」の条において単に「残りの少額領収書等の写し」という。）について第十一項の決定をしたものののみを受けることができる。
- 第十九条の十六第十三項を同条第十四項とし、同項の次に次の二項を加える。
- 15 開示請求者は、第十一項に規定する期間内に同項の決定（以下「」の条において「開示決定」という。）がされない場合であつて前項の規定による通知がないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定がされない場合には、次項後段の規定による通知を受けた場合を除き、総務大臣又は都道府県の

選舉管理委員会が開示請求に係る少額領収書等の写しについて第十一項の規定をしたものとみなす旨とすることができる。

第十九条の十六第十一項の次に次の二項を加える。

- 13 前二項の規定による通知（開示請求に係る少額領収書等の写しの全部を開示することを除く。）には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由（当該少額領収書等の写しに不開示情報が記録されていることを当該決定の根拠とする場合にあつては、不開示情報が記録されている部分）とに当該決定の根拠となる行政機関の保有する情報の公開に関する法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由）をできる限り具体的に記載しなければならない。

第十九条の十六に次の二項を加える。

- 33 開示決定者しきは第十一項の決定又はこれらに係る不服申立てに対する裁決者しきは決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）（次項において「少額領収書等開示訴訟」という。）のうち国を被告とするものは、同法第十一條第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定地方裁判所」という。）にも、提起することができる。

- 34 前項の規定により特定地方裁判所に少額領収書等開示訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に少額領収書等開示訴訟が提起された場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種者しきは類似の少額領収書等の写しに係る少額領収書等開示訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるとときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

第二十一条の三第二項中「から三十日以内」とあるのは「」とあるのは「から同日後三十日を経過する日までの間」と、同法第二条中「開示請求があつた日から六十日以内」とあるのは「政治資金規正法第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」を「」と、同条第一項中「前項」とあるのは「政治資金規正法第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「第一項に」とあるのは「政治資金規正法第二十条の三第二項の規定により読み

替えられた第一項に」と、同法第十一條第一項中「前条第一項」とあるのは「政治資金規正法第二十一条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」に改める。

(政治資金規正法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定による改正後の政治資金規正法(次項及び第三項において「新政治資金規正法」という。)第十九条の十六(第三十三項及び第三十四項を除く。)の規定は、施行日以後に少額領収書等の写しの開示請求(政治資金規正法第十九条の十六第二項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。)があつた場合について適用し、施行日前に少額領収書等の写しの開示請求があつた場合については、なお従前の例による。

2 新政治資金規正法第十九条の十六第三十三項及び第三十四項の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、前条の規定による改正前の政治資金規正法第十九条の十六第二十一項及び第二十一項の規定により生じた効力を妨げない。

3 新政治資金規正法第二十条の三第一項の規定は、施行日以後に開示の請求(政治資金規正法第二十条の三第一項に規定する開示の請求をいう。以下この項において同じ。)があつた場合について適用し、施行

日前に開示の請求があつた場合については、なお従前の例による。

(政党助成法の一部改正)

第十三条 政党助成法(平成六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第一項中「から三十日以内」とあるのは「」とあるのは、「から同日後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一條中「開示請求があつた日から六十日以内」とあるのは「政党助成法第三十二条の規定により要旨が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」を「」と、同条第二項中「前項」とあるのは「政党助成法第三十二条の二第一項の規定により読み替えられた第一項に」と、同法第十一條第一項中「前条第一項」とあるのは「政党助成法第三十二条の二第一項の規定により読み替えられた前条第一項」に改める。

(政党助成法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定による改正後の政党助成法第三十二条の二第一項の規定は、施行日以後に開示の請求(政党助成法第三十二条の二第一項に規定する開示の請求をいう。以下この条において同じ。)があつた

場合について適用し、施行日前に開示の請求があつた場合は、なお従前の例による。

(民事訴訟法の一部改正)

第十五条 民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第一百一十三条第四項中「相当の」を「十分な」に改める。

(民事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定による改正後の民事訴訟法の規定は、施行日前にされた文書提出命令の申立てにも適用する。ただし、同条の規定による改正前の民事訴訟法の規定により生じた効力を妨げない。

(情報公開・個人情報保護審査会設置法の一部改正)

第十七条 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号及び第八条第一項第一号中「第十八条」を「第十八条第一項」に改める。

理由

国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣による同意及び措置要求制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案新旧对照表

目 次

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十一号）（第一条関係）	1
○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第八十四号）（第二一条関係）	20
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（第二二条関係）	36
○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（第二三条関係）	39
○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（附則第四条関係）	40
○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（附則第六条関係）	44
○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（附則第八条関係）	47
○会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（附則第十条関係）	50
○政治資金規正法（昭和二十二年法律第八十四号）（附則第十二条関係）	51
○政助成法（平成八年法律第五号）（附則第十三条関係）	59
○民事訴訟法（平成八年法律第八九号）（附則第十五条関係）	60
○情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（附則第十七条関係）	62

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十一号）（第一条関係）
(傍線部分は改正部分)

改 正 案	公文書等の管理に関する法律による改正後
目次	目次
第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 行政文書の開示（第三条～第十七条）	第二章 行政文書の開示（第三条～第十七条）
第三章 不服申立て（第十八条～第二十一条）	第三章 不服申立て等（第十八条～第二十一条）
第四章 訴訟（第二十二条～第二十四条）	第四章 裁判（第二十二条～第二十六条）
第五章 情報提供（第二十五条）	附則
第六章 懲則（第二十六条～第二十七条）	第一章 (同上)
附則	(目的) 第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利及び行政機関の職能に關する情報の提供につき定めるものとし、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もつて国民の知る権利を保障し、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようとするものとし、また、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資するものとを目的とする。
第一章 総則	第二章 行政文書の開示（同上）
(目的) 第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めるものとし、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もつて政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようとするものとし、また、国民の知る権利を保障し、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようとするものとし、また、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資するものとを目的とする。	
第二章 行政文書の開示	第二章 (同上)

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記載されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に属する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合するににより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にするににより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にするに予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人運営法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第二百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並び

(行政文書の開示義務)

第五条 (同上)

(同上)

イ (同上)

ロ (同上)

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人運営法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第二百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並び

に地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び由名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該氏名を公にするににより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）

二 当該個人が行政機関に置かれた審議会その他の合議制の機関又は行政機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇親会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該氏名を公にするににより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）

一 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にするににより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

に地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にするもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- 三 公にするににより、國の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼關係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めるににつき十分な理由がある情報
- 四 公にするににより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるににつき十分な理由がある情報
- 五 國の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にするににより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれ又は不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 (略)

(部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示

情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報が記録されたところの部分を区分して除くこととが困難であるときは、この限りでない。

2 (略)

(開示請求に対する措置)

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をして、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し命令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないことを含む。）は、開示をしない旨の決定をして、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前二項の規定による通知（開示請求に係る行政文書の全部を開示するときは除く。）には、当該決定の根拠となるに法律の某項及び当該文書に該当するに判断した理由（第五条第一項に該当するにと判断した理由、開示請求に係る行政文書を保有しないことを当該決定の根拠とする場合においては当該行政文書の作成又は取得及び廢棄の有無その他の行政文書の保有の有無に關

イ 公にするににより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
ロ 行政機関の要請を受けて、公にしあらじとの条件で任職に供されたものであつて、法人等又は個人にかける通例として公にしあらじのものであつて、その他の当該条件を付するにとが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- 三 公にするににより、國の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼關係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めるににつき相当の理由がある情報
- 四 公にするににより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるににつき相当の理由がある情報

五 國の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にするににより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じやせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれ又は不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 (略)

(部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示

情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有する情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 (略)

(開示請求に対する措置)

第九条 (同上)

2 (同上)

する理由) もやむ限り具体的に記載しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十一条 前条第一項及び第一項の規定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から十四日(行政機関の休日に該する場合は(昭和六十三年法律第百十号)第六条第一項各事項における日の日数は、算入しない。)以内にしなければならない。ただし、第四条第一項の規定による補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求者は、第一項に規定する期間内に開示決定等がされない場合であつて前項の規定による通知がなじま、又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定等がされない場合にば、次条第一項後段の規定による通知を受けた場合を除き、行政機関の長が開示請求に係る行政文書について前条第一項の規定をつかむことをなすりとがである。

(開示決定等の期限の特例)

第十二条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、前条第一項に規定する期間に川十日を加えた期間内にその旨について開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずる

(開示決定等の期限)

第十一条 前条各項の規定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から川十日以内にしなければならない。ただし、第四条第一項の規定による補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 (同じ)

(開示決定等の期限の特例)

第十二条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にその旨について開示決定等をすることが、事務の遂行に著しい支障が生ずるがそれがある

おそれがある場合には、同項及び同条第一項の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については第十六条第五項の規定による手続があつた後相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、前条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対して、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項を適用する旨及びその理由
二 残りの行政文書について第十六条第五項の規定による手續があつた日から開示決定等をする日並びに要する日程を記載する期間

2 前項の規定に依り行政機関の長が開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合における第九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その旨及び」であるのは「その旨及び第十六条第五項に規定する見込額その他」で、同条第一項中「その旨」であるのは「その旨及び第十六条第五項に規定する見込額」とする。

3 開示請求者は、第一項第一号の期間(同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合においては、当該政令で定める期間)内に開示決定等をしならじ場合において行政機関の長が同項に規定する残りの行政文書(第十六条において単に「残りの行政文書」といふ。)について第九条第一項の規定をしたものとみなすことができる。

(独立行政法人等への事業の移譲)

場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対して、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由
二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

(独立行政法人等への事業の移譲)

第十二条の二 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政法人等により作成されたものであるときはその他独立行政法人等において独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等をすることにつき正當な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をして行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第十条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法(第十七条第一項を除く。)の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第一項」とあるのは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第四条第二項」とする。

3 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えたられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも一週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第十八条第一項及び第十九条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第十四条 (略)

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受けることができるところになつた者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第九条第一項の規定による通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないときは正當な理由があるときは、この限りでない。

4 (略)

(手数料)

第十六条 次に掲げる者が開示請求をする者は、政令で定めるところにより、審査の範囲内において政令で定める額の開示請求に

第十二条の二 (同上)

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第十条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第一項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第四条第一項」と「独立行政法人等情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それより」とあるのは「による」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えたられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも一週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第十四条 (略)

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないときは正當な理由があるときは、この限りでない。

4 (略)

(手数料)

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、されかね、審査の範囲内において政令

- 係る手数料（第八項において「開示請求手数料」といふ。）を納めなければならない。
- 1) 会社法（平成十七年法律第八十六号）第一條第一項に規定する会社、同条第一号に規定する外国会社その他これらに類するものとして政令で定める法人（第三号において「会社等」といふ。）又はその代理人
 - 2) 営利を目的とする事業として古くは当該事業のために開示請求をする当該事業を営む個人（次号において「個人事業者」といふ。）又はその代理人
 - 3) 会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等又は当該個人事業者の従業員
 - 4) 行政文書の開示を受けた者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内に於て政令で定める額の開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」といふ。）を納めなければならない。
 - 5) 第十一條第一項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分について開示決定等をした場合には、開示請求者は、政令で定めるところにより、第九條第一項又は第十一条の規定による当該開示決定等の通知があった日から三十日以内に、残りの行政文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内で政令で定める額（次項及び第七項において「見込額」といふ。）を予納しなければならない。
 - 6) 前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの行政文書について算べたる開示実施手数料の額（次項において「要納付額」といふ。）に足りないときは、政令で定めるところにより、その不足額を補ねなければならない。
 - 7) 第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合は、その超える額について、政令で定めるところにより、過付する。ただし、残りの行政文書についての開示決定に因る行政文書の開示を受けることなく、もとより受けた者が第十四條第三項に規定する期間内に同条第一項の規定による申出をした場合など、行政機関の長が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出を却下して原状を復せしめたがわらす正當な理由がない限りは、このことは、この限りでない。
 - 8) 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、当社に課する費用を納むつて、最も後期の請求については第一項の規定による通知に係る書面又は行政文書の写しの送付を求めることが出来る。

で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

- 2) 前項の手数料の額を超過するに満たなければ、これらの限り利用しない額とするものと認定しなければならない。
- 3) 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

- 料の額の範囲内で政令で定める額（次項及び第七項において「見込額」といふ。）を予納しなければならない。
- 6) 前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの行政文書について算べたる開示実施手数料の額（次項において「要納付額」といふ。）に足りないときは、政令で定めるところにより、その不足額を補ねなければならない。
 - 7) 第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合は、その超える額について、政令で定めるところにより、過付する。ただし、残りの行政文書についての開示決定に因る行政文書の開示を受けることなく、もとより受けた者が第十四條第三項に規定する期間内に同条第一項の規定による申出をした場合など、行政機関の長が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出を却下して原状を復せしめたがわらす正當な理由がない限りは、このことは、この限りでない。
 - 8) 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、当社に課する費用を納むつて、最も後期の請求については第一項の規定による通知に係る書面又は行政文書の写しの送付を求めることが出来る。

第二章 不服申立て

- （審査会への諮問）
- 第十八条 開示決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立て

第二章 不服申立て等

- （審査会への諮問）
- 第十八条 （同上）

に対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合においては、別に法律で定める審査会）に諮詢しなければならない。

- 一 不服申立てが不適法であり、却下する旨。
- 二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を顯示する旨の決定を除く。以下「の」を第一百一十条及び第一百一十一条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を顯示する旨とする旨。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときは除外する。

- 2 前項の規定により諮詢をした行政機関の長は、当該諮詢に係る不服申立てがあつた日から当該諮詢をした日までの期間（行政不服審査法第一百一十条（同法第百八十九条において適用する場合を含む。）の規定により補正を命じた場合は、当該補正に要した期間は、算入しない。以下「の」の項において「諮詢までの期間」という。）が九十日を超えた場合にば、第一百一十七条第一項の報告において、諮詢までの期間及び諮詢までの期間が九十日を超えた理由を記載しなければならない。

（諮詢をした旨の通知）

- 第十九条 刑事第一項の規定により諮詢をした行政機関の長は、次に掲げる者に対して、諮詢をした旨を通知しなければならない。

一・二・三（略）

一（同上）

- 一 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を顯示する旨の決定を除く。以下「の」を第一百一十条及び第一百一十一条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を顯示する旨とする旨。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときは除外する。

（諮詢をした旨の通知）

- 第十九条 前条の規定により諮詢をした行政機関の長は、次に掲げる者に対して、諮詢をした旨を通知しなければならない。

一・二・三（略）

（内閣総理大臣による同意及び措置要求）

- 第一百一十条 第十八条第一項の規定により諮詢をした行政機関（会計検査院を除く。以下「の」の項及び第一百一十条において同じ。）の長は、当該諮詢に係る不服申立てに対する裁決又は決定をしようとするときは、当該不服申立てに係る開示決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を顯示する旨とする旨とする旨を除き、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

（訴訟の移送の特例）

- 第一百一十一条 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第二百四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。）が提起された場合に拘りては、同法第二百四項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けらるべき組人の住所、争点又は組別の共通性その他の事情を考慮して、相当地點を認めるときは、申立てに係り又は職権で、訴訟の全部又は一部に對して、当該他の裁判所又は同法第二百四項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

- 2 前項の場合において、内閣総理大臣は、当該諮詢に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容及び第七条の規定の趣旨に照らして同意をする旨が適切でない旨を認めなければ、当該行政機関の長に対し、当該答申の内容に沿った裁決又は決定、同条の規定による開示若しくは他の必要な措置を講ずる旨を求める旨とする。

- 3 行政機関の長は、前項の要求があつたときは、その要求に従つようとする適當な措置をとるものとする。

- 2 前項の規定は、行政事件訴訟法第二百四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

第四章 訴訟

(管轄及び原告の特例)

第一一一条 顯示決定等又はこれらに係る不服申立てに対する裁決書による訴訟の提起の規則 (行政事件訴訟法 (昭和三十九年法律第百四十九号) 第二条第一項に規定する抗告訴訟を除く。) 第二条第一項に規定する「訴訟の提起」 (以下「訴訟の開始」といふ。) は、同法第十一一条第一項から第五項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判所の所在地を管轄する地方裁判所 (以下同じ。) 「特定地方裁判所」 (以下「地方法院」といふ。) による提起である。

2 前項の規定による特定地方裁判所に情報公開訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十一一条第四項の規定による同項に規定する特種管轄裁判所に情報公開訴訟が提起された場合に於ては、同条第五項の規定にかかるわざ、他の裁判所に向う又は同種訴訟は該該行政文書に係る情報公開訴訟が係属してしまつた場合は、該該特定地方裁判所又は該該特種管轄裁判所が、当事者の住所又は所在割、電話番号又は代理人の住所、申立又は監査の其通知その他の申請を承認し、裁判官の名前又は「署名」 (以下「署名」といふ。) 又は職種で、訴訟の金額又は「量り」 (以下「量り」といふ。) 該該他の裁判所又は同条第一項から第五項までに定める裁判所に移送するものとする。

(賃料起算の特例)

第一一三条 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟關係を明確

14

にすれども、必要があると認められるときは、当該情報公開訴訟に係る請求決定等をした行政機関の責に因り、当該機関が該訴訟に係る行政文書に記載せられたところの該文書の内容、第八条第三項の規定により記載しなければならなくなつたされる事項その他の必要な事項を裁判所の指図する方法により各類又は整理した資料を作成し、及て被玉するもの求めることをすすめ得る。

(口頭弁護の期日外に掲げる行政文書の詮題覗く)

第一一四条 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する該訴訟の提出の有無、当該該訴訟の詮題内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認められるときは、申立てに係る原告の同意を得て、口頭弁護の期日外に掲げる行政文書を目的とする文書 (此件監視法 (平成八年法律第百四十九号) 第二条第一項に規定する物件を含む。) の詮題覗く又は詮題 (以下「口頭弁護期日外詮題覗く」といふ。) をすすめられる。

2 裁判所が弁護期日外詮題覗くをする旨の決定をしたときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならない。以上の場合は、本人か、その代理人又は體代者が、又は體代者又は行政文書の副本を捺印せらるべきである。

3 第一項の規定にかかるときは、裁判所は、検索し詮題しないが、弁護期日外詮題覗くの申請が実施に必要なと認められるため、被告を弁護期日外詮題覗くにすすめられる。

4 裁判所は、弁護期日外詮題覗くが終わった後、必要があると認められるときは、被告は当該行政文書を再度提示せられなければならない。

15

第五章 情報提供

第115条 行政機関の長は、政令で定めるものにより、当該行政機関が保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図面又は電磁的記録を適時に、国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

- 一 当該行政機関の組織及び業務に関する基礎的な情報
- 二 当該行政機関の所掌に係る制度に関する基礎的な情報
- 三 当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の予算及び決算に関する情報
- 四 当該行政機関の組織及び業務並びに当該行政機関の所掌に係る制度についての評価並びに当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の決算の検査に関する情報
- 五 当該行政機関の所掌に係る次に掲げる法人に関する基礎的な情報
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の特許の法律により設立された法人のうち、政府で運営するもの
 - ロ 当該行政機関の取扱い法律、規範、検査、認定、審議その他の行政上の事務について当該法律に基づくもの全部又は一部を行わせる法人を指定した場合におけるその指定を受けた法人のうち、政府で定めるもの

- ハ イ又はロに掲げる法人に属するものとして政令で定める法人
- 2 行政機関の長は、同一の行政文書について以下の者が開示請求があり、その全ての開示請求に応じて当該行政文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該行政文書について實に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該行政文書を開示するに際して、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するよう努めるものとする。
- 3 前二項の規定によるもののはか、政府は、その保有する情報の公眾の総合的な推進を図るために、行政機関が保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

第六章 権限

- (開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)
- 第116条 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができないも、公文書等の管理に関する法律第七条第一項に規定するもののはか、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な窓口所を整備するものとする。

第四章 (同上)

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第111条 (同上)

- 2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な窓口所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第113条 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の

- 状況について報告を求めるものとする。
- 2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取り扱い、その概要を公表するものとする。

(行政機関の保有する情報の収集に関する施策の充実)

第114条 政府は、その保有する情報の公開の継続的な推進を図るために、行政機関の保有する情報が適切にいかつ、適切な方法で国民に届けられるよう、行政機関の保有する情報の収集に関する施策の充実に努めるものとする。

(施行状況の報告等)

- 第117条 行政機関の長は、リの法律の施行の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取り扱い、その概要(第18条第1項に規定する九十日を超えた場合における報告については、該箇引に、同項の規定により記載しなければならないことのわかる事項)を公表しなければならない。

(内閣総理大臣の報告)

- 第118条 内閣総理大臣は、リの法律を実施するため特に必要なと認められる場合には、行政機関の長に対して、情報の公開について設置すべき毎年の報告をして、前項報告の結果とられた措置について報告を求めるものとする。

(地方公共団体の情報公開)

(地方公共団体の情報公開)

- 第119条 地方公共団体は、リの法律の趣旨にのむべく、情報公開条例(地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。次条において同じ。)の制定その他のその保有する情報の公開に關し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(情報公開訴訟に關する規定の適用)

- 第120条 第111条及び第114条の規定は、情報公開条例の規定による顯示決定等に準ずる処分又はリに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟の手続について適用する。

(政令への委任)

- 第31条 (略)

- 第115条 地方公共団体は、リの法律の趣旨にのむべく、その保有する情報の公開に關し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(政令への委任)

- 第116条 (略)

改 正 案	公文書等の管理に関する法律による改正後
目次	目次
第一章 総則(第一条・第二条) 第二章 法人文書の開示(第三条・第十七条) 第三章 聞議申立て(第八条・第二十条) 第四章 訴訟(第十一一条・第二十三条) 第五章 情報提供(第十四条) 第六章 惩則(第十五条・第十七条规定) 附則	第一章 総則(第一条・第二条) 第二章 法人文書の開示(第三条・第十七条) 第三章 聴議申立て(第八条・第二十一条) 第四章 情報提供(第十一条) 第五章 惩則(第十三条・第十五条规定) 附則
第一章 総則	第一章 (同上)
(目的)	(目的)
<p>第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めるること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって国民の知る権利を保障し、独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようとすることを目的とする。</p>	<p>第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めるること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようとすることを目的とする。</p>
第二章 法人文書の開示	第二章 (同上)
(法人文書の開示義務)	(法人文書の開示義務)
第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対して、当該法人文書を開示しなければならない。	第五条 (同上)
一 個人に關する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(但の情報と照合するにあたり、特定の個人を識別することができないものととなるものを含む。)又は特定の個人を識別することができないが、公にやるといふにあり、がお個人の権利和利益を害するおそれがあるものの。ただし、次に掲げる情報を除く。	一 (同上)
イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報	イ (同上)
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報	ロ (同上)
ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人選別法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百八十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏	ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人選別法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百八十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏

		該職務遂行の内容に係る部分
		<p>名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該氏名を公にする るににより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすがそ れ又は当該公務員等の権利利益を不當に損するがそれがある 場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容 に係る部分）</p> <p>（当該個人が独立行政法人等において開催された専門的知識 を有する者等を開成員とする懇談会その他の会合において意 見の表明又は説明を行つた場合において、当該情報が当該高 見表明又は説明に係る情報じゆゆうじゆは、当該情報のうち、 当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分 (当該氏名を公にするるににより、当該個人の権利利益を不 当に損するがそれがある場合にあつては、当該意見表明又は 説明の内容に係る部分）</p>
一		<p>（当該個人が独立行政法人等において開催された専門的知識 を有する者等を開成員とする懇談会その他の会合において意 見の表明又は説明を行つた場合において、当該情報が当該高 見表明又は説明に係る情報じゆゆうじゆは、当該情報のうち、 当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分 (当該氏名を公にするるににより、当該個人の権利利益を不 当に損するがそれがある場合にあつては、当該意見表明又は 説明の内容に係る部分）</p> <p>（法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び 地方独立行政法人を除く。以下「法人等」といふ。）に関する 情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公 にするににより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の 地位その他正当な利益を害するがそれがあるもの。ただし、人 の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にするにしが 必要であると認められる情報を除く。</p>
二		<p>（法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び 地方独立行政法人を除く。以下「法人等」といふ。）に関する 情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公 にするににより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の 地位その他正当な利益を害するがそれがあるもの。ただし、人 の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にするにしが 必要であると認められる情報を除く。</p> <p>（イ）公にするににより、当該法人等又は当該個人の権利、競 争上の地位その他正当な利益を害するがそれがあるもの</p> <p>（ロ）独立行政法人等の要請を受けて、公にしならざる条件で任 意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通常 として公にしならざりやむを得ないもののその他の当該条件を</p>
三		<p>（当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理 的であると認められるもの）</p> <p>（国、機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政 法人の内部又は相互間ににおける審議、検討又は協議に関する情 報であつて、公にするににより、率直な意見の交換若しくは 意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれ又は特定の者に不 当に利益を与えるおそれ又は不利益を及ぼすおそれがあるもの）</p>
四	（略）	<p>（当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理 的であると認められるもの）</p> <p>（国、機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政 法人の内部又は相互間ににおける審議、検討又は協議に関する情 報であつて、公にするににより、率直な意見の交換若しくは 意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれ、不适当に国民の間 に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるお それ又は不利益を及ぼすおそれがあるもの）</p>
五	（部分開示）	<p>（当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理 的であると認められるもの）</p> <p>（第六条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開 示情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報 が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならな い。ただし、当該不開示情報が記録されている部分を区分して除 くことが困難であるときは、リの限りでない。）</p>
六	（略）	<p>（当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理 的であると認められるもの）</p> <p>（第六条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開 示情報が記録されている場合は、不開示情報が記録されて いる部分を容易に区分して除くことができないときは、開示請求者 に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。 ただし、当該部分を除いた部分に有益の情報が記録されていない と認められないときは、リの限りでない。）</p>
七	（開示請求に対する措置）	<p>（開示請求に対する措置）</p> <p>（第九条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部又は一 部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、そ の旨及び開示の実施に關し法令で定める事項を書面により通知し なければならない。）</p>
八	（開示請求に係る法人文書の全部を開示しな ければならない。）	<p>（開示請求に係る法人文書の全部を開示しな ければならない。）</p> <p>（第九条（同上））</p>
九	（開示請求に係る法人文書の全部を開示しな ければならない。）	<p>（開示請求に係る法人文書の全部を開示しな ければならない。）</p> <p>（第九条（同上））</p>

いとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 前二項の規定による通知（開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨を除く。）には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由（第五条各号に該当することを当該決定の根拠とする場合においては不開示情報が記録されている部分）及び当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した理由、開示請求に係る法人文書を保有していないことを当該決定の根拠とする場合においては当該法人文書の作成又は取得及び廃棄の有無その他の法人文書の保有の有無に關する理由）をできる限り具体的に記載しなければならない。

（開示決定等の期限）

第十条 前条第一項及び第二項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から十四日（令和立行政法人等につき独立行政法人通則法第五十八条第一項又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八十九条の規定に基づき賃程又は賃業規則において定められた休日の日数は、算入しない。）以内にしなければならない。ただし、第四条第一項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日

以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 開示請求者は、第一項に規定する期間内に開示決定等がされない場合であつて前項の規定による通知がないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定等がされない場合にば、次条第一項後段の規定による通氣を受けた場合を除き、独立行政法人等が開示請求に係る法人文書について前条第一項の決定をしたものとみなすことができる。

（開示決定等の期限の特例）

第十一條 開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、前条第一項に規定する期間に三十日を加えた期間内にその全てについて開示決定等をすることが事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び同条第一項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については第十七条第五項の規定による手続があつた後相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、前条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 一の項を適用する旨及びその理由

二 残りの法人文書について第十七条第五項の規定による手續があつた日から開示決定等をする日までに要すると認められる期間

（開示決定等の期限）

第十条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 （同上）

（開示決定等の期限の特例）

第十一條 開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をすることが事務の遂行に著しい支障が生ずるがそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの法人文書について開示決定等をする期間

- 2 前項の規定により独立行政法人等が開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分について開示決定等をした場合における第九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その旨及び」であるのは「その旨及び第十七条第五項に規定する見返額その他」と、同条第一項中「その旨」であるのは「その旨及び第十七条第五項に規定する見返額」とする。
- 3 開示請求者は、第一項兼一号の期間（同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合においては、当該政令で定める期間）内に開示決定等がなされた場合には、独立行政法人等が同項に規定する限りの法人文書（第十七条において単に「残りの法人文書」という。）について第九条第一項の規定をしたものとみなす（リヒナドル）。

（行政機関の長への事業の移送）

第十三条 独立行政法人等は、次に掲げる場合には、行政機関の長（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第三条に規定する行政機関の長をいう。以下この条において同じ。）と協議の上、当該行政機関の長に対し、事業を移送する（リヒナドル）。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対して、事業を移送した旨を書面により通知しなければならない。

一・四（略）

- 2 前項の規定により事業が移送されたときは、当該事業については、法人文書を移送を受けた行政機関が保有する行政機関情報公

（行政機関の長への事業の移送）

第十三条（同上）

一・四（略）

- 2 前項の規定により事業が移送されたときは、当該事業については、法人文書を移送を受けた行政機関が保有する行政機関情報公

開法第二条第一項に規定する行政文書と、開示請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、行政機関情報公開法（第十六条第一項を除く。）の規定を適用する。リの場合において、行政機関情報公開法第十条第一項中「第四条第一項」であるのは、「独立行政法人等情報公開法第四条第一項」とする。

3（略）

（開示の実施）

- 第十五条（略）
- 2（略）
- 3 開示決定に基づき法人文書の開示を受けるリがでない（リ）になつた者は、政令で定めるリの範囲内に、当該開示決定をした独立行政法人等に対し、その求めある開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第九条第一項の規定による通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をするリがでない（リ）とき正当な理由があるときは、リの限りでない。
- 5（略）

（手数料）

開法第二条第一項に規定する行政文書と、開示請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、行政機関情報公開法の規定を適用する。リの場合において、行政機関情報公開法第十条第一項中「第四条第一項」であるのは、「独立行政法人等情報公開法第四条第二項」と、行政機関情報公開法第十六条第一項中「開示請求をする者又は行政文書」であるのは「行政文書」と「リ」、それ以外の場合は「リ」、「開示請求に係る手数料又は開示」であるのは「開示」とする。

3（略）

（開示の実施）

- 第十五条（略）
- 2（略）
- 3 開示決定に基づき法人文書の開示を受ける者は、政令で定めるリの範囲内に、当該開示決定をした独立行政法人等に対し、その求めある開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をするリがでない（リ）とき正当な理由があるときは、リの限りでない。
- 5（略）

（手数料）

- 第十七条 次に掲げる者が開示請求をするときは、独立行政法人等の定めるところにより、開示請求に係る手数料（第九項において「開示請求手数料」という。）を納めなければならない。
- 1 会社法（平成十七年法律第二百六十二条）第一條第一号に規定する会社（同条第一号に規定する外國会社その他これらに類するものとして政令で定める法人（第三項に掲げて「会社等」という。）又はその代理人
 - 2 税利を目的とする事業として若しくは当該事業のために開示請求をする当該事業者（次号において「個人事業者」という。）又はその代理人
 - 3 会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等又は当該個人事業者の従業員
 - 4 法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、開示の実施に係る手数料（以下この条において「開示実施手数料」という。）を納めなければならない。
 - 5 前二項の手数料の額は、表記の範囲内において、行政機関情報公開法第六条第一項及び第七項の手数料の額を参考して、独立行政法人等が定める。
 - 6 独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるとときは、行政機関情報公開法第六条第四項の規定に基づく政令の規定を参考して独立行政法人等の定めるところにより、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。
 - 7 第十一条第一項の規定により独立行政法人等が開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、開示請求者は、独立行政法人等の定めるところにより、第九条第一項又は第二項の規定による当該開示決定等の通知があつた日から三十日以内に、残りの法人文書についての開示実施手数料の見込額を予納しなければならない。
 - 8 前項の見込額は、残りの法人文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内において、行政機関情報公開法第六条第五項に規定する見込額を参考して、独立行政法人等が定める。
 - 9 第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合は、その超える額について、独立行政法人等の定めるところにより、還付する。ただし、残りの法人文書についての開示決定に基づき法人文書の開示を受けられることができるひととなつた者が第十五条第四項に規定する期間内に同条第三項の規定による申出をしない場合において、独立行政法人等が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出をすべてを書き留告したものかわらず、正当な理由がなくこれに沿じなければ、この限りでない。
 - 10 開示請求をする者は、法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、第九条第一項若しくは第十項の規定による通知に係る書面又は法人文書の写しの送付を求めることがある。

第十七条 開示請求をする者は又は法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、それぞれ、開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、表記の範囲内において、行政機関情報公開法第六条第一項の手数料の額を参考して、独立行政法人等が定める。

3 独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるとときは、行政機関情報公開法第六条第三項の規定に基づく政令の規定を参考して独立行政法人等の定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

しなければならない。

第二章 異議申立て

(異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮詢)

- 第十八条 顯示決定等又は顯示請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第二百六十号）による異議申立てをすることができる。
2 顯示決定等について異議申立てがあつたときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会と諮詢しなければならない。

一 異議申立てが不適法であり、却下するべき。

二 決定で、異議申立てに係る顯示決定等（顯示請求に係る法人文書の全部を顯示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十一条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る法人文書の全部を顯示するものとすることをただし、当該顯示決定等について反対意見書が提出されたことによつてを除く。

- 3 前項の異議申立てに係る諮詢をした独立行政法人等は、当該期間に係る異議申立てがあつた日から当該諮詢をした日までの期間（行政不服審査法第四十八条において選用する同法第二十一条の規定による権限を命じた場合は、当該権限に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮詢までの期間」という。）が九十日を超えた場合には、第二十六条第一項の報告において、諮詢までの期間及び諮詢までの期間が九十日を超えた理由を記載し

しなければならない。

第三章 異議申立て等

(異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮詢)

- 第十八条 (同上)

2 (同上)

一 決定で、異議申立てに係る顯示決定等（顯示請求に係る法人文書の全部を顯示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十一条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る法人文書の全部を顯示するものとする。ただし、当該顯示決定等について反対意見書が提出されたことを除く。

なければならぬ。

(訴訟の移送の特例)

- 第二十一条 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第二百十九号）第十一条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に顯示決定等の取消しを求める訴訟又は顯示決定等に係る異議申立てに対する訴訟の取消しを求める訴訟（次項及び同項第一項において「情報公開訴訟」という。）が提起された場合にあっては、同法第十一条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の訴訟の送致又は表示顯示決定等又はそれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（同法第二条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属していよいもせば、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当地域のうち、申立てに立ち入り又は職權で、訴訟の全部又は一部に付いて、当該他の裁判所又は同法第十一条第一項から第十四項までに規定する裁判所に移管するものとする。

- 2 前項の規定は、行政事件訴訟法第十一条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に顯示決定等又はそれに係る異議申立てに係る訴訟に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

第四章 訴訟

(管轄及び移送の特例)

第二十一条 開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る損害訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十九年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する損害訴訟をいう。）（以下「情報公開訴訟」という。）は、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定地方裁判所」という。）にかぎり提起することができる。

2) 前項の規定により特定地方裁判所に情報公開訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第一項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に情報公開訴訟が提起された場合においては、同条第五項の規定にかかるわざ、他の裁判所に同一又は同種指ししくは類似の法人文書に係る情報公開訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当事に認めてときは、申立てにかかる又は権利で、訴訟の全部又は一部につきて、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送するものである。

（賃金処分の特例）

第二十一条 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟關係を明確にしやすくし、必要があらむるときは、被告に於し、当該情報公開訴訟に係る法人文書に記載されている情報の内容、第九条第三項の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要とする事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するもつたる処分をするものとする。

（口頭弁論の期日外における法人文書の証拠調取）

第二十三条 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する複数の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにかかる、原告の同意を得て、口頭弁論の期日外に於て、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る法人文書を目的とする文書（民事訴訟法（平成八年法律第百八号）第八百三十二条に規定する物件を含む。）の証拠調取又は検証（以下「リコール」といって「弁論期日外証拠調取」という。）をすることとする。

2) 裁判所が弁論期日外証拠調取をする旨の決定をしたあたる被告は、当該法人文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならない。この場合においては、何人も、その提出か又は提示された法人文書の表示を承認することができない。

3) 第二項の規定にかかるわざ、裁判所は、但書に認めるときは、弁論期日外証拠調取の円滑な実施に必要な行為をさせたため、被告を弁論期日外証拠調取に立ち会わせるものとする。

4) 裁判所は、弁論期日外証拠調取が終りた後、必要があると認めるときは、被告に当該法人文書を再度提示せらるるものができる。

- 第十四条** 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を適時に、国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。
- 一 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報
 - 二 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報
 - 三 当該独立行政法人等の出資又は提出による法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報
- 2 独立行政法人等は、同一の法人文書について10以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該法人文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該法人文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該法人文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するよう努めるものとする。
- 3 前二項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その講活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する趣旨の方針に努めるものとする。

第六章 條則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

- 第十五条** 独立行政法人等は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるように、公文書等の管理に

- 第十一一条** 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

- 2 前項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その講活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する趣旨の方針に努めるものとする。

第五章 (同上)

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第十二条 (同上)

- 関する法律第十一条第二項に規定するもののほか、当該独立行政法人等が保有する法人文書の持たに資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に際する総合的な事務所を整備するものとする。

(施行状況の報告等)

- 第十六条** 独立行政法人等は、この法律の施行の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要(第十八条第三項に規定する九十日を超えた場合における報告についても、該點に、同項の規定により記載しなければならないことのれる事項)を公表するものとする。

(政令への委任)

第十七条 (略)

- 2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な事務所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

- 第十四条** 総務大臣は、独立行政法人等に依るこの法律の施行の状況について報告を受けるものとする。
- 2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(政令への委任)

第十五条 (略)

改 正 案	公文書等の管理に関する法律による改正後
目次	目次
第一章～第三章 (略)	第一章～第三章 (略)
第四章 雜則(第六十五条～第六十八条)	第四章 雜則(第六十五条～第六十七条)
附 則	附 則
第二章 内閣府の設置並びに任務及び所掌事務	第二章 (同上)
(所掌事務)	(所掌事務)
第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第一号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。	第四条 (同上)
1 一・十八 (略)	2 一・十八 (略)
2 前項に定めるものほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、少子化及び高齢化の進展への対応、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに自殺対策の推進に関する政策その他の内閣の重要な政策に関する議論において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要な政策に関する行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。	3 (同上)
3 前二項に定めるものほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	一・一十七の三 (略)
一・一十七の三 (略)	一・一十七の三 (略)
一・十八 栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及び勲章の審査並びに伝達に関するもの。	一・十八 栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及び勲章の審査並びに伝達に関するもの。
一・十九～四十一 (略)	一・十九～四十一 (略)
四十一の二 行政機関(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十一年)第一項に規定するものをいう。)及び独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第二百四十号)第一項に規定するものをいう。)の保有する情報の公開に関する基本的な政策の企画及び立案並びに指揮に関するもの。	四十一～六十一 (略)
四十一～六十一 (略)	第四章 (同上)
第四章 雜則	第四章 (同上)
(事務の分掌)	
第六十八条 内閣総理大臣は、管区行政評価局及び中継行政評価事務所に、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第四十一条の一に掲げる事務に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる管内所に属する事務を委掌せらるりとができる。	
一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項の管内所	
二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十五	

(事務の分掌)	
第六十八条 内閣総理大臣は、管区行政評価局及び中継行政評価事務所に、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第四十一条の一に掲げる事務に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる管内所に属する事務を委掌せらるりとができる。	
一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項の管内所	
二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十五	

改 正 案		公文書等の管理に関する法律による改正後 (傍線部分は改正部分)
（管区行政評価局等）		（管区行政評価局等）
第一十五条 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、総務省の所掌事務のうち第四条第十六号から第十一号までに掲げる事務並びに内閣府設置法第六十九条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属せられた事務を分掌する。	2	第一十五条 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、総務省の所掌事務のうち第四条第十六号から第十一号までに掲げる事務を分掌する。
2 総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、総務省の所掌事務のうち、第四条第九号から第十五号まで、第八十一号から第八十四号まで及び第八十大号に掲げる事務（同号に掲げる事務にあっては、統計技術の研究に関するものを除く。）に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。	2	（同上）
一・二 (略)	3	一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第二十号）第二十一条第一項の案内所
3 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、第一項に規定する管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属せられた事務については、内閣総理大臣の指揮監督を受けるものとする。	4	二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十二年法律第二百四十九号）第二十二条第一項の案内所
4 (略)	5	三・四 (略)
5 (略)	6	

改 正 案	現 行
<p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一　（略）</p> <p>二　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができるものにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示するににより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ・ロ　（略）</p> <p>ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人選任法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行</p>	<p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第十四条 （同上）</p> <p>一　（略）</p> <p>二　（同上）</p> <p>イ・ロ　（略）</p> <p>ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人選任法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行</p>
<p>政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該氏名を開示するににより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合においては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）</p> <p>二　当該個人が行政機関に置かれた議議会その他の合議制の機関又は行政機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行つた場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該氏名を開示するににより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合においては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）</p> <p>三　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示するににより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示する必要あると認められる情報を除く。</p>	<p>政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>三　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示する必要あると認められる情報を除く。</p> <p>イ　開示するににより、当該法人等又は当該個人の権利、競</p>

- 四 開示するににより、國の安全が害されるおそれ、他国若しくは國際機關との信頼關係が損なわれるおそれ又は他国若しくは國際機關との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機關の長が認めるににつき十分な理由がある情報
- 五 開示するににより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序に支障を及ぼすおそれがあると行政機關の長が認めるににつき十分な理由がある情報
- 六 國の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示するににより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれ又は不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 (略)

(部分開示)

第十五條 行政機關の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれてゐるときは、開示請求者に対し、不開示情報を該

当する部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報に該当する部分を区分して除外しが困難であるときは、(略)の限りでない。

四 開示するににより、國の安全が害されるおそれ、他国若しくは國際機關との信頼關係が損なわれるおそれ又は他国若しくは國際機關との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機關の長が認めるににつき十分な理由がある情報

五 開示するににより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序に支障を及ぼすおそれがあると行政機關の長が認めるににつき十分な理由がある情報

六 國の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示するににより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれ、不當に国民の間に誤解を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれ又は不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 (略)

(部分開示)

第十五條 行政機關の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれてゐる場合において、不開示情報を該当する部分を

当する部分を除いた部分につき開示しなければならない。(略)
当該不開示情報に該当する部分を区分して除外しが困難であるときは、(略)の限りでない。

2 (略)

容易に区分して除外しが困難であるときは、開示請求者に依り、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 (略)

改 正 案	現 行
<p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第十四条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対して、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一　（略）</p> <p>二　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することができないが、開示する限りにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ　法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる、又は知ることが予定されている情報</p> <p>ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び</p>	<p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第十四条（同上）</p> <p>一　（略）</p> <p>二　（同上）</p> <p>イ　（同上）</p> <p>ロ　（同上）</p> <p>ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び</p>

<p>び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十二年法律第二百六十号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該氏名を開示する限りにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合には、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）</p> <p>二　当該個人が独立行政法人等において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行つた場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該氏名を開示する限りにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合においては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）</p> <p>三　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この章において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p>	<p>び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十二年法律第二百六十号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>三　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この章において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p>
---	--

を除く。

四　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間ににおける審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示するににより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える者は不利益を及ぼすおそれがあるもの

五　(略)

(部分開示)

第十五条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報を含むときは、開示請求者に対して、不開示情報に該当する部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報に該当する部分を区分して除外する事が困難であるときは、その限りでない。

2　(略)

イ　開示するににより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
ロ　独立行政法人等の要請を受けて、開示しなとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通常として展示したりおもねりしているものの他の当該条件を付するにこれが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間ににおける審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示するににより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれ、不适当に国民の間に誤解を生じさせるおそれ又は特定の者に不适当に利益を与える者は不利益を及ぼすおそれがあるもの

五　(略)

(部分開示)

第十五条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報を含む場合は、開示請求者に対して、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除外する事ができないときは、開示請求者に対して、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2　(略)

○公文書等の管理に関する法律(平成二十二年法律第六十六号)(附則第八条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)
第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一　当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記載されている場合

イ　行政機関情報公開法第五条第一号に掲げる情報
ロ　行政機関情報公開法第五条第二号又は第六号イ若しくはホに掲げる情報

ハ　公にするににより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼關係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めるに十分な理由がある情報

ニ　公にするににより、犯罪の予防、鎮圧又は搜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めるに十分な理由がある情報

2　二一五　(略)

現行

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)
第十六条 (同上)

一　(同上)

イ　(同上)
ロ　(同上)

ハ　公にするににより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼關係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めるに十分な理由がある情報

ニ　公にするににより、犯罪の予防、鎮圧又は搜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めるに十分な理由がある情報

2　二一五　(略)

3 国立公文書館等の長は、第一項第一号から第四号までに掲げる場合であつても、同項第一号イからニまで若しくは第一号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報（以下「リ」の項において「利用制限情報」という。）が記録されている部分以外の部分があるときは、利用請求をした者に対して、当該部分を利用させなければならない。ただし、当該利用制限情報が記録されている部分を区分して除く「リ」とが困難であるときは、「リ」の限りでない。

（独立行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の適用）

第二十一条（答）

2 独立行政法人等情報公開法第二十一條及び第二十三條の規定は「利用請求に対する処分又は」に係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）について選用する。「リ」の場合において、独立行政法人等情報公開法第二十一條中「情報公開訴訟に於いて」とあるのは「利用請求訴訟（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理条例」という。）第十六条第一項に規定する利用請求に対する処分又は」に係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）をいう。以下同じ。」とし、「情報公開訴訟に係る法人文書に記載されている情報の内容、第九条第三項の規定により記載しなければならないとされる事項」とあるのは「利用請求訴訟に係る特定歴史公文書等（公文書管

理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）に記録されている情報の内容」と「独立行政法人等情報公開法第二十一條第一項中「情報公開訴訟」とあるのは「利用請求訴訟」と「前条」とあるのは「公文書管理条例第二十一條第一項の規定により読み替えて選用された前条」と同様並びに同条第二項及び第四項中「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と「同条第三項中「第一項」とあるのは「公文書管理条例第二十一條第一項の規定により読み替えて選用された第一項」と読み替えるものとする。

（独立行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の適用）

第二十一条（答）

改 正 案	現 行
<p>第十九条の二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条第一項及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十二条の規定による院長の諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、会計検査院に、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会を置く。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>第十九条の五 第十九条の三第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十九条の二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十二条の規定による院長の諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、会計検査院に、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会を置く。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>第十九条の五 第十九条の三第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

改 正 案	現 行
<p>(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)</p> <p>第十九条の十六 (略)</p> <p>2 2 9 (略)</p> <p>10 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、第六項の規定により提出された少額領収書等の写し（同項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されている場合においては、当該少額領収書等の写し）（当該少額領収書等の写しに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に規定する不開示情報（以下「」の項及び第十三条において「不開示情報」という。）が記載されている場合においては、当該不開示情報が記載されている部分を除く。）を開示しなければならない。</p> <p>11 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により少額領収書等の写しの全部又は一部を開示するときは、第六項の規定により当該少額領収書等の写しの提出があつた日（第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しの全部について、第六項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されているときは、同項ただし書の通知があつた日）から十四日（行政機関の休日に属する法律（昭和六十二年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内に、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)</p> <p>第十九条の十六 (略)</p> <p>2 2 9 (略)</p> <p>10 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、第六項の規定により提出された少額領収書等の写し（同項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されている場合においては、当該少額領収書等の写し）（当該少額領収書等の写しに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に規定する不開示情報が記載されている場合においては、当該不開示情報が記載されている部分を除く。）を開示しなければならない。</p> <p>11 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により少額領収書等の写しの全部又は一部を開示するときは、第六項の規定により当該少額領収書等の写しの提出があつた日（第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しの全部について、第六項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されているときは、同項ただし書の通知があつた日）から三十日以内に、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。</p>

13 12	(略)	前一項の規定による通知（開示請求に係る少額領収書等の写しの全部を展示するものと限る。）には、当該決定の根拠及び該当の法律の各項及び当該各項に該当するも判断した理由（当該少額領収書等の写しに不顯示情報が記録されていないりや当該決定の根拠とする場合においては、不顯示情報が記録されている部分（りむ）に当該決定の根拠となる行政機關の保有する情報の公開に関する法律の各項及び当該各項に該当するも判断した理由）をできる限り具体的に記載しなければならない。
14 (略)	開示請求者は、第十一項に規定する期間内に同項の決定（以下の条に定むる「開示決定」とす。）がされない場合であつて前項の規定による通知がないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定がされない場合には、次項後段の規定による通知を受けた場合を除き、総務大臣又は都道府県の選舉管理委員会が開示請求に係る少額領収書等の写しについて第十一項の規定をしたものとみなすことができる。	12 (略)
15 開示請求に係る少額領収書等の写しが著しく大量であるため、第十一項に規定する期間に三十日を加えて期間内にその届下りにて開示決定をするに至り事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び第十四項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選舉管理委員会は、開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定をし、残りの少額領収書等の写しについては第十八項の規定による予納があつた後相当の期間内に開示決定をすれば足りる。	13 (略)	52
		14 開示請求に係る少額領収書等の写しが著しく大量であるため、第十六項の規定により少額領収書等の写しの提出があつた日から六十日以内にそのすべてについて第十一項の規定をするに至り事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選舉管理委員会は、開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該決定をし、残りの少額領収書等の写しについては相当の期間内に当該決定をすれば足りる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選舉管理委員会は、第十一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
16 一 この項を適用する旨及びその理由 二 残りの少額領収書等の写しについて第十八項の規定による予納があつた日から開示決定をする日までに要する日数（以下「期間」とす。）		務大臣又は都道府県の選舉管理委員会は、第十一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
17 前項の規定により総務大臣又は都道府県の選舉管理委員会が開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき開示決定をした場合における第十一項の規定の適用につけては、同項中「その旨及び」（もともと）は、「その旨及び第十八項に規定する見込額その他の」（もともと）である。		一 本項を適用する旨及びその理由 二 残りの少額領収書等の写しについて開示決定をする期限
18 開示請求者は、第十六項第一号の期間（同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合においては、当該政令で定める期間）内に開示決定がされない場合には、総務大臣又は都道府県の選舉管理委員会が同項に規定する残りの少額領収書等の写し（以下「の條」において單に「残りの少額領収書等の写し」といふ。）について第十一項の決定をしたものとみなす（もともと）。		
19 (略)		
20 開示決定に基づく少額領収書等の写しの提出を受けるに至るおそれ（もともと）が有する場合は、政令で定める日（以下「提出日」とす。）に当該開示決定をした総務大臣又は都道府県の選舉管理委員会に対し、その定める開示の実施の方法その他の総務省令で定める事項を申出なければならない。		15 (略)
21 前項の規定による申出は、第十一項の規定による通知があつた		

- 日本から川十回ふたけがはだらがい。ただし、当該郵便局に
前該申請をすりいねやれたらりりりりりりりりりりりりり
で、リの限りでない。

22 開示請求に備わる額領収書等の申しの請求を受ける者は、最
初に開示を受いた日から川十回ふたりと算り、総務大臣又は都道府
県の選舉管理委員会に対し、更に開示を受ける旨を申つて下さい
がである。リの場合はじめに、前項ただし書の規定を適用する
。

23 ~ 25 (略)

26 行政機關の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項各
号に掲げる者が開示請求をすりいきは、実費の範囲内に於いて、
総務大臣に対する開示請求に係るかのにつては政令で定める額
の開示請求に係る手数料(第三十項において「開示請求手数料
」といふ。)を納めなければならぬ。

27 少額領収書等の申しの請求を受ける者は、政令で定めるリと
じみる、開示実施手数料(開示の実施に係る手数料)のハフ、ル
の額以上を、総務大臣に於ける請求額以上もしくは実費の範囲内
に於いて政令で、都道府県の選舉管理委員会に対する開示請求に
おいては実費の範囲内に於いて前該都道府県の条例で、やむを得
ば異なるものとする。以下リの条に於いて同じ。)を納めなければ
ならぬ。

28 第十六項の規定により総務大臣又は都道府県の選舉管理委員会
が開示請求に係る少額領収書等の申しのうちの相当の部分にひき
開示承認をした場合には、開示請求者は、政令で定めるリの上
より、第三十項の規定による開示請求に於ける費用があつた日から

三十日以内に、見込額（残りの少額領収書等の申しの全部を顯示するとした場合の顯示実施手続料の額の範囲内で、総務大臣に付する顯示請求においては政令で、都道府県の選舉管理委員会に付する顯示請求においては都道府県選舉所の条例で、それぞれ定める額をもつ。次項及び第三十項に付して同じ。）を手附せなければ、

29 前項の規定による貿易額を手帳した者は、当該貿易額が残りの少額領取書類の等にについて納付すべし課税実施手数料の額(次項において「賦課税額」といふ。)に附するか如何か行政で起算する。

30 第111項の規定により平成した貯込額が要納付額を超える場合に、その超える額について、政令で定めるところにより支拂われる。ただし、残りの少額預取書等の写しについての賃料決済は、これらを少額預取書等の写しの顯示を受けるところが原則とされた者が第111項に規定する期間内に第110項の規定による申出をしなく場合は、総務大臣又は都道府県の選舉管理委員会が当該期間を経過した日から10日以内に当該申出をすべき旨を報告しなければならない。正當な理由がない限りはひどいことをする。

31 顯示請求をする者又は少額領収書等の写しの顯示を受ける者は
第一項若しくは第二項の規定による通知に係る書面又は令
額領収書等の写しに係る写しの交付を求めるものであれば、(イ)の
場合において、総務大臣に対して顯示請求をする者又は少額領収
書等の写しの顯示を受ける者は、命令で定めるところにより、そ
れぞく、課外請求手数料又は課外実施手数料のほか、改めて顯示

有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十一条第一項中「開示請求があつた日」とあるのは「政治資金規正法（昭和二十二年法律第二百九十四号）第二十条第一項の規定により要旨が公表された日」で、同法第十一条第一項中「前項」とあるのは「政治資金規正法第十条の三第一項の規定により読み替えられた前項」と、同法第十一条第一項中「該一項」とあるのは「政治資金規正法第十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項」と、同法第十一条第一項中「前条第一項」とあるのは「政治資金規正法第十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項」とする。

- 3 都道府県は、第一項の規定の例により、収支報告書等に係る情報の開示を行つるものとする。

有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十一条第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは「政治資金規正法（昭和二十二年法律第二百九十四号）第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日以後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一条第一項中「該一項」とあるのは「政治資金規正法第十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項」と、同法第十一条第一項中「前条第一項」とあるのは「政治資金規正法第十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項」とする。

- 3 (同上)

○政党助成法（平成六年法律第五号）（附則第十三条関係）

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(報告書等に係る情報の公開)</p> <p>第三十一条の二 定期報告文書若しくは解散等報告文書又はこれらに併せて提出すべき書面若しくは文書で第三十一条の規定により当該定期報告文書又は解散等報告文書の要旨が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十一号）第三条の規定による開示の請求があつた場合においては、当該要旨が公表される日前は同法第九条第一項の決定を行わない。</p> <p>2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十一条第一項中「開示請求があつた日」とあるのは「政党助成法（平成六年法律第五号）第三十一条の規定により要旨が公表された日」で、同法第十一条第一項中「前項」とあるのは「政党助成法第十一条第一項の規定により読み替えられた前項」と、同法第十一条第一項中「該一項」とあるのは「政党助成法第十一条第一項の規定により読み替えられた第一項」と、同法第十一条第一項中「前条第一項」とあるのは「政党助成法第十一条第一項の規定により読み替えられた前条第一項」とする。</p> <p>3 都道府県は、第一項の規定の例により、都道府県提出文書に係る情報の開示を行つるものとする。</p>	<p>(報告書等に係る情報の公開)</p> <p>第三十一条の二 (同上)</p> <p>2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十一条第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは「政党助成法（平成六年法律第五号）第三十一条の規定により要旨が公表された日から同日以後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一条第一項中「該一項」とあるのは「政党助成法第十一条の規定により要旨が公表された日から同日以後三十日を経過する日までの間」とあるのは「政党助成法第三十一条の規定により要旨が公表された日から同日以後三十日を経過する日までの間」とする。</p> <p>3 (同上)</p>

改 正 案	現 行
(文書提出命令等)	(文書提出命令等)
第一百一十三条 裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めることを以て、決定して、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り扱ぐる必要がないと認める部分又は提出の義務があることを認めたりができない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずるところとする。	第一百一十三条 (同上)
2 裁判所は、第三者に対して文書の提出を命じなければならない場合には、その第三者を離職しなければならない。	2 (同上)
3 裁判所は、公務員の職務上の秘密に関する文書について第一百一十条第四号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立てがあつた場合には、その申立てに理由がないところが明らかとなるときを除き、当該文書が同号ロに掲げる文書に該当するかどうかについて、当該監督官庁（衆議院又は参議院の議員の職務上の秘密に関する文書についてはその院、内閣総理大臣その他の国務大臣の職務上の秘密に関する文書については内閣。以下「」の如きにおいて同じ。）の意見を聽かなければならぬ。リの場合は、当該監督官庁は、当該文書が同号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べるときは、その理由を示さなければならない。	3 (同上)
4 前項の場合において、当該監督官庁が当該文書の提出により次に掲げるがそれがあることを理由として当該文書が第一百一十条第四号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判	4 前項の場合において、当該監督官庁が当該文書の提出により次に掲げるがそれがあることを理由として当該文書が第一百一十条第四号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判
所は、その意見について十分な理由があると認めるに足りない場合に限り、文書の所持者に対し、その提出を命ずるところができる。	所は、その意見について經濟的理由があると認められに足りない場合に限り、文書の所持者に対し、その提出を命ずるところができる。
一 國の安全が害されるおそれ、他國若しくは国際機関との信頼關係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ	一 (同上)
二 犯罪の予防、鎮圧又は搜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ	二 (同上)
5 ハナ (略)	5 ハナ (略)

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第二条 次に掲げる法律の規定による詢問に応じ不服申立てについて て調査審議するため、内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会 (以下「審査会」という。)を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第二条 (同上)</p>
<p>一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法 律第四十一条中）第十八条第一項</p> <p>1 ～ 四 (新)</p>	<p>一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法 律第四十一条中）第十八条</p> <p>1 ～ 四 (旧)</p>
<p>(定義)</p> <p>第八条 リの趣に応じて、「諮詢官」とは、次に掲げる者をいふ。 一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十八条第一項 の規定により審査会に諮詢をした行政機関の長</p> <p>1 ～ 四 (新)</p> <p>2 ～ 3 (新)</p>	<p>(定義)</p> <p>第八条 (同上)</p> <p>一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十八条の規定 により審査会に諮詢をした行政機関の長</p> <p>1 ～ 四 (旧)</p> <p>2 ～ 3 (旧)</p>

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案参考本文

目 次

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十一号)	1
○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第二百四十号)	8
○内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄)	17
○総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)(抄)	18
○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)(抄)	19
○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)(抄)	21
○公文書等の管理に関する法律(平成二十二年法律第六十六号)(抄)	22
○会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)(抄)	24
○政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)(抄)	24
○政党助成法(平成六年法律第五号)(抄)	27
○民事訴訟法(平成八年法律第二百九号)(抄)	28
○情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号)(抄)	29

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十一号)

目次	第二章 総則 第二条・第三条
	第三章 行政文書の開示 第三条・第七条
	第四章 不服申立て等 第八条・第十一条
附則	第一条・第二条・第三条

第一章 総則

第一条 この法律は、国と其の機関との間で、行政文書の開示を請求する権利につき定めるものとする。行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその該文書を国民に説明する責務が争つたからとするべしといふこと、国民の的確な理解と判断の下に、公正で民主的な行政の推進に資するものと目すとする。

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 内閣府(内閣府並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第二十九条第一項又は第二項に規定する機関(これらの機関の運営のための政令で定める機関を除く。))及び内閣府の所管の下に置かれる機関

二 内閣府(内閣府並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第二十九条第一項又は第二項に規定する機関(これらの機関の運営のための政令で定める機関を除く。))及び内閣府の所管の下に置かれる機関(これらの機関の運営のための政令で定める機関を除く。)

三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百九号)第三条第三項に規定する機関(第三号の政令で定める機関を除く。)又は内閣府並びに内閣府の所管の下に置かれる機関(これらの機関の運営のための政令で定める機関を除く。)

四 内閣府設置法第二十九条及び第三十五条第一項並びに官房内閣法(昭和二十一年法律第二十号)第十六条第三項の機関並びに内閣府並びに内閣府の所管の下に置かれる機関(第三号の政令で定める機関を除く。)の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の加算基準又は同条第八条の二の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び音像的記録、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方法で作られた記録をいい。以上同じ。)であつて、当該行政機関の職員が組織的に用ひるものとして、当該行政機関が保有していられるものをいふ。ただし、次に掲げるものを除く。

一 重要な自署、新聞、雑誌、書類その他の特殊な教の者に贈与するためを目的として作成されたもの

二 公文書等の管理に関する法律(平成十一年法律第二百六十号)第二条第三項に規定する性質の公文書等

三 政令で定める研究的その他の施設において、営利で走らせるに供する施設の者(文化財や資源又は生物が主用の施設として特別の管理がなされているもの(前号に掲げるものを除く。))

第二章 行政文書の閲示

第三条 何人も、(1)法律の定めるところにより、行政機関の長(前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関)に於ける行政文書の依存する行政文書の開示請求をすることができる。

第4条 前条の規定による請求書(以下「開示請求」といふ)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」といふ)を行政機関の所長提出してしなければならない。

第五条 行政文書の記入様式

個人と課す事務（事業や販賣個人の取扱業事務）と並んである。」だからこそ、前記書類は、会員登録の登録者生年月日その他の記載等により特定個人を識別することができる（他の書類へ記載するものでは、特定の個人を識別することができるものはないものとみなされる）又は特定の個人を識別することができないが、公的機関の手帳など、特定個人の属性を指す書類に記載されたものがあるもの。ただし、次に挙げる書類を除く。

^イ 法令の規定による文書にしておられ、又は手書きの文書が提出されてゐる。

ハ 口 人の生命・健康・生産又は財産を保護するため、公に付するいが要であると認められる情報
当該個人が会員登録等の行為を行った年月日等の記載事項(第一項に規定する会員登録等の行為の年月日等の記載事項)、独立行政法人等の保有する情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百四十号)による「独立行政法人等の情報公開法」という。第一項に規定する会員登録等の行為の年月日等の記載事項(第一項に規定する会員登録等の行為の年月日等の記載事項)、独立行政法人等の保有する情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百四十号)による「独立行政法人等の情報公開法」という。

各第1項に規定する独立行政法人等をいふ。(以下同じ。)の役員及び職員並公務員在昭和十五年法律第三百六十一号第三条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(平成独立行政法人法(平成十五年法律第二百一人号)第1条又は第一項に規定する地方独立行政法人等をいふ。以下同じ。)の役員又は職員をいふ。)である場合に就て当該機関がその職務の遂行に係る情報であつたが、当該機関のうち当該公務員の職務並びに当該機関の内部に係る部分

又は事業者に個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命・健康・生活又は財産を保護するため、

◎ 金剛經 十二年正月廿四日於南華寺寫

五、国の機関・地方行政公署等は、地方公用金をもつて無行の故人の内部又は外部に貸付ける事務。金券又は支票等に記入する事務。

六、国の機関・独立行政法人等 場合公事務又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に關する事務であるとして公事務の範囲に含むこととする。

監査 検査 取締り、試験又は実験の試験をして其の事務に就く。工體の事務の問題に困難に付ける事務を
口 トナリヤハシタニシテ、其の事務に就く。工體の事務の問題に困難に付ける事務を
監査 又は実験の試験をして其の事務に就く。工體の事務の問題に困難に付ける事務を

二ハ 調査官が公事の権限をもつて、その公事から指揮官を除く者は本部に連絡されねばならぬ。

第六条 行政書類の取扱い 地方公共団体が行う書類の一部と不開示情報が記載される場合を除いて、不開示情報が記載される部分は原則区分して扱われる。ただし、当該部分が複数ある場合は、そのうちの1つを開示することができる。

2 開水講水引の改文書に記載する「開水講水引」(開水講水引の代註)は開水講水引の本筋である。

公益上の理由による教室の開不

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政書類に不謬の性質を有するとして適合すべきと認められる場合は、開示請求に係る行政書類を開示することができる。
(行政機関の主たる事務所)

行政文書の存在と電子化技術

は行政書類の複数に亘り、当該書類が複数回提出された場合は複数回の提出と見なす。ただし、同一の申請事項に対する複数回の提出は、原則として同一の申請事項に対する複数回の提出と見なす。

解説文書

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を顯示するときは、その旨の決定をして、開示請求者に対し、その旨及び顯示の実施に關し答駁令で定める事項を書面に於て通知しなければならない。

前不決定等の期間

第十四条 第四条第一項の規定による請求をした場合は、当該請求に記載した日数が算入しない。

- 2 前項の規定にからず、行政機関の長が書類処理に因難の生じた場合は理由を述べて同一機関内に限らず延滞するものとされ、その場合に依つて行政機関の長が請求書者に対して連絡なく延滞後の取扱いを理由を書面により明示しなければならない。

開示決定等の期限の特例

第十二条 地方請求権の行使行政書類が算して大半である。請求権がある日から六十日以内のうちに請求権行使をするに付いて書類の提出に算して十箇月が生ずるがそれをかる場合に於て前条の規定にかかる時は、行政書類の算して六十日以内に請求権行使に於ては、残りの行政書類の六十日以内に請求権行使をして、残りの行政書類の六十日以内に請求権行使をするには足りない。ハシ事件において行政書類の算して同条第一項に規定する期間内に請求権行使をして、次に請求権行使の算して六十日以内に通知すべき事由に付する。

- 本章を適用する旨がその理

二 残りの行政文書について開示決定をする期日

事案の移手

第十一系 仁科謙吾が開拓農業生産者連合会に於ける「世界の農業問題」は、その中で「農業問題の本質」を論じて、農業生産者連合会の立場を述べた。

卷之三

- 2 前項の規定により算出された額をもって行政機関の員に就て、前項の規定どおりに開示料金を支拂はねばならない。この場合に就て、移動料金は行政機関の員が移住地どおりに移動を行つた場合は、移動料金を付して行政機関の員がもつてゐます。

3 前項の場合は、移動料金は行政機関の員が第九条第一項の規定(以下「開示料金」といふ)をもつて、前項の規定によつて、開示料金を支拂はねばなりません。この場合に就て、移住地で行政機関の員は、前項の規定による開示料金の支拂はねばなりません。

独立行政法人等への事業の移管

第十二条の二 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が当該行政機関に作成されたものであると認めたときは、当該行政機関等に於て行政手続等情報を開示する第十一条第一項に規定する請求を認めたものとする。但し、当該行政機関等に於て行政手続等情報を開示する上、当該行政機関等に対し事務を移転するに際しては、当該機関から当該機関に代わる行政機関の場合は、開示請求に係る行政文書が当該機関に作成されたものとみなす。

- 2 前項の規定により書類が移達されたときは、当該書類については、行政書類を移達を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開請求権をもつてしるべとし、当該書類に記載する行政書類を移達を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開請求権をもつてしるべとする。この場合において、独立行政法人等情報公開請求権をもつてしるべとする場合は、独立行政法人等情報公開請求権の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開請求権をもつてしるべとする場合は、独立行政法人等情報公開請求権の規定を適用する。

3 第一項の規定による事務の移管は、前項の規定による

一、總工會執行委員會成員：王國文、王國華、王國強、王國慶、王國平、王國軍、王國忠、王國義、王國輝、王國海、王國江、王國華、王國強、王國慶、王國平、王國軍、王國忠、王國義、王國輝、王國海、王國江。

（吉川）は、この問題は、御承認をうけたてて、御文書を書かれたての段階では、御承認をうけたてて、御文書を書かれたての段階では、

電示の実施

他の法令による開示の実施との調整

第十五条 本規則は、起業許可の要件として、個人の健康状況が前条第一項本文の規定するものと同一であることを要する旨を定めたものとする。

第十一条 廉正清貧を守り、貪財好利の如きは、必ずしも、無能の職員に付いて取扱ふべきものである。

2 前項の計算結果をもとに、当該税金の額を算出する。
3 行政機関の職員の勤務の困難の理由及び費用を考慮して、第1項の計算結果を算出する。

For more information about the study, please contact Dr. Michael J. Coughlin at (412) 248-7140 or via email at mcoughlin@upmc.edu.

第二章 不動産登記等

(釋義文庫の諸題)

11 不服申立て及び控訴状提出の権利。
11 裁決又は決定、判決又は命令に不服する者は、(國本書院)訴訟の件を審理する裁判所の上級の裁判所へ第一級控訴状提出の権利(第一級控訴権)を有する。訴訟の件を審理する裁判所の上級の裁判所へ第一級控訴状提出の権利(第一級控訴権)を有する。

第十一章 水文地質學

三 二 不服申立人及び参加人
三 三 關示請求者（園田請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く）
当該不服申立てに係る關示決定等について反対意見書を提出した者（同該意見書が不服申立人又は参加人である場合を除く）

第二著から木版甲子を基軸とする複数の書物(主として洋書)

第十二条の規定は、次の各号のいずれかに該する事由又は請求をもつて適用する。

二 不服申立てに係る開示決定書を算入して当該開示決定書に係る行政文書は請求する旨の裁決又は決定(争いである参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)
訴訟の終了の特例

卷之三

(明治二十年十一月三十日) 本邦の現状の點に就て

第二章 行政書類の権利と権利の制限 第二節 公文書等の管理に関する法律

2 稽務大臣はこの法律の施行費用を従事するため、閣議決定による総合的な実効性を確保するものとする。

施行の状況の公表

第十三条 繕木會は行政機關の裏に於ける法律の施行の状況について報告があるいふが如きを、行政上に付する所の監督の監視を以て行うものとする。

2 稽査大臣は毎年度前項の権限を取りまとめ、その権限を行使するを以てする行政機關の事務官に就職する者と同一の者とを異にする。

第十四条 政府は、この法律の施行の終了の後も、行政機関の資料の運送にかかる費用を支拂ひ、又は、適用方法で国民と取引する者にかかる、行政機関の保有する情報の提供に関する規則の充実を図ること。

第十五章 地方公共团体の情報公開
地方公共团体は、(1)法律の趣旨に従い、その保有する情報の公開に関する政令を制定し、及び、(2)これを実施する手続規則を定めなければならない。

（金合（Q版））
标题：十日连环画《金瓶梅》之三，金瓶梅淫乱史大结局，金瓶梅大结局，金瓶梅大结局

• 第三章 亂世的起義者：孫策、孫權與孫休（222—285年）

具派

第一章 総則 第一条～第三条
第二章 法人文書の開示 第二条～第十七条
第三章 案件申立て等 第十八条～第二十一条
第四章 裁判提起 第二十一条～第三十三条

第一章 總則

(五百五)
第一条 本法律は、国民の権利及び権限、法人の文書の關係を釐定する法律及び独立行政法人等の運営並に監督の基準とするものとし、独立行政法人等の運営並に監督の一層の公職を図り、かつて独立行政法人等の有するものと認定するに當る書類の開示について規定するものとする。

(七)

第1条 この法律において「独行政法人等」とは、独行政法人等の登記法(平成11年法律第1号)第二条第一項に規定する独行政法人会から別表第一に掲げる法人をいう。

2 この法律において「法人文書」とは、独行政法人等の登記又は監査が義務化され、又は取扱した文書、図面及び記録(電子的方式、機械的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られた記録)をいふ。以下同じ。)であつて、当該独行政法人等の登記又は監査が総務省に用ひゆるものとして、当該独行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

二、公文書等の整理に関する法律(平成11年法律第16号)第1条第1項に規定する特許用公文書等
三、政府が公文書等の整理に関する法律(平成11年法律第16号)第1条第1項に規定する特許用公文書等
として扱われる事例を記す。(略)
（略）

四 別義第の上に於ては政治的事件が盛りこなされ、圖文及び註記等が併せて同様に記載される。たゞ小説的要素は少く、その點で他の書籍と異なつてゐる。

第2章 法人文書の開示

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対して当該独立行政法人等の保有する法人文書の閲示を請求することができる。

請求の手続

第四条 前条の規定による請求の請求(以下「請求書」といふ。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「請求書」といふ。)を添付して行方不明者等に提出しなければならない。

開拓文化の進歩の出でて、日本は世界に土産品を貢献する人材の輩出が、アーチェリー競技の出現

二 法人文書の名称その他開示請求権に係る法人文書を持たない場合
2 独立行政法人等は開示請求権に係る上の不備があると認めるときは開示請求をした者(以下「開示請求者」といふ)に対して相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において独立行政法人等は開示請求者に対して補正の参考となる書類を作成するよう努めなければならない。

法人文書の開示義務

第五条 独立行政法人等は開示請求があつたときは開示請求に係る個人情報を次の各項の請求(以下「開示情報」といふ)のいずれかが記載されている場合は開示請求者に対して当該個人情報を開示しなければならない。

特定の個人を指す言葉を用いて、その個人が持つべき性質や行動を規定する規範を示す。

（アーヴィング）又が其の國人を敵に付ける事はないが、公はその國人の權利を尊重する事が出来ぬ。

イ 選舉の異議は又種々な形で生じたが、又その中で最も多く見られたのが選舉

人の生命と健康生活又は財産を保護するための公法上の問題

百八人号 第二条第一項に規定する地方行政官(以下「同じ」)の監督(監視)下に當

一 法人その他の日本全国地方行政法人等、地方公共団体及び地方行政団体を除く。(以下「法人等」といふ。) に該する者は、

（註）本圖之資料，係根據1920年聯合國統計局所編之《世界人口》一書。

ロイド等の政治家等の影響を受けて、公認されたものとされて、法人又は個人による無効化の手続

國の難題を抱いてゐる人達、それが日本本邦を離れて世界に散在する人の多く又は半世紀以上前の時代、貧困又は生活保護の問題、その問題

あつて、公にゆきいそり、率直に貴殿の衣襟をへて御承認の由とおもふ旨とぞ。それ 不吉に御坐る事

四、国の機関、独立行政法人等地方公共団体又は地方独立行政法人が行つた事務又は事業に関する資料について、公にする」となり、次に「前項のとてこの一項の事務又は事業の運営上、当該事務又は事業の運営上、不適切と認められるもの

圆的外接圆半径为 r ，圆心到直线的距离为 d ，则 $r^2 = d^2 + \left(\frac{r}{2}\right)^2$ 。

ハロ 犯罪の予防 墓主による墓石の管理と維持に力を入れています

大 韓 國 聖 徒 教 會 仁 球 洪 呂 教 會 仁 球 洪 呂 教 會

人事管理に係る事務に際し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

「日本」は、日本を意味する言葉で、日本民族の自称である。

第六条 独立行政法人等が墨水請求人または墨水請求事務官に墨水請求書等を提出して墨水請求が認められる部分を審査し区分して係りの分科に付与すれば、墨水請求権は、当該部分を除いた部分につき墨水したがうものとす。ただし、当該部分を除いた部分が、原則として墨水請求権を有するものとみなすことができる限りの限りである。

（公益上の理由による裁量的開示）

第七十条 独立董事发现公司存在可能损害公司和股东利益的，应当向公司董事会报告，必要时向中国证监会、证券交易所等监管机构报告并披露。

第一卷開本清長の文書は、独立した人等が当該文書の原本を記載するものである。

第六條 請水長將水長之子人情之件歸入水長，水長歸水長之子人情之件。

2 独特な言語学的構造をもつてゐる。たゞ、この言語は、その構造が、必ずしも、その言語の文法的構造と一致しない場合がある。

第一条 前条の規定（以下「團長承認書」）は、團長請求後四十五日以内に付与せらる。

2 前項の要領にてて、請求書並びに事件処理上の困難な件は、同様に提出する。但し、前項の要領にてて、請求書並びに事件処理上の困難な件は、同様に提出する。

第十一回 金子の力で父の命を救う（金子の母）

するに付り、(二)事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき該期間内に開示不許をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示不許をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対して、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

本条を適用する旨及びその理由

二 残りの法人文書について開示決定等をする期長

第十二条 事件を行政人等が、開示請求権の個人情報を他の機関行政人等に転送する場合の機関行政人等が、開示請求権の個人情報を他の機関行政人等に転送する場合は、当該他の機関行政人等と協議の上、当該他の機関行政人等に対する事案を移譲することができる。この場合においては、移譲をした機関行政人等が開示請求権に対し、事案を移譲した旨を記載する回復書類を交付する。

行政機関の長への事業の移送

- 二、問示請求権は個人文書に記載されていきる情報を手に入れる権利で、民事事件の被訴者その他公的機関の委託者に付帯する権利である。

三、問示請求権は個人文書が行政機関（行政機関は公的機関を第一項に規定する行政機関をいう。次項に別て同じ。）による作成されたものである。

四、その他の行政機関の取引によって行政機関は公的機関を第一項に規定する機関が作成するものに付帯する権利である。

• 註音：指音的音高、音長、音強、音色等特徵。 • 音韻：指音的音高、音長、音強、音色等特徵。

行政書士の「行政書」や「行政文書」は、行政書士が行う行政手続の総称である。

- 3 第一項の開示請求の事務が終了された場合は、して、終了後も同一の取扱いを設置する事が開示の実現にいたりける。終了した場合は、
法人等は、当該開示の実現に必要な努力をしなければならない。

- 3 一 番上に手帳の情報を記載されたものと文書類等の提出した請求水印について述べる。

第十五条 法人文書の展示が、文書又は図画によりては表示する事の出来ないもの、複数の品種について表示する場合、書類等の整理用紙を用いて独立行政法人等が定めた方法で行う。ただし、監視員の指示によりては個人の書類の展示を行っては、独立行政法人等が当該人文書の性質によりては展示を行なう場合がある。この場合は、監視員の指示によるものとし、本項の規定は適用しない。

- 2 独立行政法人等は、行政機関が前項第十四条第一項の規定に基づく政令の規定を参考して前項の規定に基づく書類に記載についての開示の方法に関する定めを設けないといふが、これを一般の開示に準じなければならぬ。

する法律が十一条第一項に規定するもののは、当該独立行政法人等が保有する法人の特徴に関する事項その他の請求をしてこととの利便を考慮した特別な措置をとるものとする。

2 総務大臣がこの法律の田舎地帯適用を権限付与するに際しては、開拓課水力開拓の総合的な水利用整備するものとする。

第二章 稽行の状況の会議

2 第十四条 総務大臣は、独立行政法人等に対してこの法律の施行の状況について意見を求めるものとする。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

第三章 政令への委託

別表第一(第二章系関係)

名称	法律
沖縄県開拓資金公庫	沖縄県開拓資金公庫法(昭和四十年法律第十一号)
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第二十七号)
開拓事業振興銀行公社	開拓事業振興銀行公社法(昭和五十九年法律第十五号)
国立大学法人	国立大学法人法(平成十五年法律第十一号)
大学共同利用機関法人	大学共同利用機関法人法(平成九年法律第八十九号)
日本銀行	後援債支度法(平成十六年法律第十四号)
日本同人振込センター	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本中金發展金公庫法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本中央振興会	日本年金機構法(平成十九年法律第二百五号)
農林水産省	農水産業振興公庫金保証法(昭和四十年法律第十二号)
農水産業振興公組合貯金保証法	於送大学學園法(平成十四年法律第二百六号)
放送大学学園	預金保險法(昭和四十六年法律第二十四号)

別表第二(第三章系関係)

開拓事業振興銀行公社	一 開拓事業振興銀行(以下「開拓銀行」といふ。)第六条第一項第一号に規定する組織の設置の管理の事業に係る業務 二 株式会社(以下「開拓銀行」といふ。)第六条第一項第一号に規定する組織の設置の管理の事業に係る業務
------------	--

	三 项第四号に規定する組織の管理の事業に係る業務 四 前二号に規定する事業に係る株式会社(以下「開拓銀行」といふ。)第六条第一項第一号に規定する組織の設置の管理の事業に係る業務 五 株式会社(以下「開拓銀行」といふ。)第六条第一項第一号に規定する組織の設置の管理の事業に係る業務
日本私立学校振興・共済事業団	一 日本私立学校振興・共済事業団法(以下「振興法」といふ。)第十二条第一項第六号から第八号までに掲げる業務 二 事業用法第十三条第一項に規定する業務 三 事業用法第十三条第二項第一号及び第二号に掲げる業務

○内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄)

目次

第二章 総則 第一条

第三章 内閣府の設置並びに任務及び所掌事務 第二章 第四条

第二章 組織

第二節 通則 第二条

第三節 内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職 第六条 第十五条

第二款 本府

第三款 内部監察等 第十六条・第十七条

第五款 重要政策に関する會議

第一目 設置 第十八条

第二目 経営財政監視会議 第十九条 第十五条

第三目 総合経営監査会議 第二十六条 第二十三条

第四款 施設等整備 第二十九条 第二十八条

第五款 特別の整備 第四十一条 第二十二条

第一目 地方文部局 第四十二条

第二目 設置 第四十二条

第一百 沖繩總合事務局(第四十四条 第四十七条)

第四節 宮內序 第四十九條

第五節 委員會及序 第四十九條 第六十四條

第四章 雜則 第六十五条—第六十条

第一章 内閣府の設置並びに任務及び所掌事務

第四条 内閣は、前条第一項の任務を負うするが、行政部の施策の統一を図るために必要な事務の執行に付する事務の企画及び立案並びに終審調査に関する事務（内閣官房が行つた昭和二十年法律第五号）第十二条第一項第六号に付する事務を除く。）をつかなむ。

一七八 (略)

2 前項に述べたが、大臣は、前第1項の任務を達成するため、少子化及び高齢化の進展への対応、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、児童被害者等の権利実現の保護並びに自殺対策の推進に関する政策その他の内閣の重要な政策に関する審議に於て専門性を基本的条件と基づいて当該審議に際し行政各部の施策の統一を図るために必要な各種企画及び立案並びに後づき等に関する審議を行なう。

3 前項に付するもののが、内閣は前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかむ。

一七〇三 (略)

二天 種典需要に関する企画及び委託による種典の授与及びはく奪の審査並びに伝達に関する企

二十九三十九 (略)

^{四十一} 公文書館に関する制度に関するノルム

四十一、周易卷之三
周易卷之三

四三七六三一 (續)

○宗教信託法(平成十一年法律第九十一号) (抄)

卷之三十一

第十五条 営業行為が同一又は類似の法律に該当する場合は、該法律の規定を適用する。但し、本規約第十一条から第十四條までに規定する場合を除く。

第二十回 前篇に於ける物語の勢力、其の進行する位置を以て其興亡の軌跡を察する。第四回の吉野神宮の事から第十五回まで第八十一回から第六十四回まで及第一回から四回までと並行して、或は接続して、或は平行して、或は交叉して、或は重複して、或は複数の軸で物語が展開する。

（このことは、たゞほんの少しだけ、おもてはうす）

行政監察の実質化と監察の公開化に関する議論

独立行政法人等の供給する情報の公開に関する法律

第三百四十九條 本法施行の後有する國、企事業の登記簿に記載する年月日(金)は、第三百四十九条第一項の登記の日と同一とする。

4.3 四 管理区行管会事務所の位置及び委託事務所は、政令で定めるところによる。

◎上級課題の成績は、2回の定期評価の平均で算出される。ただし、(1)教科書問題集による評価

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第十八号)を
「保有個人情報の開示義務」として規定する。

一 墓地業者 第十一章第一項の規定による未成年又は生後未満の人の生前代理が本人に代つて墳地請求書を提出したときは当該本人をいう。但是第十一章第一項並びに第十二章第一項において同じ。) の生命・健康・生活又は財産を尊

1 題下講水者は多く個人による筆の筆跡（筆者を特定する個人の筆跡識別と認定の筆跡鑑定）。ドクター、歯科医師、小学校教員等が筆者であると認定される。

法律の規定による又は監査による監査報告書の提出がある場合、又は監査人の監査報告書に記載する

人の生命・健康・生活又は財産を保護するため、開示するに必要であると認められる情報

（アーティスト）トマス・リード、（作曲）トマス・リード、（編曲）トマス・リード

2 開示請求係は、開示請求書に依り、当該請求を悉く拒絶する旨の開示を行つた。

○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号) (少)

（保有個人情報の開示請求等）

第十四条 独立行政法人等は開示請求があつたときは開示請求に係る個人情報を次の各号の趣旨に依り開示する。但し、不適当等と
いうものに該当する場合は、該当する部分を除いて開示する。ただし、開示請求に係る個人情報を開示しない場合がある。

一 開示請求者第十一參審第一項の規定により未成年者は成年後見人の法定代理の本件について開示請求をする場合における当該本人をいふ。次号及び第八号、次審第二項並に第十三參審第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を尊重する立場から

一 開示請求権は個人に対する権利（事業者等の個人の開示請求権に対する権利）である。開示請求権の行使は、開示請求権者以外の特定の個人に対する権利である（個人情報保護法第41条の規定による）。開示請求権者以外の特定の個人に対する権利を有する者は、個人情報を開示する権利（個人情報保護法第41条の規定による）又は個人情報を開示する権利を有する者が開示する権利（個人情報を開示する権利を有する者が開示する権利）を有するが、本項は個人に対する権利である。

著作の権利は、文部科学省が保有するものとされ、文部科学省が著作権者としての権利を行使する。

当該個人が公務員等国家公務員法施行規則第1年法規第百一千号第一項に規定する国家公務員（独立行政法人幹部）

（注）当該権限者に選任する特任補助官監督人の役員及び職員を除く）、独立行政法人等の監督員及職員、地方公務員法昭和二十九年法律第百六十二号第二条に規定する地方公務員並に地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合に報告して、当該情報がその業務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の権限及び当該権限執行の内容（例）等

三、皆がその他の団体（全国独立行政法人等）等が公的団体（公的機関）に並んである。ヨーロッパの事例を以て「法人等」といふ。() に関する書類又は開示請求等以外の請求を有する個人の権利請求に関する法律である。次に見よ。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示する権利が事実ある場合のみ開示する法律である。

開示する権利から、当該法人等又は当該個人の権利、権利上の地位に起因する請求権等を有する者に開示する権利から、当該法人等の業務実務上、開示しないとの合意に背離するものであつて、法人側に付帯する開示の制限等の開示の制限がある場合は、当該の開示の制限の範囲内として合理的な範囲内での開示を認める場合があることを指す。

四 國の機體、獨立行政法人等 並に公共事業及び地方銀行行政法人の本部又は支局と併せての機體、機関又は組織、開拓支社等であつて、開拓支社といふことより、整直な資本の充満基準によく管理運営の中心性が大過り眞に異なつておそれ、不當な開拓の限り無く生じゆるおそれ又は特徴の者に不當に規制を加えねば、不正を防ぐ事もあらう。

五、国の機関 独立行政法人等 地方公共団体又は地方独立行政法人に係る事務又は事業に関する事務等をもつて、開拓するに利益があり、次に掲げるこれらその他の事務又は事業の運営上、当該事務又は事業の運営上、法律又は規則等に付されたものにより、國の安全が害されるにそれ、生産者として国際競争上の位置競争が形成されるにそれ又は生産者として国際競争上の地位を失ふ恐れがあるにそれ、犯罪の予防、徳田又は権利その他公共の安全と秩序の維持に利益を及ぼすにそれ、監査、検査、取締り、試験又は規範の実施若しくは改正に係る事務等に關し、正確な事実の把握を困難にするにそれ又は損害若しくは不当な行為を監督するにこれ若しくはその意見を困難にするにそれ、契約交渉又は訴訟係る事務に關し、國、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位等に影響するにそれ、調査研究係る事務に關し、その公正かつ科学的な執行を不适当に阻害するにそれ、人事管理係る事務に關し、公正がつづけた人事の確立と充實を及ぼすにそれ、利害関係者による地方公共団体が経営する企業、独立行政法人又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業運営上の正常な利益を害するにそれ。

(部分顯示)

○公文書等の整理に関する法律（平成十一年法律第六十六号）（抄）

特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い

第十六条 国文大文章體の真髄、并國文大文章體の妙に於て前条第四項の四條の體裁を從つて用ひ得る語句及び文句等は、本件の文書中付す。

「当該件は専用文書等に該種類の取扱いが記載されたものであつて、当該件は専用文書等に該種類の取扱いが記載されたものであつて、

¹ 行政機関報公明社第三号第一号に掲載の論文。

行政機関報令第十五号第ニ条第1号又は第11号(若しくは本件に付する)の規定

八
卷之三十一

國學研究會上場，並有其代表出席，並在會上發表演說。

二、公にかかづひいじめり、獨りの子供、養生は標準、公漬の維持、刑の執行その他の公共の秩序並に社会の維持に文書を交付する
一、それがわざとしに該文書を公文書等と称した行政機關の長が認めるといつてが當初の理由がある情報
一、当該特許権公文書等が独立行政法人等から移されたものでないて 当該特許権公文書等についての情報が記載されてい
る場合

イ 独立行政法人等情報公開法第二条第一号に掲げる情報

口 独行政法人等情報公開法第五条第一項又は第四号イからハまで若しくは二に掲げる情報

III. 新進作曲家による歌謡曲の現状（行政部長監修）

四 〔前略〕

2 定義及子分類等の問題を除くと、國文書籍は、主として新著本が現る年から算して算出する。

3 並該事務所の職員は、第一回第1号から第四回第1号までの間に就業した者で、回数は、申立ての日が生じた日から算して口座に登録された日まで回数を算する。但し、登録された日以後に登録された場合は、登録された日以後の登録回数を算する。また、登録された日以後に登録された場合は、登録された日以後の登録回数を算する。

独立行政法人等情報公開及び情報公開・個人情報保護対策法の準用

と同条第一号中「選出決定」があるのは「利用やむの目的決定」と同条第一号中「雨水ポンプ等」があるのは「利口請求に対する
処分」と「法人文書を開示する」があるのは「特定施設公示書等」(公文書管理法第3条に規定する特定施設公示書等)をいう。
以下二つの号(以下同じ)「利用やむの目的」、「法人文書の開示」があるのは「特定施設公示書等の利用やむの目的」、「情報公開・個人情報保護等に関する法律」から第十九条までの規定に「監査会」があるのは「公文書管理委員会」と同法第九条第一項
中「監査会」があるのは「監査部(公文書等の整理に關する監査の役目)」「公文書管理制度」(以下「公文書管理制度法」といふ。)第十一条審査項の規定により
監査會をして公文書管理制度第十五条第一項に規定する第五条公示書等の長をいう。(以下二つの号(以下同じ))」と「行政文書等又
は本件個人情報の壁紙」があるのは「特定施設公示書等(公文書管理制度法第3条に規定する特定施設公示書等)」(以下同じ)
の趣旨と「行政文書等又は本件個人情報の開示」があるのは「特定施設公示書等の開示」と同条五項中「行政文書等に記載
されている情報又は本件個人情報に含まれている情報」とあるのは「特定施設公示書等に記載されている情報」と同条五项中「不
不服申立て」とあるのは「異議申立て」と「不服申立て」とあるのは「特定施設公示書等に記載されている情報」と同条五项中「不
不服申立て」とあるのは「異議申立て」と「不服申立て」とあるのは「不服申立て等」と同条第十条審査項及び第十九
条中「不服申立て」とあるのは「異議申立て」と同条第十条中「行政文書等に記載個人情報」とあるのは「特定施設公示書等」
と読み替えるものとする。

令和元年総務省告示第1号

第九条の二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成二十一年法律第四十号)第十一条後句に該当する個人情報を
の保有に関する法律(平成十五年法律第五十号)第41条の規定による監査の結果に基づき不謹守していると認定されたる
会社を監査下の会社と定義する。個人情報は監査対象外とする。

- ③② 令子令女はおまかせ。個人的経済を除いて、委員会へまかせて運営する。
③③ 委員会は非公開にする。

¹ 本小節の説教文は「六十日」の前章に記載する。

○政治資金規正法 令和二年法律第百九十四号 (抄)

国々議員關係政治手本に係る少額領収書等の写しの開示

第十九条の十回目で、国連総監査官が監査を行つて、第十一条第一項の規定により監査書の要旨が公表された日から三年間、当該監査書を受理した後第六十回又は監査官の選舉監査委員会に付し、当該監査書に監査官の印（住所等の外の監査の印）を附す。（）うち、第十一委員會の規定による監査官の監査書の印（住所等の外の監査の印）を付す。ただし、国連総監査官が監査を行つた監査官の監査書の印（住所等の外の監査の印）を付す。

2. 前項の規定による請求が(イ)トヨタの株式会社(「豊田精工」など)が、前項の請求者が和主に對する

「今度はおまえの手で、おまえの力で、おまえの命で、おまえの運命で、おまえの人生で、おまえの死んでからも、おまえの命が生き残る。」

- 3 会員登録情報が入力された時刻を記載した書面（次項において「開示請求書」といいます。）を経営大臣又は監査役の選考管理委員会に提出して下さい。

¹ 開不讀文をする者の氏名又は名前及び生年又は居所並びに法人その他の団体もしくは其者の氏名

- 11 長崎外國人居留地の開拓の歴史とその影響を解説する「長崎外國人居留地の歴史とその影響」

- 5 都道府県の選舉管理委員会は、開不選舉者に付し、指図する事は、當初の選舉の性質上して是の區別はない。

⁸ 亂世の政治家たる西郷と、その門徒たちが、明治維新の功臣として、歴史に名を残す。

の問題文は、題文と題解を組み合わせて、題文解説欄に記入する。題文解説欄には、題文解説欄に記入する。

- 書に規定する同一の種類の書類の等しい記述と並んで、該書類をもつてせしむる書類の等しい記述（前項の書類の等しい記述のうち）（前項の書類の等しい記述のうち）

第一条第一項中「請求がされた日から三十日以内」であるが、「政令第百六号（平成六年政令第百六号）第十一条の規定による算定が
公示された日から同日後十日を経過する日までの間」と同様第十一条中「請求がされた日から六十日以内」であるのは「政
令第百六号第十一条の規定による算定が公示された日から同日後十日を経過する日までの間」である。

3 都道府県は第一項の規定の例により、都道府県が提出する情報の請求を行つものとする。

○民事訴訟法 並びに行政事件処理法 第九章（抄）

第一百一十三条 裁判所は文書提出命令の申立て理由がもとより認められないは、決定し、文書の取扱いを終了してその延長を有する。この場合において文書に取り扱うべき事務がなほ認められる部分又は提出の義務があると認められ、しかばねに部分が認められないが、その部分を除いて提出を命ぜる人が認められる。

3 2 裁判所は公務員の職務上の権限に際して文書についての権限に付すときは、その筆頭を指揮しただけであつた。裁判所は公務員の職務上の権限に際して文書についての権限に付すときは、その申立て理由がもとより認められないが、該文書が同日より提出の文書に該するかといふかについて、当該公務員（係官若しくは參議院の議員の職務上の権限に付す文書についての権限、内閣総理大臣、その他の閣僚大臣の職務上の権限に付す文書についての内閣、以降「内閣」といふ）、の権限を認めたものとする。この場合において当該公務員は当該文書が同日より提出の文書に該する旨の意見を述べなければならない。

4 3 前項の場合において当該公務員は当該文書の提出に際して次に掲げられたがため、提出人として訴訟の請求が第百一十条第三項四号ロに掲げた文書に該する旨の意見を述べなければならない。裁判所が、その意見について裁判の理由がもとより認められない場合に限り、文書の取扱いを終了する人が認められる。

一 國の安寧が害せられたがそれによって國民の眞實關係が損なわれたがゆえに又は併用して國民の眞實關係の改善上不利な結果を被つたがれ

5 二 裁判の手続、提出文書等の権利、義務の維持、再の新規の手続の件の件の事件の満足と付随的付帯的事件が生じたがれでてある文書に付す旨の意見を述べなければならない。第百一十条第三項四号ロに掲げた文書に該する旨の意見を述べなければならない。

6 裁判所は文書提出命令の申立てに付す文書が第百一十条第三項四号ロに掲げた文書に該する旨の意見を述べなければならないが、文書の取扱いを終了する人が認められない場合は、何人もその提示された文書の請求を承認しないがである。

7 文書提出命令の申立てに付す文書に該する旨の意見を述べなければならない。

○情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（抄）

第二条 次に掲げる法律の規定に付す本法申立てにて請求権があるが、内閣府は情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十号）第十一条

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十二年法律第四十号）第十一条

三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十二条

四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四十二条第一項

第六条 リの章において「請求」といはれる次に掲げる事項をもつ。

1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十一条第一項に規定する請求に付す行政機関の長

2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十一条第一項に規定する権利をもつ独立行政法人等

3 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十一条第一項に規定する権利をもつ行政機関の長

4 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十一条第一項に規定する権利をもつ独立行政法人等

5 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十一条第一項に規定する権利をもつ行政機関の長

6 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十一条第一項に規定する権利をもつ行政機関の長

7 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十一条第一項に規定する権利をもつ行政機関の長

8 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十一条第一項に規定する権利をもつ行政機関の長

9 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十一条第一項に規定する権利をもつ行政機関の長

10 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十一条第一項に規定する権利をもつ行政機関の長

11 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十一条第一項に規定する権利をもつ行政機関の長

12 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十一条第一項に規定する権利をもつ行政機関の長

13 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十一条第一項に規定する権利をもつ行政機関の長

14 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十一条第一項に規定する権利をもつ行政機関の長

15 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十一条第一項に規定する権利をもつ行政機関の長

16 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十一条第一項に規定する権利をもつ行政機関の長

17 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十一条第一項に規定する権利をもつ行政機関の長